２００４年度版

ニセコ町環境白書

環境の実態及び環境保全等に関する取組みの実施状況報告書

＜２００４年ニセコの顔フォトコンテスト　大賞＞

ニセコ町

ニセコ町環境白書の公表にあたって　　（素案）

２００４年度版ニセコ町環境白書をここに公表いたします。

この白書は、ニセコ町環境基本条例に基づくニセコ町環境基本計画の進行管理を担うもので、本町の環境の状況や町民挙げて取り組んだ環境施策について、毎年「環境の実態及び環境保全等に関する取り組みの実施状況報告書」としてまとめるものです。

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題は、日々の事業活動のみならず、地域における私たち一人ひとりの日常生活のあり様もその大きな要因ともなっています。行政、事業所や家庭など個人あるいは地域ぐるみでの環境改善への自主的・積極的な取り組みの積み重ねが、よりよい環境、よりよい地域づくりへの基礎となります。

子ども議会においても、「緑を大切にしたい」「景観への関心」「ごみ問題」など環境に関連する質問が出されるなど、「環境」への関心の広まりが見られます。

この白書が、皆さまに広く活用されて「環境」への関心を高められ、環境改善活動が着実に実行されるとともに、ニセコ町環境基本計画が目指す「水環境の町　ニセコ」実現の一助として活用されることを願っております。

平成１８年２月

ニセコ町長　**佐 藤 隆 一**

ニセコ町役場　町民生活課環境係

〒048-1595　北海道虻田郡ニセコ町字富士見４７番地
Tel　0136-44-2121　　Fax　0136-44-3500
http://www.town.niseko.hokkaido.jp

ニセコ町環境白書　目次

はじめに

1　ニセコ町環境白書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
2　白書のみかた　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
3　ニセコ町環境基本計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・　5
4　より着実な実現を目指して　・・・・・・・・・・・・・・・　7
ニセコ町環境基本計画の評価作業の経過　・・・・・・・・　8

２００４評価編

分類Ⅰ　水循環の保全を基盤に自然生態系や地域生活文化を守り育てる

1　水循環を育む森を守り育てる　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（1）　森を守る
（2）　森を育てる
（3）　身の回りの緑を大切にする

2　水循環に調和した生産活動を進める　・・・・・・・・・・・・　15
（1）　クリーン農業を進める
（2）　家畜廃棄物を管理する

3　生活の中で水循環を守り育てる　・・・・・・・・・・・・・・　19
（1）　生活排水をそのまま流さない
（2）　公共下水道を利用する
（3）　水に親しむ仕組みをつくる

4　水循環を再生する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
（1）　川の水を守る
（2）　川を自然に戻す
（3）　美しい景観を守る

分類Ⅱ　物質循環型のごみゼロ地域を目指す

1　必要なものだけ買って、大切に使う　・・・・・・・・・・・・　31
2　リサイクルを進める　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
3　ごみを減らす　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
4　生ごみを土に戻す　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
5　二酸化炭素の排出を減らす　・・・・・・・・・・・・・・・・・　39

分類Ⅲ　住民参加による計画の進行管理

1　町民主体の環境マネジメント　・・・・・・・・・・・・・・・・　41

総 括　計画の進捗程度（進み具合）と２００４年度達成度合い　・・　43

資　料　編

1　人口動態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
2　産業構造の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
3　ごみの減量化とリサイクル　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
　（1）じん芥類の収集
　（2）資源ごみの収集とリサイクル
　（3）可燃ごみの性状分析
　（4）有機性廃棄物の資源化（生ごみ・下水汚泥ほか）
　（5）不燃ごみ・粗大ごみの処理（広域処理）
　（6）ごみ処理費用の推移とコスト
4　ニセコの環境実態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９
　（1）し尿と下水道の実態
　（2）水環境の実態及び上水道
5　ニセコ町地球温暖化対策推進計画の進行管理　・・・・・・・・　６２
6　二セコ町地域省エネルギービジョン（概要）　・・・・・・・・　６７
　　・チーム６に参加しよう
7　環境問題用語の解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
　　・　省エネ大辞典
8　レポート：イギリスの環境　・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
9　提言：より確実な環境白書を目指して　・・・・・・・・・・　７９

＜コラム（columu）＞

　（1）ニセコ町景観条例って　？　・・・・・・・・・・・・・・　１０、２０
　（2）複層林って　？　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
　（3）家畜ふん尿と地下水への影響　・・・・・・・・・・・・・　１６
　（4）堆肥化の手順：ニセコ町堆肥センター　・・・・・・・・・　１８
　（5）有島親水公園　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
　（6）資源ごみリサイクル料金　・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
　（7）ニセコの新エネルギー事例：雪氷エネルギー　・・・・・　４０
　（8）環境評価と PDCA サイクル　・・・・・・・・・・・・・　４２
　（9）京都議定書とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

1　ニセコ町環境白書

ニセコ町環境白書は、ニセコ町環境基本条例第５条の規定に基づき作成されたニセコ町環境基本計画の進行管理を担うもので、同条例第６条の規定に基づき毎年、本町の環境の実態及び環境保全等に関する取り組みの実施状況をまとめ、町長が公表するものです。

本書は、ニセコ町環境基本計画に記載された基本目標、個別目標ごとに、２００４年度中に講じた環境に関する取り組みを記載し、当該年度の目標に対しての達成度合いを評価しました。
特に、達成度合いの評価は基本目標項目ごとに定める「達成目標（目標年次：2011 年)」に対する現在の進捗度合いを「総合達成度」として評価を加えております。

本計画策定時（２００１年度）からの経年推移や社会情勢の変化などから、到達目標や展開する施策などに変更が生じた場合は、その旨を明記し、臨機応変な対応を図るものといたします。

環境白書の取りまとめにあたっては、同条例第６条２項の規定に基づき町民参加に配慮しつつ、役場各担当課が原案を作成し、町民有志による評価作業部会がその調整にあたって、町長がニセコ町環境審議会の意見を得て公表するものです。

ニセコ町は、まちづくり基本条例第２５条に基づく町民参加を保証しており、本白書を機会としてご意見や作業への参加など、より多くの方々の積極的な参画を願っております。

2　白書のみかた

(1) 評価表は、次の要領にて表現しています。

① 分類　基本目標（Ⅰ～Ⅲ）及び個別目標を、見出しとして示しています。

② 表題　各個別目標ごとに、今後主眼をおいて取り組むべき主要施策を示しています。

③ 行動目標　施策を達成するための具体的な手だてを示しています。

④ 達成目標　主要施策に関する到達目標と、当該年度における達成内容を表しています。

⑤ 2004 年度における評価　当該年度の目標ごとにその達成度合いを評価します。

⑥ 2004 年度に講じた施策と結果　当該年度の具体的な行動内容や現状などを記載しています。

⑦ 次年度への対応　2005 年度へ残された課題や目標の再設定などを記載しています。

(2) 目標達成の手だて単位で、当該年度目標に対する評価を「達成値、あるいは達成度合いランク」にて表し、基本目標単位で目標年次に対する現在の評価を「総合達成度」として表しています。

① 可能な限り数値評価を優先し、不可能な場合は「達成度合いのランク付け」を採用しました。

② 「達成値」　２００４年度目標(値)に対する実績数値や活動の成果などを記載しています。

③ 「達成度合い」　２００４年度目標(値)に対して進んだ度合いを５段階ランクにて表現しています。

■■■■■　達成　～　■■■□□　～　□□□□□(無し)　未実施

④ 「総合達成度」　基本目標単位で、本年度の達成目標に対する現在の度合いを評価しています。

◎満足　○　ほぼ満足　△　やや不満　×　不満

⑤ 「達成度合い」を、当年度目標値（２００４年度）及び２０１１年達成目標値との対比でプロット図として示しました。なお、比較参考として２００３年度評価も表示しています。

(3) 「２００４年度に講じた施策」は、目標の実現にあたり取り組んだ具体的な取り組み・進捗の状況を評価しています。
可能な限り、図表や写真を取り入れた表現に心がけ、根拠データ、参考資料などは資料編として別途掲載しました。

(4) 「次年度への対応」は、次年度へ残された課題や目標の変更などを簡潔に記載しています。

① 目標達成に向けた行動に関して、解決すべき事項や課題などを記載しています。
② 既に大きく超過した達成事項やそぐわない目標値など、目標事項・目標値・評価手段などの変更も記載しています。

（5） 環境基本計画のより着実な達成を目指して、「計画の進捗程度（進み具合）と２００４年度達成度合い」をプロット図として表現しました。

本計画は２０１１年度を目指して年度ごとの達成目標と、到達年度における目標値を定めています。単年度評価にあっては、この相互関係が明確ではないこと、住民個々が感じる達成度合い（満足度合い）は異なること、絶えず相互関係に配慮しつつ最終到達目標の確実な実現を得るに参考となることなどを考え、整理したものです。

（6） 本書にて用いました評価やその手法、表現の内容、具備すべき根拠データや参考資料などに関して、引き続き多くの皆様のご意見、評価をいただき、不備な部分については以後の白書へ反映する予定としております。

＜例＞

＜分　類＞
計画の基本目標（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）及び個別目標を表示しています。

＜表　題＞
各戸別目標ごとに、
主眼をおいて取り組むべき重点的施策です。

＜計画の目標＞＜達成目標＞
表題に関する具体的な行動の目標、及び
表題項目の達成目標（2011 年）と本年
における評価（到達程度）を記載しています。

＜2004年度における評価＞
行動目標(1～76)ごとに、その達成度合い
と進捗度合いを評価します。
例示：(■■■■■～■■■□□～□□□□□)
表題項目に対する現在の進み具合を「総合
達成度」として評価しています。
例示：(◎ ～ ○ ～ △ ～ ×)

＜2004年度に講じた施策とその結果＞
行動目標単位に、当該年度に取り組んだ
具体的な活動の内容や現状などを記載。

＜達成度合いのプロット図＞
本年度と 2011 年度の目標に対する達成度合い
を表わし、前年度評価からの推移も表現する

＜次年度への対応＞
目標を達成するために、解決すべき残された
課題や、次年度に対応すべき行動や施策、
目標値の再設定や目標事項の変更なども
記載しています。

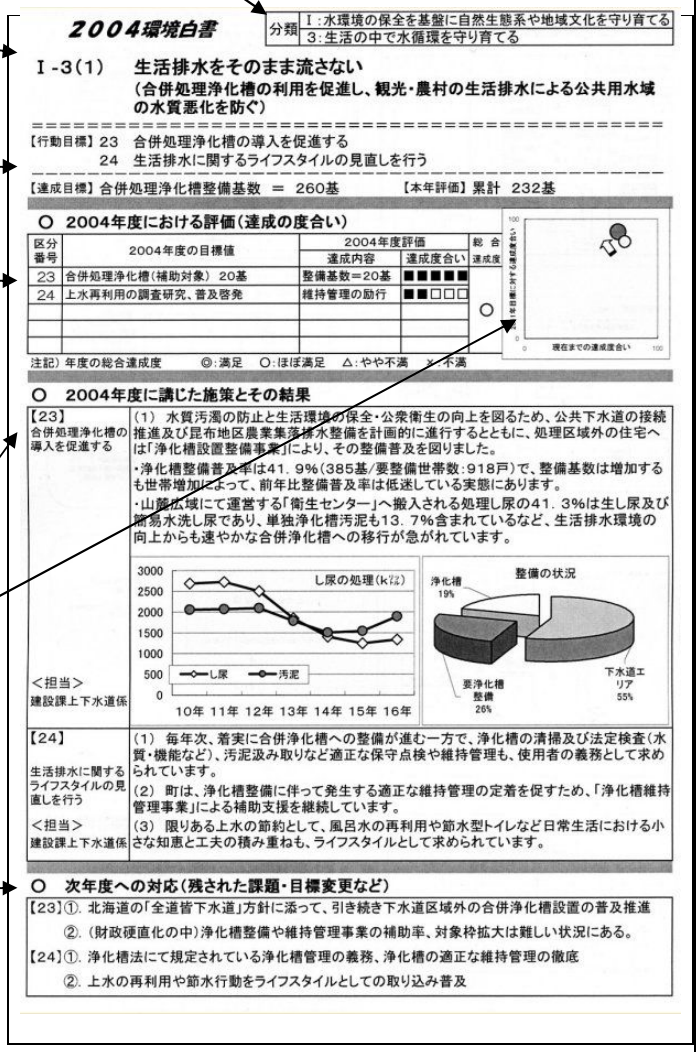

2004環境白書

分類	Ⅰ：水環境の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる 3：生活の中で水循環を守り育てる

Ⅰ-3(1)　生活排水をそのまま流さない
（合併処理浄化槽の利用を促進し、観光・農村の生活排水による公共用水域の水質悪化を防ぐ）

【行動目標】23　合併処理浄化槽の導入を促進する
24　生活排水に関するライフスタイルの見直しを行う

【達成目標】合併処理浄化槽整備基数 ＝ 260基　　【本年評価】累計 232基

○ 2004年度における評価（達成の度合い）

区分番号	2004年度の目標値	2004年度評価 達成内容	2004年度評価 達成度合い	総合達成度
23	合併処理浄化槽（補助対象）20基	整備基数＝20基	■■■■■	○
24	上水再利用の調査研究、普及啓発	維持管理の励行	■■□□□	

注記）年度の総合達成度　◎：満足　○：ほぼ満足　△：やや不満　×：不満

○ 2004年度に講じた施策とその結果

【23】合併処理浄化槽の導入を促進する
（1） 水質汚濁の防止と生活環境の保全・公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の接続推進及び昆布地区農業集落排水整備を計画的に進行するとともに、処理区域外の住宅へは「浄化槽設置整備事業」により、その整備普及を図りました。
・浄化槽整備普及率は41．9%（385基/要整備世帯数：918戸）で、整備基数は増加するも世帯増加によって、前年比整備普及率は低迷している実態にあります。
・山麓広域にて運営する「衛生センター」へ搬入される処理し尿の41．3%は生し尿及び簡易水洗し尿であり、単独浄化槽汚泥も13．7%含まれているなど、生活排水環境の向上からも速やかな合併浄化槽への移行が急がれています。
＜担当＞建設課上下水道係

【24】生活排水に関するライフスタイルの見直しを行う
（1） 毎年次、着実に合併浄化槽への整備が進む一方で、浄化槽の清掃及び法定検査（水質・機能など）、汚泥汲み取りなど適正な保守点検や維持管理も、使用者の義務として求められています。
（2） 町は、浄化槽整備に伴って発生する適正な維持管理の定着を促すため、「浄化槽維持管理事業」による補助支援を継続しています。
（3） 限りある上水の節約として、風呂水の再利用や節水型トイレなど日常生活における小さな知恵と工夫の積み重ねも、ライフスタイルとして求められています。
＜担当＞建設課上下水道係

○ 次年度への対応（残された課題・目標変更など）

【23】①．北海道の「全道皆下水道」方針に添って、引き続き下水道区域外の合併浄化槽設置の普及推進
②．（財政硬直化の中）浄化槽整備や維持管理事業の補助率、対象枠拡大は難しい状況にある。
【24】①．浄化槽法にて規定されている浄化槽管理の義務、浄化槽の適正な維持管理の徹底
②．上水の再利用や節水行動をライフスタイルとしての取り込み普及

3　ニセコ町環境基本計画の体系

(1) 施策の体系

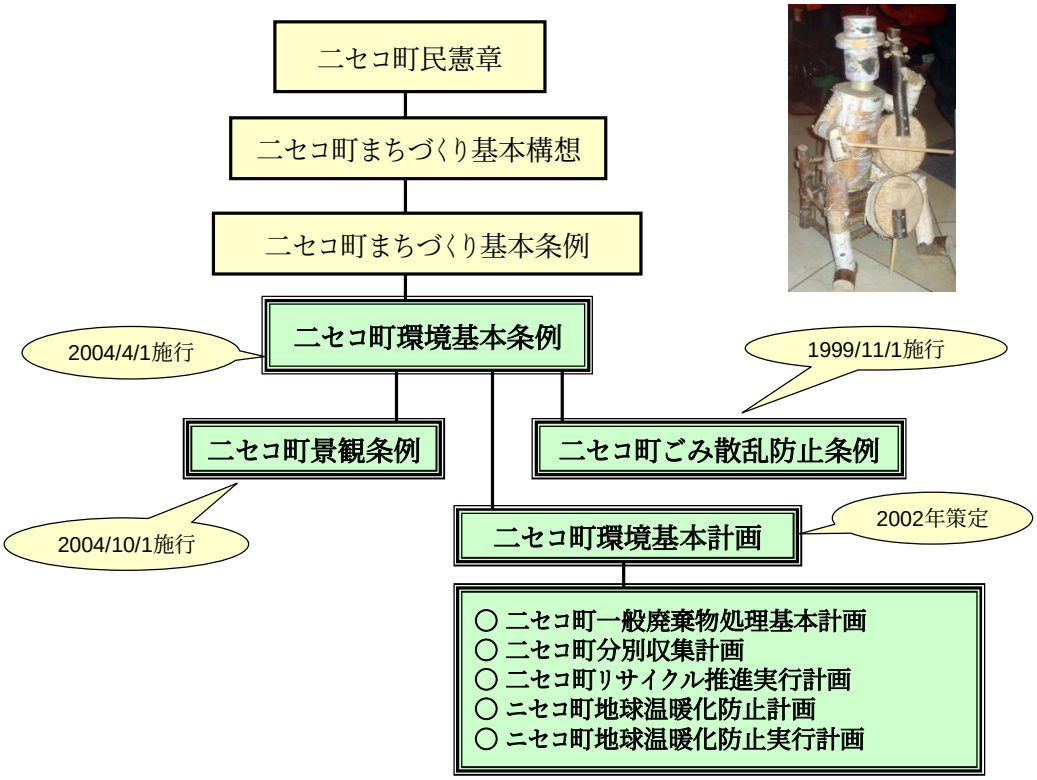

(2) ニセコ町環境基本条例のねらい

注).「前文」より描図

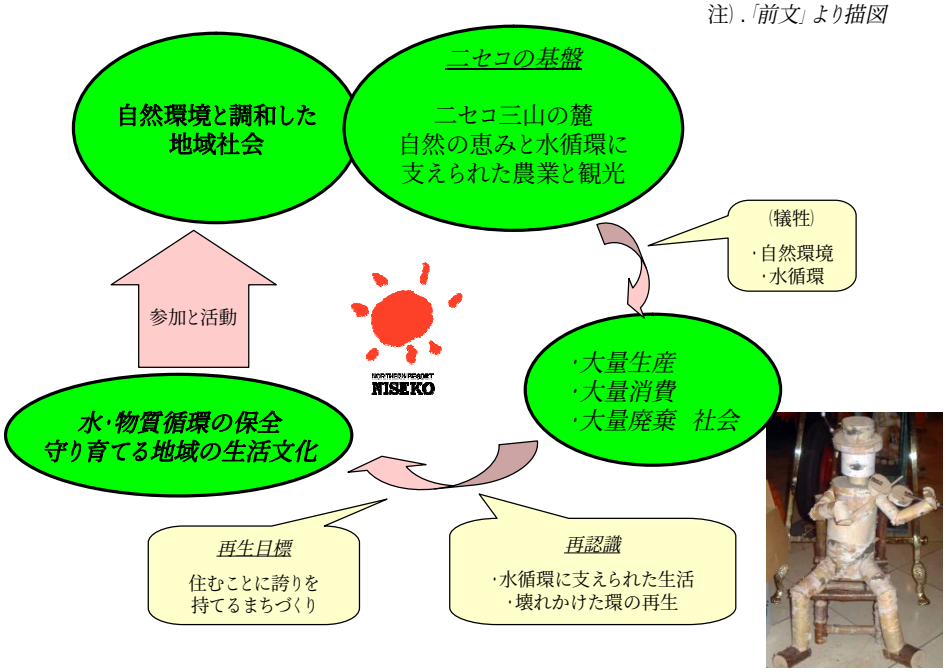

(3) ニセコ町環境基本計画の概要

○　構成と目標

(資料4) 二セコ町環境基本計画

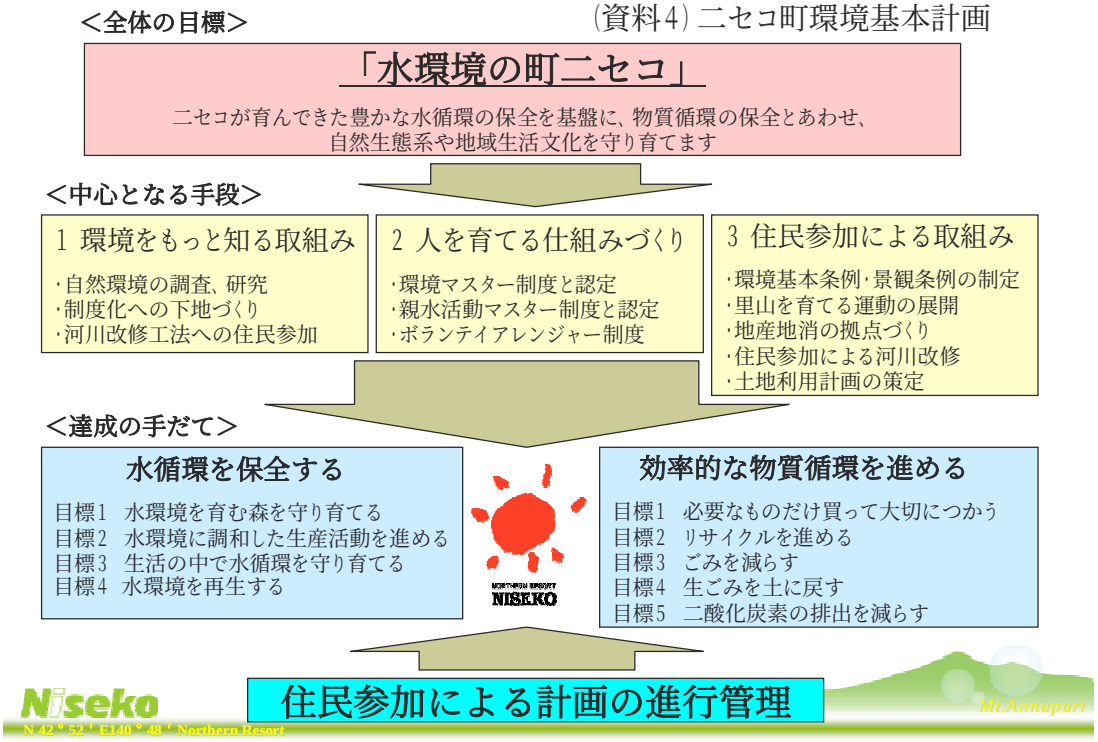

All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

○　目標階層の体系図

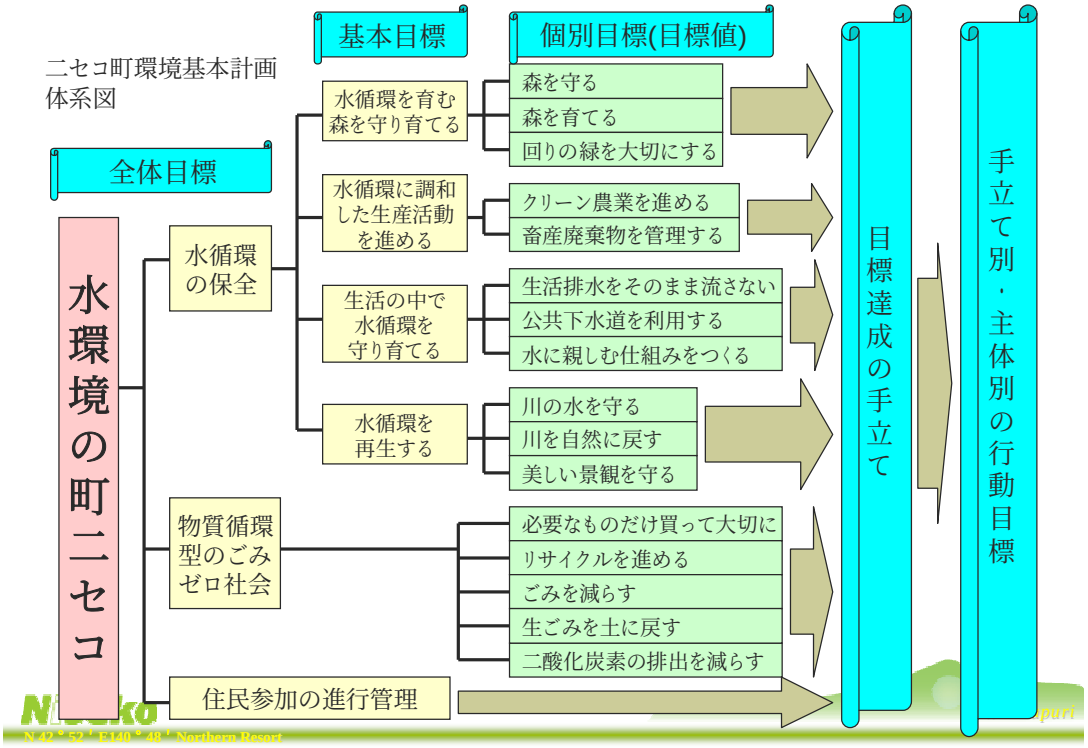

All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

4　提言：より着実なニセコ町環境基本計画の実現を目指して

（1）二セコ町環境基本計画評価作業部会

私たち二セコ町民が取り組んだ「環境」への行動プロセスとその成果を明らかとし、抽出された課題を速やかに次年度へ反映するとともに、まちづくり基本条例に定めた町民参加とにセコ町環境基本条例に定める「環境の町　二セコ」実現をより確実なものとするため、次の事項を低減します。

1　環境基本計画に掲げる「個別目標値」や「目標達成の手だて」の見直し作業について

取り組みの実態や達成度合い評価から進展が見られない項目、既に最終到達目標域へ到達した項目などが明確となりつつあることから、目標値のあり方、アプローチの手順などを行政、地域（町民）協働によるプロセス議論によって、より確実な環境行動の展開を図るべきと判断されます。

2　「持ち込みごみ」の処理対策について（Ⅱ-３　ごみを減らす）

本町の有する観光地特性から、来町者の持ち込みごみ対策が必然となっていますが、先進事例などを参照され、他に率先した具体的な対策の実践が望まれます。

＜検討素案＞

方策（案）	説明
独自の環境目的税	町条例に基づく寄付金・協力金や、飲食・宿泊料金に付加した徴収方式で、これらの一部を財源として町がその処理にあたる。
専用ごみ袋セット	羅臼町事例をモデルとし、可燃・不燃・生ごみ専用袋セットを販売し、来町者は分別仕分けのうえ指定ステーションへ投入する。
受託処理	来町者は、ごみ処理手数料（指定袋）に排出作業に係る費用を上載せして支払い、受託した町民は、それぞれ指定ルールに従ってごみを排出する。

平成１８年2月２７日

ニセコ町環境基本計画評価作業部会

（2）ニセコ町環境審議会

ニセコ町環境基本計画２００４年度評価「環境白書」に関する意見書

ニセコ町環境基本計画のより着実な実現を目指して、次の通り意見書を提出いたします。

記

1　二セコにおける率先した環境取り組みが、産地イメージへ反映し本町農産物の評価へ貢献している事例から、町民挙げて一層のブランド化への取り組みが急がれます。
(1)地域資源循環型クリーン農業の一層の推進、(2)経済活動とリンクした地域流通システムの具体化

2　将来の担い手である子ども達が参画できる環境学習の仕組み創設と運用が望まれます。
(1)食育活動、(2)ごみの分別・抑制実践、(3)エネルギー対策、(4)親水行動など

3　地域に散在する廃屋や廃車など景観阻害物の撤去対策を具体化し、観光資源でもある農村景観の率先した維持保全活動が望まれます。
(1)景観維持への住民合意形成、(2)エリア区分による景観維持マップの作成

平成 18 年 3 月１3日

ニセコ町長　佐 藤 隆 一　様

ニセコ町環境審議会　　会長　　山 下 暁 子

○ ニセコ町環境基本計画の評価作業の経過

（1）評価作業の経過

月　　日	作業の内容	作業の担い手
3月２８日	評価スケジュール、プロセス評価手法の検討	評価作業部会
～4月末日	評価表フォーマット、及び評価手順の作成	町民生活課環境係
～6月１０日	一次評価表（調査票）の記載	役場各所管課
～6月２４日	一次評価表の作成、参考資料の整理	町民生活課環境係
8月１８日	評価表フォーマットの検討、評価視点の確認	評価作業部会
9月　1日	現地調査：水源地の環境	
9月　8日	中止（台風）	
9月１５日	評価ポイント根拠の検討、プロセス評価（水源地と里山ほか）	
9月２１日	アウトプット評価（環境）、先進事例取材	
１０月１４日	評価根拠の確認、推進状況の課題ほか	
１１月１０日	アウトプット評価（農林業）	
～2月１５日	評価素案の取りまとめ	町民生活課環境係
2月２７日	総体的評価、進行管理手法の検討	評価作業部会
2月２８日	総体的評価、作業部会コメントの整理	町民生活課環境係
3月　1日	２００４年版ニセコ町環境白書（素案）の決定	町長
3月１３日	２００４年版ニセコ町環境白書（素案）の審議	環境審議会
3月１７日	２００４年版ニセコ町環境白書の決定と公表	町長

（2）　２００３評価作業部会　名簿　　（敬称　略）

氏　　名	備　　考
井上　　剛	
梅田　　滋	石狩市在住、環境コンサルタント
北島　常雄	
澤田　正文	
寺岡テイ子	
松田　　保	ニセコの環境を考える会
澤田のはら	英国在住、大学生（The University of Southampton：サザンプトン大学）

（3）　ニセコ町環境審議会　名簿　　（敬称　略）

氏　　名	備　　考
山下　　暁子	会長、環境審議委員
松田　　保	副会長、環境審議委員
水上　　武史	環境審議委員
佐藤　　浩二	環境審議委員
高田　　直邦	環境審議委員
平畑　　宏一	環境審議委員
安井　栄里子	環境審議委員
吉原　　京子	環境審議委員
大加瀬真紀子	環境審議委員

２００４環境白書

分類	Ⅰ：水循環の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる
	1：水循環を育む森を守り育てる

Ⅰ-1(1)　森を守る
(天然林の不伐地域を明確にし、効果的に保全する)

【行動目標】
1. 天然林の実態を把握する
2. 所有者との間で、天然林の保全協定を結ぶ
3. 水源地周辺不伐の森林保全条例を制定する
4. 大規模皆伐を避ける

【達成目標】天然林の保全面積　＝　２００４年度策定　　【本年評価】策定に至らず

○　２００４年度における評価(達成の度合い)

区分番号	２００４年度の目標値	２００４年度評価		総合達成度
		達成内容	達成度合い	
1	山林の実態把握、分布図の作成	現状理解(整理)	■■■□□	△
2	計画策定、チェックシステムの構築	交付金制度の運用	■■□□□	
3	森林保全条例制定の準備	水源地の環境理解	■□□□□	
4	保全協定･保全条例と連動した仕組みづくり	景観条例の運用	■■■■□	

注記）年度の総合達成度　　◎：満足　○：ほぼ満足　△：やや不満　×：不満

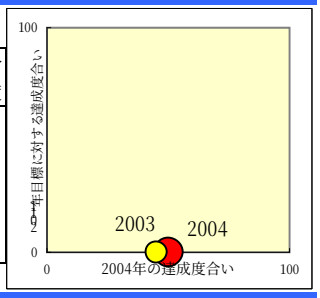

○　２００４年度に講じた施策とその結果

【1】天然林の実態を把握する

(1)　ニセコ町の森林面積は１２,９１０haで、町面積の６５.５％を占めており、山林は「林班図(山林台帳)」にて全て管理されています。

(2)　台風１８号による倒木被害は特に単層人工林で著しく、天然林や複層林の耐性が明らかになるなど、天然林･複層林の有効性と必要性が再認識されました。

表ー１　林野面積(２００４年)と森林面積(２０００センサス)

林野面積	国有林		民有林		林野面積　計
	林野庁	他の官庁	公有林	私有林	
(ha)	―	２５９	６,５９６	７,５９４	１４,４４９
森林面積	樹林地		無立木林		森林面積　計
	人工林	天然林	伐採跡地	未立木地	
(ha)	２,４８４	９,１７１	８４３	４１２	１２,９１０

･山林の７１％は天然林で、全道(６６％)に比べて天然林率が高く維持されています。
･山林の７８％は広葉樹ですが、人工林では「えぞまつ･とどまつ」など針葉樹が主体(８６.５％)で、更には針葉樹の単層林(７９％)が大半を占めています。
･林野面積の９８％は一般民有林で、不在村所有者率が高い地域でもあります。

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

【2】所有者との間で、天然林の保全協定を結ぶ

(1)　高い比率の不在村所有者には、かねてより森林組合にて、整備事業の調整に努めていますが、育林管理への意欲も消極的な傾向が続いており、相続関係が複雑な事例など所有者とのコンタクトにさえ至らない山林も増えています。

(2)　天然林には限定されませんが、森林所有者と町との協定に基づき、所有者などが行う森林施業活動に対する支援として「森林整備地域活動支援交付金」が交付されています。

○　森林整備地域活動支援交付金制度

･期間　：　平成１４年度～１８年度(５ヶ年間)
･平成１６年度実績
　　対象面積：６５７．１ha　　交付金額：６､５７１千円

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

【3】水源地周辺不伐の森林保全条例を制定する

(1)　町内の飲用水源地は、９区域１１ヶ所が確保･供用されていますが、その全てが羊蹄山･アンヌプリ･昆布岳山麓からの湧水をその「源」としており、水源地周辺での具体的な開発行為(計画･構想含む)は新たには特にありません。

(2)　しかし、次の実態が指摘され、将来的な安心対策が求められています。
①湧水箇所の確保域が狭小なことから、枯渇時の新たな水源の確保が必要
②周辺や上流部には民有林も存在し開発計画の可能性が懸念されること
③四季を問わず「人」的踏入りの環境にあること

(3)　具体的な保全条例化の機運にはありませんが、二セコの誇るべき「飲料水」の将来へのより安心な環境を担保するためには、所有者らとの協定やトラスト取得など「不抜の森」「保全緩衝帯」などを通じて保全意識の高揚や具体的な行動が急がれます。

＜提案＞

①ゾーニング：水源を核として「規制保全区域」「保全緩衝帯」を指定する
②協定：町や住民（トラスト）取得または所有者との協定による「不抜の森」とする
③管理：住民参加による管理と保全の仕組み

＜水源地：市街地区簡易水道＞

＜水源地：福井地区簡易水道＞

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

【4】
大規模皆伐を避ける

（1）　森林法の規定により伐採や他用途開発に際しては、伐採届出の義務（1haを超えると知事届出）と森林整備計画手続きによって管理されています。また、ニセコ町では「ニセコ町景観条例」によって、5，000m2を超える林地開発行為での手続きも規定されています。

（2）　2004年度の開発行為は次の通りで、森林法（1ha超過）・ニセコ町景観条例（5,000m2超過）に基づく開発はありませんでした。

表ー2　山林の開発状況（2004年度）

	皆伐	間伐	計	内　植栽	内他用途
件 数（件）	16	3	19	2	3
面 積（ha）	99.68	1.24	150.92	2.88	1.24

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

○　次年度への対応（残された課題・目標変更など）

【1】　天然林の実態調査：分布図、植生・樹齢層、所有形態など
【2】　保全計画の検討：不在村地主実態の把握と育林対策
【3】　水源エリアでの「不抜の森」、ゾーニングによる段階保全策、トラストの可能性
【4】　大規模伐採規制の仕組みづくり

Column　＜ニセコ町景観条例って？＞その1

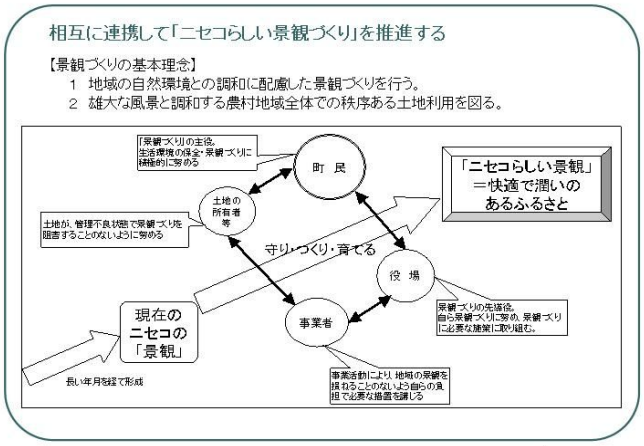

4

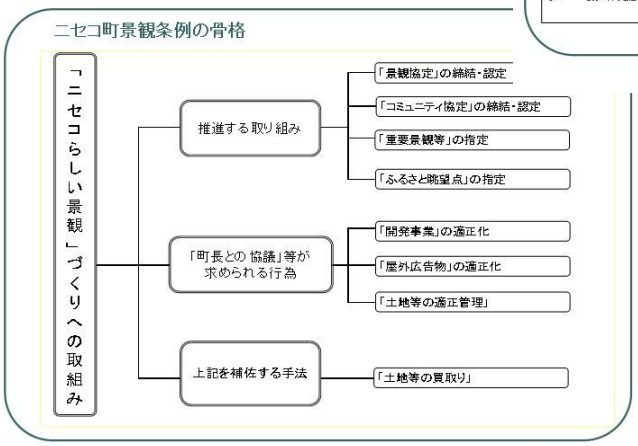

5

分類	Ⅰ:水循環の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる
	1:水循環を育む森を守り育てる

Ⅰ-1(2)　森を育てる
(森林の管理、育成を進める)

【行動目標】　5　複層林の植林を促進する
　　6　育林産業を振興する
　　7・8 間伐材や林産物のリサイクルを進める

【達成目標】植林・林層改良総面積(目標年次:2032年)＝民有林:3,879ha、道有林:241ha
【本年評価】　〃　＝ 民有林:1,092ha

○　2004年度における評価(達成の度合い)

区分番号	2004年度の目標値	2004年度評価 達成内容	達成度合い	総合達成度
5	民有林3,879㌶、道有林:241㌶ (2032年)	台風被害対策実施	■■■□□	○
6	人材育成方針の策定	担い手事業の推進	■■■■□	
7	木材リサイクルの調査研究	実態把握	■■■■□	
8	林産物の安定供給	2,359㌧	■■■■■	

注記) 年度の総合達成度　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

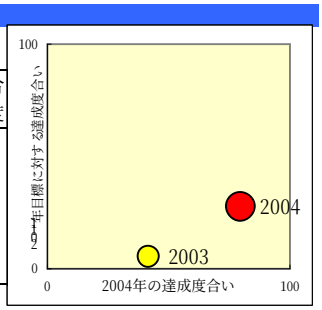

○　2004年度に講じた施策とその結果

【5】複層林の植林を促進する

(1)　町森林整備計画に基づいて、所有者の申請により主に森林組合が担い手となって施業を実施しています。　施業主(所有者)の意向などから「複層林」への育成には至らないが、人工造林や保育下刈り・枝打ち、除・間伐など育成単層林・共生林の整備が着実に進められています。

(2)　9月に発生した台風18号は、国の災害地指定を受けるほどの著しい倒木被害をもたらし、2005年度より再生整備が計画されていますが、その倒木処理がままならない放置実態でもあり、将来の森林生態系への影響や治水対策からも懸念されている状況にあります。

表ー3　台風18号被害の概要

実被害面積　:　196ha
内被害率30%以上　:　157ha
(内訳) 民有林:33ha、道有林:124ha
　　2005整備計画:140ha

表ー4　森林整備の状況(2004年度)

○　育成単層林の整備
　　人工造林:9ha(内町有林:0ha)
　　保育下刈り:157ha(6ha)
　　除・間伐:722ha(5ha)
　　枝打ち:5ha(0ha)
　　作業路整備:
○　共生林の整備
　　樹木の植栽:

＜台風18号による被害状況＞

＜造林事業の推進＞

○　21世紀北の森づくり推進事業　事業費:7,132千円
○　北の森づくり緊急対策事業　事業費:1,479千円、10.32ha

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

【6】育林産業を振興する

(1)　民有林の所有戸数(林家)は198戸(内農家林家:115戸)ですが、不在村者が多いこと、林業事業体(6事業体)が少なく、保有山林の作業実施者(述べ14戸)、林産物の販売実施者(3戸)ともに極めて少ない実態です。

(2)　林業就労の安定化と長期化を促進し、減少を続ける森林整備の担い手を確保・育成するため、森林作業員、事業主、市町村・道が一定の掛け金を負担し、作業員へ就労日数に応じた奨励金を支給する「森林整備担い手対策推進事業」を継続実施しています。

＜二セコ町森林整備担い手対策推進事業　実績＞

平成14年度:5人、平成16年度:3人　※平成18年度(計画):6人

＜担当＞ 農業観光課畜産林務係	表ー5　森林整備担い手対策推進事業の概要　　(北海道) 林業労働力育成確保推進事業:UIターン者等の就労促進、新規参入者の研修ほか 森林作業員就業条件整備事業:就労長期化の奨励金支給と福利厚生に係る経費の助成 森林作業員有給休暇取得促進事業:有給休暇の前倒し付与に係る経費の一部助成 林業傷害保険加入促進事業:傷害保険加入促進のための掛け金一部助成 林業就業促進資金償還免除事業:林業就業促進資金の償還の一部免除 林業担い手確保業務推進事業:事業実施に係る業務推進費、事務所借上げ料の支援
【7】【8】 間伐材や林産物のリサイクルを進める ＜担当＞ 農業観光課畜産林務係	(1)　産出される樹種の大半は、えぞまつ･とどまつ、カラマツなどの針葉樹であり、その狭小な製材市場と限られた流通ルートなどから、その大半は山林で放置状態にあり、生態系や治水対策など林地環境からも大きな課題になっています。 (2)　本町が所属している南しりべし･ようてい各森林組合や後志森づくりセンターでは、ガーデニング用品や作業パレット、PR用小物類などの開発に努めていますが、市場性の高まり効果へは必ずしもつながってはいない現状です。 (3)　製材工場(京極町:ようてい森林組合)から排出される「おが粉」は、優良な家畜敷き料として地域の酪農家へ安定的に供給されており、慢性的な需要超過(不足)状態にあります。 産業廃棄物である抜根や(選別された)建築廃材、バーク(広葉樹の樹皮)類は、乾燥･破砕工程を経て水分調整資材としてニセコ町堆肥センターへ通年供給されています。 表-6　木材破砕チップの利用 供給者:(有)中野産業　おが粉製造施設 原材料:抜根･建築廃材 平成16年度実績:6740m3　2、359ﾄﾝ

○　次年度への対応(残された課題･目標変更など)

【5】 台風18号被害林の復旧対策:倒木処理、計画的な植樹の実現
※ 評価から道有林を除く
【6】 北海道･地元森林組合などと連携した育成支援の継続
【7】【8】 非適材料の混入防止対策:非木材、防腐剤塗布木材など
森づくりセンター･森林組合と連携した間伐材の活用模索

Column　＜複層林って？＞

(1)　複層林の持っている林業上の長所を生かした施業法。(太陽光線をより高度に利用でき、常に樹冠層が形成されているため、雑草の繁茂が少なく、また下刈り作業等は林内で行うこととなり、労働強度が軽減される等)

(2)　我が国の人工林は、スギなどの単一樹種を一斉に植え付け、伐採に適した大きさになると一斉に伐採する場合が多いのですが、一斉伐採を行わずに、抜き伐りを行うとともに、空いた林地に苗木を植え付けることにより、二段林などの森林(育成複層林)を造成することを推進しています。

(3)　育成複層林は、伐採を何回かに分けて行うことなどにより、水源のかん養などの森林の有する機能が高度に発揮されること、造林コストが平準化できることなどのメリットが期待できます。

複層林とは

木を全部伐採して、そこに植栽する場合は「単層林」です。
「複層林」は、強間伐や択伐後の空いた部分に植栽するものです。

目的と利点

永続的に収入を得ることが期待できます。
高品質材生産向きの施業です。
上層木を大径材に育成できます。
下層木の生育が阻害されるので、年輪幅の狭い優良材になることが期待できます。
はげ山にならないので景観が維持できます。
皆伐した場合、土砂の流出や崩壊の恐れがある場所に有効です。

保育

単層林に比べ、早い時期にうっ閉する傾向にあります。林床植生がなくならないように、早めに除伐･枝打ちを行うなど、こまめな手入れが必要です。

注)調査によると、当地域では概ね植栽後6年目に上層木の択伐･間伐や枝打ち、下層木の除伐･枝打ちを行い、林床に光が入るようにすることが理想的です。

分類	Ⅰ:水循環の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる
	1:水循環を育む森を守り育てる

Ⅰ-1(3)　身の回りの緑を大切にする
(里山の育成と管理を進める)

【行動目標】　9　里山の実態を把握し、その役割について認識を深める
10　「百年の森構想」によって、里山の造林事業などを推進する
11　里山復元モデル事業を町民参加で推進する
12　里山の河畔林を地形や生態系を含めて保全する
13･14　里山の利活用や適正な管理運営の仕組みをつくる
15　里山と親しむライフスタイルを創造する

【達成目標】里山認定箇所数＝10箇所以上　　【本年評価】至らず

○　2004年度における評価(達成の度合い)

区分番号	2004年度の目標値	2004年度評価 達成内容	2004年度評価 達成度合い	総合達成度
9	里山認定3箇所(累計　6箇所)	認定数＝0	■□□□□	×
10	ニセコ森と緑の会による植林	育林体験の開催	■■■□□	
11	里山モデル計画の策定	計画の策定至らず	■□□□□	
12	河畔林計画の策定	計画の策定至らず	■□□□□	
13	里山管理ルールの仕組みづくり	具体化に至らず	■□□□□	
14	ボランティア仕組みづくり	具体化に至らず	■□□□□	
15	ライフスタイル創造の情報共有		■□□□□	

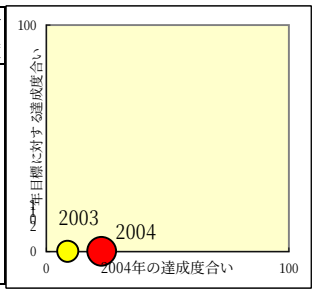

注記)年度の総合達成度　　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

○　2004年度に講じた施策とその結果

【9】里山の実態を把握し、その役割について認識を深める

(1)　前年度に定義(案)を提案しましたニセコの里山として、認定には至らないが中央地区(駅)から富士見地区へまたがる「桜ヶ丘公園」が、カタクリ群生地や多くの木々があり、二セコ駅･中央地区や綺羅の湯などとの生活路としても古くから親しまれ、「身近」な里山に該当すると考えます。

＜ニセコの里山定義(案)＞
- ･身近にあって、古くから生活に密接に関わっている山
- ･山菜をとったり、キャンプなど集い遊べる場所
- ･四季折々の自然景観が楽しめる場所

(2)　その他の候補地として次が考えられるほかに、学校林を有する近藤小学校やニセコ森と緑の会、ニセコ環境を考える会、NPOしりべつリバーネットなど多様な組織が、それぞれの活動を通じて実質的な里山活動を実施しています。

＜第1次候補地＞
- ○曽我森林公園
- ○ニセコ大橋橋詰公園(裏手)
- ○いこいの村森林公園
- ○旧苗畑(字近藤)
- ○有島親水公園(遊歩道サイド)

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

【10】「百年の森構想」によって、里山の造林事業などを推進する

(1)　町開基百周年記念事業として起案されました「百年の森構想」は頓挫しましたが、趣旨を受け継いだ「ニセコ森と緑の会」が観察会や植樹会、枝打ち体験活動など着実な町民参加の「森と親しむ」活動にあります。

表-7　二セコ森と緑の会　平成16年度活動状況

会員数	50名
事務局	二セコ町役場農業観光課畜産林務係
植樹会	6/13　参加者　13名
枝打ち体験	10/16　参加者　18名

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

【11】 里山復元モデル事業を町民参加で推進する ＜担当＞ 農業観光課畜産林務係	(1)　市街地に位置する「桜ヶ丘公園」は、崖崩れや治水対策、生活保安上などから健康保安林・土砂防止保安林に指定されており、開発は規制されています。ごく身近にあって生活に密着した山林の機能維持には、下草刈りや枝打ち、カタクリの維持管理など町民の日常的な努力も必要です。 桜ヶ丘公園に集う保育所園児
【12】 里山の河畔林を地形や生態系を含めて保全する ＜担当＞ 農業観光課畜産林務係	(2)　町内で（雑種地とは異なる）河畔林を持つ河川・場所には限りがありますが、尻別川流域やカシュンベツ川の一部に候補地となりうる場所が点在しています。
【13】【14】 里山の利活用や適正な管理運営の仕組みをつくる ＜担当＞ 農業観光課畜産林務係	(3)　町民の身近に存在する里山としては、安全かつ公益性が求められ、場所によっては所有者の理解と協力が前提となります。まずは、桜ヶ丘公園を対象とした維持管理活動への参加が雰囲気つくりと里山活動の方向性を一にするために有益と考えます。
【15】 里山と親しむライフスタイルを創造する ＜担当＞ 農業観光課畜産林務係	 空から見た桜ヶ丘公園と市街地区域

○　次年度への対応（残された課題・目標変更など）

【9】ニセコの里山定義：住民と地主を巻き込んだ協議（啓発活動）
　　認定第1段階：公共的エリアでの認定手法の模索
【10】町民参加による計画的な植樹と育林管理：森と緑の会活動の支援
【11】住民参加による桜ヶ丘公園管理の模索
【12】河畔林の散策会など町民参加手法の確立（啓蒙活動）
【13】地域・利用者を巻き込んだ議論の場づくり　※　手だて方策・目標値の検討
【14】　　同上　　※　手だて方策・目標値の検討
【15】里山の定義と啓発活動

＜「里山」へのイメージ＞　　※「環境白書２００３」での提起

1　私たちのごく身近かにあって、古くから生活に密接に関わっている山
　・・・「山菜をとったり、散策やキャンプなど楽しみな場所」「毎年、山草など自然を楽しめる場所」

2　都会的には、癒し系の場所イメージ ・・・ ＞　(例)「森林公園」「自然公園」
　町内の整備された山林は ？ ・・・・・・＞　(例)「曽我森林公園」

3　森の生態系と地域の成り立ちが関わって、森（自然）も成長する
・・・・・・「○○で生活に関わりのある森」「ここは荒らさないで残したい森」「皆で守るカタクリの森」

分類	Ⅰ:水循環の保全を基盤に自然生態系や地域生活文化を守り育てる
	2:水循環に調和した生産活動を進める

Ⅰ-2(1)　クリーン農業を進める
(大量の農薬や窒素肥料に依存する農業から有機農業への転換を進め、水系への環境負荷を軽減する)

【行動目標】16　有機農業を目指し、農薬や化学肥料の使用を低減するクリーン農業を推進する
17　多肥集約農業による窒素肥料が地下水を汚染する危険性を低減する
18　休耕田あるいは耕作放棄地を地表水系の一部として有効利用する
19　農業廃棄物の不法投棄を防止する

【達成目標】クリーン農業参加農家数＝100戸(60%)　　【本年評価】27戸

○　2004年度における評価(達成の度合い)

区分番号	2004年度の目標値	2004年度評価 達成内容	2004年度評価 達成度合い	総合達成度
16	YES！Clean表示制度の推進	認定集団数:3	■■■■□	○
17	家畜ふん尿管理施設の整備と運用	整備と運用:94%	■■■■□	
18	休閑地利用事例　1箇所設置	利用調整	■■■□□	
19	農業廃プラ類の適正処理普及啓発	普及啓発	■■■■□	

注記)年度の総合達成度　　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

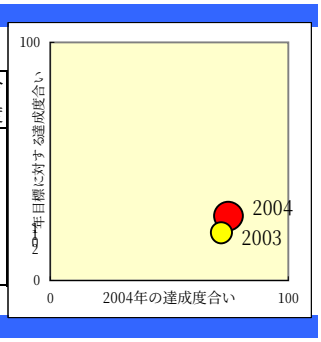

○　2004年度に講じた施策とその結果

【16】
有機農業を目指し、農薬や化学肥料の使用を低減するクリーン農業を推進する

(1)　本町が推進する地域クリーン農業の先駆的実践を通して、2品目3団体が北海道が取り組みするYes! Clean認証団体としてその農産物を流通しています。また、農水省ガイドラインに沿った特別栽培認証手続きによるじゃがいもなどの組織的な生産取り組みも始まっています。
(2)　JAへの出荷･販売に際して、①出所の明確な種子の使用、②生産履歴の提出が義務付けられたことから、トレーサビリティに対応した販売農家での記帳･記録の取り組みが進んでおり、一部ではありますがインターネットを活用し積極的な情報公開に取り組んでいる出荷組合もでてきました。
(3)　町は「地域資源循環型クリーン農業」を平成8年度　町農業振興計画書にて提起し、JAとの共同にて土づくり実践事業や堆肥センターの運営、クリーン農業の推進を継続実施しました。

表-8　2004年度土づくり実践事業

事業区分	内容･実績	事業費
完熟堆肥流通促進事業	堆肥の流通支援(1,000円/ﾄﾝ×5,000ﾄﾝ)	5,000千円
尿散布事業	尿の農用地還元(150台×10ﾄﾝ×1,000円)	150千円
推進事業	堆肥･土壌の分析診断、堆肥施用展示圃設置	
有機資源確保対策事業	良質な畜ふんの安定確保と供給定着化	10,600千円

表-9　Yes! Clean認証取組みの概要

認証番号:005	01-21	作物名:米	集団名:二セコ米生産組合	17戸
認証番号:005	01-22	作物名:米(直播)	集団名:二セコ米生産組合	5戸
認証番号:028	05-12	作物名:じゃがいも	集団名:二セコClean倶楽部	5戸

＜担当＞
農業観光課農業推進係

【17】
多肥集約農業による窒素肥料が地下水を汚染する危険性を低減する

(1)　畜ふんは、自家の堆肥舎施設と町堆肥センターの利用によってその全量を堆肥化され、家畜尿は爆気処理の後バキュームカーにて牧草畑･小麦跡地などへ地力増進策として散布されています。
しかし、町内での堆肥収支から試算して、必要十分な量は確保されていない現状にあり、更なる良質な有機物の調達によって、肥料窒素への依存度合い低減が期待されています。

表-10　家畜ふん尿の収支

区分	原料(ﾄﾝ) 牛	豚	その他	計	堆肥化量(ﾄﾝ) 堆肥化	その他
畜ふん	12,539	1,627	223	14,389	9,353	
畜尿	3,969	3,329	46	7,344		5,875
作物残さ			8,771	8,771	1,605	3,356

表-11　有機物収支(試算値)

作物区分	水稲	畑作物	野菜	飼料作物	計	充足率
作付け面積	381	837	245	160	1,623	

ha

堆肥標準量	10	20	30	20		64.9%	トン
堆肥必要量	3,810	16,740	7,350	3,200	31,100		トン

※.堆肥必要量は、作付け面積に北海道が示す有機物施用標準量を乗じて算出した。

＜担当＞
農業観光課農業推進係

（2） 町内における井戸水（地下水）への硝酸態窒素濃度の影響は、過去に下限値（10ppm）にて検出された事例があったが、その以後では検出されてはいない。

【18】
休耕田あるいは耕作放棄地を地表水系の一部として有効利用する

（1） 休耕田・耕作放棄地の増加は、生産基盤の狭少化のみならず、農用地の持つ利水・治水機能の低下をもたらし、山林の荒廃とともに地域治水に大きな懸念を有しています。
（2） 特に農用地にあっては、栽培仕向けとして活性化する方策が利水・経済成果からも有効と判断し、農業経営基盤強化促進法に基づく積極的な利用調整を図りました（利用集積計602ha）。

表-12 農地（水田）利用の動向

水田本地	水稲作付	転作田	内 定着除外
752ha	377ha	375ha	133ha

＜担当＞
農業観光課農業推進係

【19】
農業廃棄物の不法投棄を防止する

（1） 農業生産活動に伴って発生する使用済み農業用廃プラスチック類の処理は、JAによる回収システムの定着（平成10年度～）やクリーン農業意識の高まりなどから、ほぼ適正に処理されています。

表-13 農業用廃プラ類の回収実績

回収回数	ポリ	ビニール	合計	備考
2回	39,980kg	20,560kg	60,540kg	

（2） 廃油類は、その一部は燃料として再利用される他はJA(ガソリンスタンド）や整備工場を通じた回収ルートが確立していますが、廃用となった農機具類や廃屋の放置が散見され（「環境MAP」）、地域景観上からも課題となっています。
その適正処理の推進とともに、「二セコ町景観条例」の適用も検討されなければなりません。

＜担当＞
農業観光課農業推進係
町民生活課環境係

○ 次年度への対応（残された課題・目標変更など）

【16】継続した地域クリーン農業の推進、Yes! Clean制度の啓蒙と支援による認証の拡大
【17】①地下水汚染の低減に寄与する、畜ふんの完熟堆肥化と爆気処理した尿の計画的な農地還元を推進
②法に基づく畜ふん・尿の適正管理の徹底
【18】転作・休耕田の遊水池やため池機能化は現実的ではないことから、荒廃農地を含めて土地改良による生産農地への復活推進、景観作物による緑地保全などの模索（※ 【目標達成の手だて】検討事項）
【19】①適正処理への意識は浸透しつつあるが、一層の適正処理啓発を図る
②廃プラ類の抑制方策として、崩壊性マルチ・液状マルチなど代替え資材の検討

column ＜家畜ふん尿と地下水＞

家畜ふん尿が地下水へ混入した場合、その影響は主に硝酸態窒素濃度（過剰な施肥窒素も影響する）、大腸菌群数などに現われ、いずれも飲用水の基準値を超える場合は健康への影響が懸念されます。
[硝酸態窒素] 10ppmを基準値とし、これを越える飲用水は特に乳幼児に対して危険な恐れ（血液中の酸素供給力の低下＝ブルーベビー症状）がある
[大腸菌群] 検出された場合は、人畜のし尿混入がまず疑われ、赤痢菌・チフス菌などに汚染されている恐れがある。

← ＜廃屋の放置事例＞

＜廃用農機具・車両の放置事例＞ ⇒

２００４環境白書

分類	Ⅰ:水循環の保全を基盤に自然生態系や地域生活文化を守り育てる
	2:水循環に調和した生産活動を進める

Ⅰ-2-(2)　家畜由来の廃棄物を管理する
(家畜尿汚水など畜産廃棄物の河川･地下水への流入を防止する)

【行動目標】20　家畜のふん尿など汚水の河川･地下水への流入を防止する
21　家畜のふん尿を堆肥化する
22　堆肥舎の適正管理を進める

【達成目標】家畜のふん尿の堆肥化率　＝　100%　　【本年評価】100%

○　2004年度における評価(達成の度合い)

区分番号	2004年度の目標値	2004年度評価 達成内容	2004年度評価 達成度合い	総合達成度
20	ふん尿管理の点検･啓発	適正な管理の実施	■■■■■	◎
21	全量堆肥化と堆肥の安定供給	全量農地還元	■■■■□	
22	ふん尿対策の点検･啓発	適正な管理の実施	■■■■■	

注記)年度の総合達成度　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

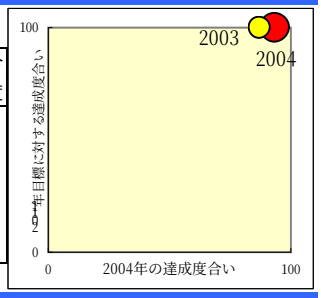

○　2004年度に講じた施策とその結果

【20】
家畜のふん尿など汚水の河川･地下水への流入を防止する

(1)　法に基づく畜産環境要整備農家での整備をほぼ終え、その適正処理と管理台帳の記帳管理(義務)、随時の点検(町･支庁)を図っており、特に融雪時期や大雨時でのオーバーフロー(未然防止)対策の督励喚起を重点としています。
(2)　農用地還元(散布)に発生する嫌気性臭気の拡散は、人によっては不快感を感ずることから、確実な爆気処理と速やかな混和作業など、観光地「ニセコ」として周辺への特段の配慮も求められています。

表-14　家畜の飼養動向　　頭･羽

	乳牛	豚	めん羊	馬	鶏	ダチョウ
飼養戸数	16戸	1戸	1戸	3戸	2戸	1戸
飼育頭数	1,082	1,537	23	18	562	62

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

【21】
家畜のふん尿を堆肥化する

(1)　畜ふん･尿の施設環境とその処理システムは整っており(整備:1999～2002年度)、畜産農家にあっては自家にて余剰する家畜ふんは堆肥センターへ供給され、尿溜施設で一次発酵処理を経た家畜尿は、自ら利用するもの以外は町内の農用地へ広く還元されるなど、貴重な有機物資源として活用されています。
(2)　堆肥センターは、指定管理者制度にてJAが運営に当たり、町･JAは、当面する堆肥センター運営の安定と堆肥の活用を図るため、相応の支援策を展開しています。
○　堆肥の生産は、センターで34%を担っており、残りは畜産農家庭先で管理されています。
○　畜ふん堆肥の56%、家畜尿の15%は、無畜農家の畑へ散布されています。
○　畜ふん堆肥　　製品単価:4,000円/ﾄﾝ　　支援策:(町)1,000円/ﾄﾝ、(JA)500円/ﾄﾝ

表-15　家畜ふん尿の処理状況

区分	発生推定量	自家処理率	堆肥センター処理率	耕種ほ場還元率
畜ふん	12,931ﾄﾝ	66%	34%	56%
家畜尿	4,057ﾄﾝ	85%	0%	15%

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

【22】
堆肥舎の適正管理を進める

(1)　家畜排せつ物管理法など畜産環境三法(改正肥料取締法、持続的農業促進法)によって、一定規模以上の畜産農家はその適正処理と管理台帳の記帳管理が義務付けられ、町･北海道は随時の点検にて確認･指導を図っている(2002年11月1日施行)。
･融雪時期でのオーバーフロー懸念への事前対応や計画的な農地還元の励行

農業観光課畜産林務係

○　次年度への対応(残された課題･目標変更など)

【20】①法に基づく適正な管理点検及び記録の励行
②診断に基づく堆肥･尿の農地還元(過剰施用の抑制)
【21】①製造堆肥の安全性と施用効果の把握に努める
②年間5,700ﾄﾝの堆肥化処理と製品堆肥の安定供給
【22】適宜の巡回と定期報告により、適正な管理と有機性資源の活用を図る

column　＜堆肥化の手順：ニセコ町堆肥センター＞

（1）整備された畜産農家の堆肥舎

（2）堆肥センターへの畜ふん搬入

（3）水分調整資材との混和（水分７０％へ調整）

（4）前処理槽（1週間で、確実に６０℃以上へ発酵）

（5）攪拌発酵槽（日に1回の混和で約１ケ月間）

（6）異物除去選別（トロンメル）

（7）熟成発酵（堆積と定期的な切り替えしで発酵）

（8）製品堆肥

分類	Ⅰ：水環境の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる
	3：生活の中で水循環を守り育てる

Ⅰ-3(1)　生活排水をそのまま流さない
(合併処理浄化槽の利用を促進し、観光･農村の生活排水による公共用水域の水質悪化を防ぐ)

【行動目標】２３　合併処理浄化槽の導入を促進する
　　２４　生活排水に関するライフスタイルの見直しを行う

【達成目標】合併処理浄化槽整備基数　＝　２６０基　　【本年評価】累計　２３２基

○　２００４年度における評価(達成の度合い)

区分番号	２００４年度の目標値	２００４年度評価		総合達成度
		達成内容	達成度合い	
２３	合併処理浄化槽(補助対象)　２０基	整備基数＝２０基	■■■■■	○
２４	上水再利用の調査研究、普及啓発	維持管理の励行	■■□□□	

注記）年度の総合達成度　　◎：満足　○：ほぼ満足　△：やや不満　×：不満

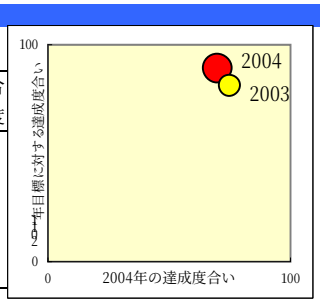

○　２００４年度に講じた施策とその結果

【２３】
合併処理浄化槽の導入を促進する

(1)　水質汚濁の防止と生活環境の保全･公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の接続推進及び昆布地区農業集落排水整備を計画的に進行するとともに、処理区域外の住宅へは「浄化槽設置整備事業」により、その整備普及を図りました。
･浄化槽整備普及率は41．9％(385基/要整備世帯数:918戸)で、整備基数は増加するも世帯増加によって、前年比整備普及率は低迷している実態にあります。
･山麓広域にて運営する「衛生センター」へ搬入される処理し尿の41．3％は生し尿及び簡易水洗し尿であり、単独浄化槽汚泥も13．7％含まれているなど、生活排水環境の向上からも速やかな合併浄化槽への移行が急がれています。

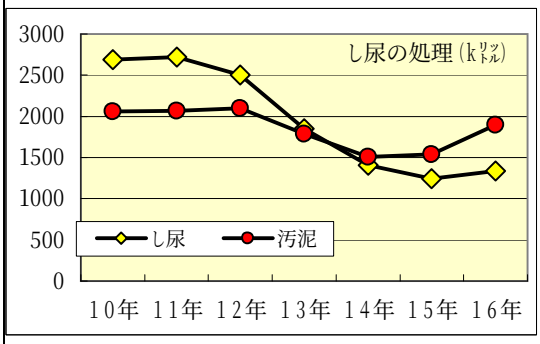

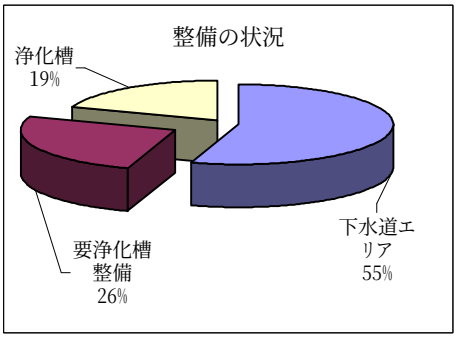

＜担当＞
建設課上下水道係

【２４】
生活排水に関するライフスタイルの見直しを行う

(1)　毎年次、着実に合併浄化槽への整備が進む一方で、浄化槽の清掃及び法定検査(水質･機能など)、汚泥汲み取りなど法律の定めによる適正な保守点検や維持管理も、使用者の義務として求められています。
(2)　町は、浄化槽整備に伴って発生する適正な維持管理の定着を促すため、「浄化槽維持管理事業(期間限定)」による補助支援を継続しています。
(3)　限りある上水の節約として、風呂水の再利用や節水型トイレなど日常生活における小さな知恵と工夫の積み重ねも、ライフスタイルとして求められています。

＜担当＞
建設課上下水道係

○　次年度への対応(残された課題･目標変更など)

【２３】①．北海道の「全道皆下水道」方針に添い、引き続き下水道区域外の合併浄化槽設置を普及推進する
　　②．(財政硬直化の中)浄化槽整備や維持管理事業の補助率、対象枠拡大は難しい状況にある。
【２４】①．浄化槽法にて規定されている浄化槽管理の義務、浄化槽の適正な維持管理の徹底
　　②．上水の再利用や節水行動をライフスタイルとしての取り込み普及

Column　＜ニセコ町景観条例って？＞その2

開発事業の協議制度

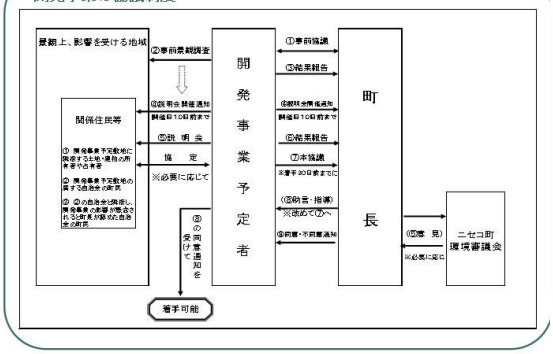

11

協議が必要な「開発事業」

種類			基準
（1）	建築物の建設（新築・改築・増築・外観の模様替え・色彩の変更）	ア	高さ１０メートルを超えるもの
		イ	地上３階以上、かつ延べ面積が１，０００㎡を超えるもの
（2）	工作物の建設（新築・改築・増築・外観の模様替え・色彩の変更）	ア	高さが１０メートルを超えるもの
		イ	築造面積が１，０００㎡を超えるもの
（3）	環境及び景観に影響を及ぼすおそれがある工場及び事業場（新設・増設） ※用途の変更により右記の工場及び事業場になる場合を含む。	ア	産業廃棄物処理施設
		イ	砂利採取場
		ウ	岩石採取場
		エ	コンクリートプラント、アスファルトプラント等危険物の貯蔵又は処理に供する工作物
		オ	パチンコ店、ゲームセンター等の遊戯施設
		カ	もっぱら異性を同伴する客の宿泊施設
		キ	ゴルフ練習場
		ク	その他町長が特に環境及び景観に影響があると認めるもの
（4）	土地	土地の区画形質を変更（切り土、盛り土30cm以上）する事業	面積が5,000㎡を超えるもの（5,000㎡未満であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000㎡を超えるものを含む。）
		上記をしない事業	主として建築物の建築の用に供する目的で、当該土地を分割し他の者に販売する事業で、その面積が5,000㎡を超えるもの。（5,000㎡未満であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000㎡を超えるものを含む。）

12

「重要景観等」の指定

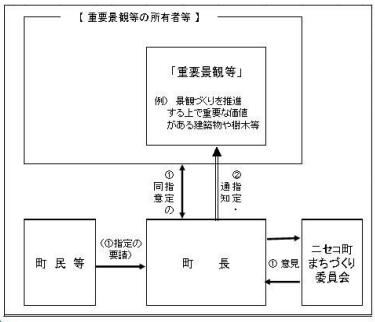

「重要景観等に指定された所有者等は･･･」

①「重要景観等」の価値が損なわれないよう維持管理に努めなければなりません。

②「重要景観等」の現状を変更したり、所有権等を移転する場合には、あらかじめ町長に届け出なければなりません。

※町長は、②の届出に係る行為により「重要景観等」としての価値が損なわれるおそれがある場合は、使用者等に対して、助言や指導をすることができます。

8

「景観協定」の締結･認定

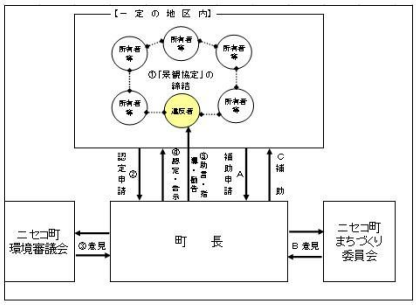

「景観協定」

一定の地区内の土地、建築物等又は広告物等の所有者等の人たちが、当該地区内における土地、建築物等又は広告物等について、その位置、規模、形態、意匠、色彩又は素材の基準等について、取り決めを交わすもの。

「助成制度」

景観協定の関係者が行なう景観づくりの取組みに対し、町長は、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することができる制度。

6

屋外広告物の協議制度

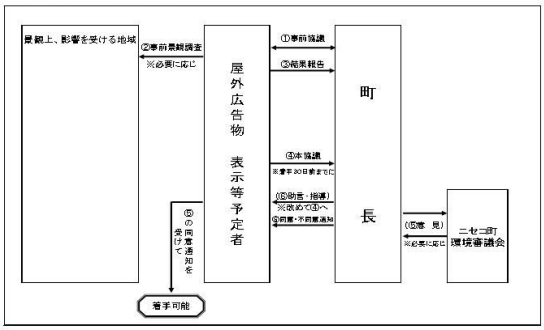

13

「ふるさと眺望点」の指定

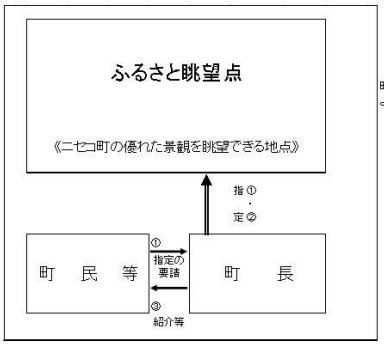

「ふるさと眺望点」を指定した場合

町長は、広く皆さんに利用されるよう紹介に努めます。

9

土地等の買取り

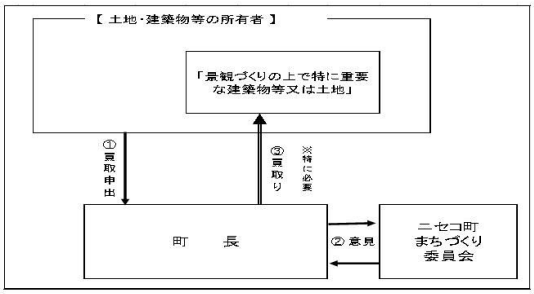

16

土地等の適正管理

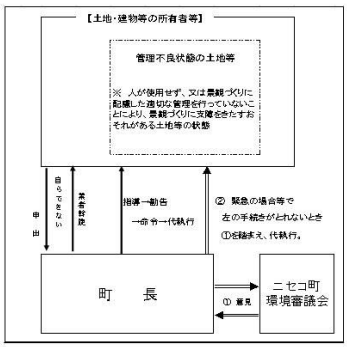

◆土地等の所有者等の方々の義務

自己が所有や管理又は占有している土地等を景観づくりや安全の保持のため、適正に管理する義務があります。

◆町長が業者を斡旋する場合

土地の所有者等の方々から「自力では除去することができない」との申し出があった場合に、除去する業者を斡旋します。

なお、この場合の除去費用は、所有者等の負担となります。（代執行の場合も同じ）

15

分類	Ⅰ:水環境の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる
	3:生活の中で水循環を守り育てる

Ⅰ-3(2)　公共下水道を利用する
(生活排水の汚染濃度軽減により、下水道施設の負担を軽減する)

【行動目標】25　公共下水道による水洗化率の向上
26　下水道処理の浄化負担を軽減する
27･28　生活排水の再利用や節水を進める
29　道路などの清掃を行う

【達成目標】水洗化率(人口比) ＝ 85%　　【本年評価】89.2%

○　2004年度における評価(達成の度合い)

区分番号	2004年度の目標値	2004年度評価 達成内容	2004年度評価 達成度合い	総合達成度
25	水洗化普及率　75%	普及率　89.2%	■■■■□	○
26	流入部BODの抑制･減少	平均BOD　327	■■■■■	
27	生活排水利用事例の収集、普及啓発	普及啓発	■■□□□	
28	雨水利用の調査研究		■■□□□	
29	道路環境の点検、管理啓発	地域参加による作業	■■■■□	

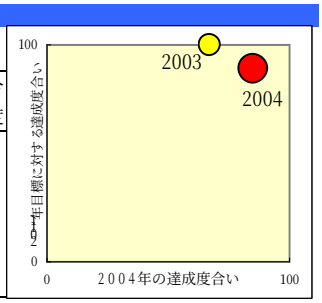

注記)年度の総合達成度　　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

○　2004年度に講じた施策とその結果

【25】公共下水道による水洗化率の向上

(1)　2000年度より供用開始した市街地の下水道に加えて、2004年9月からは西富地区にて蘭越町昆布地区との広域事業による農業集落排水設備が供用を開始しました。
･下水道普及率は54.9%で、処理区域内接続率は89.2%にあります。

表-16　下水道整備の状況　(平成17年3月末日)

	区域内人口	水洗化人口	水洗化率	普及率
下水道	2,505人	2,254人	90.0%	53.9%
農集排水	45人	20人	44.4%	1.0%
計	2,550人	2,274人	89.2%	54.9%

＜担当＞
建設課上下水道係

(2)　また、速やかな下水道接続と水質汚濁の防止、生活環境の改善･公衆衛生の向上を図るため、下水道推進事業として水洗化設備と融資利子の補助支援を継続しています。

【26】下水道処理の浄化負担を軽減する

(1)　下水道放流水の水質は、BOD値(生物化学的酸素要求量)で年平均　4.6mg/ﾘｯﾄﾙ(基準値:20mg/ﾘｯﾄﾙ)、SS値(浮遊物質)は4.7mg/ﾘｯﾄﾙ(基準値:70mg/ﾘｯﾄﾙ)と、いずれも放流基準値を大きく下回って維持されています。
流入時(処理前)では、BOD　327(195～550)mg、SS　244(220～278)の実態にあり、いずれも処理能力の設計範囲にはありますが、特にBOD値に季節変動があります。

･処理除去率(年間)　　BOD:98.6%　　SS:98.1%

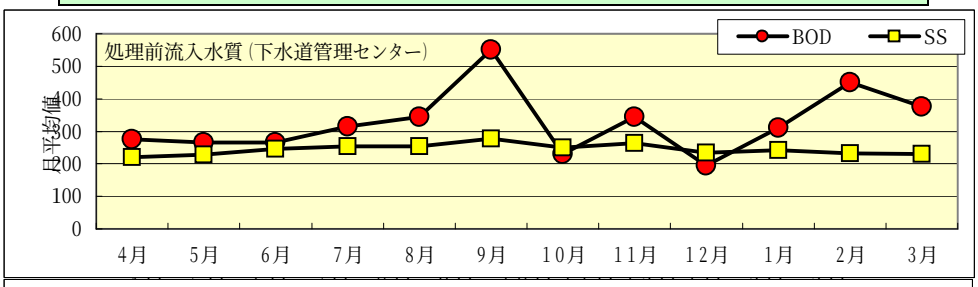

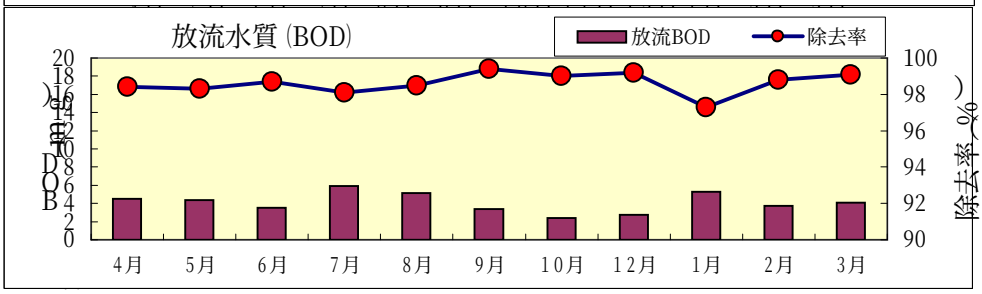

＜担当＞ 建設課上下水道係 町民生活課環境係	(2)　一般廃棄物最終処分場(豊里)の浸出水は、埋立ごみ量と処理水量が少ないことから、その処理浸出水量と水質レベルは低く、処理された放流水質も健全な範囲(水質基準:BOD･COD･SSともに10mg以下)に維持されています。 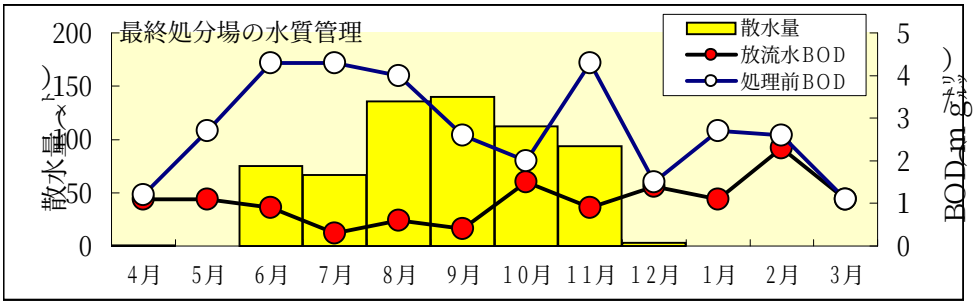
【27･28】 生活排水の再利用や節水を進める ＜担当＞ 建設課上下水道係	(1)　洗濯や水洗トイレなどへの風呂水の再利用、散水や洗車への雨水利用など各家庭における生活排水の活用や節水行動が求められています。 公共的施設やホテル、企業社屋での(ボイラー用水、洗浄用水、冷却用水など)再利用も効果的ではありますが、具体的な実践事例は確認されていません。 (2)　町は、町民や小学生を対象とした下水道施設見学会や環境研修機会を活用して、水処理システムへの理解と節水への普及啓発を継続しています。
【29】 道路などの清掃を行う ＜担当＞ 建設課管理係	(1)　融雪以後、町道の清掃･路肩の草刈りなど維持管理に努め、交通安全や景観の維持とともに防災の観点から雨水などの遅滞なき排水環境の維持に努めています。 なお、道道･国道にあっては、それぞれの道路管理者において計画的な維持管理が図られているほか、各戸地先にあってはそれぞれの地主や自治会による清掃など日常的な管理によって維持されています。また、春･秋の2期に全町クリーン作戦期間を提起し、多くの町民参加による清掃活動を実施しています。

○　次年度への対応(残された課題･目標変更など)

【25】水洗化エリア内の未接続住宅への啓発活動
　　下水接続促進対策の継続:西富地区農業集落排水
【26】下水道処理実態の情報公開と負荷軽減への日常的努力の徹底
　　最終処分場の浸出水コントロールの徹底
【27】【28】継続的啓発活動の実施
　　施設公開プログラムの工夫による啓発活動
【29】地域と協働の管理手法の模索

環境施設見学会:一般廃棄物最終処分場

分類	Ⅰ：水環境の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる
	３：生活の中で水循環を守り育てる

Ⅰ-３(３)　水に親しむ仕組みをつくる
(水辺と触れ合う親水性のライフスタイルをつくる)

【行動目標】３０　様々な親水活動のプログラム開発を行う
３１　町民の親水活動を促進する
３２　灌漑溝や用排水路の環境共生化と親水化を検討する
３３　水環境の環境改善を図るため河川利用ルールをつくる
３４　親水活動に関するNPOや住民団体の活動を促進する
３５　総合学習に親水活動を導入する環境教育プログラムを作成実施する

【達成目標】親水活動の参加者数　＝　述べ1，０００人　　【本年評価】(推定)６００人
親水拠点指定整備数　＝　３箇所以上　　１箇所

○　２００４年度における評価(達成の度合い)

区分番号	２００４年度の目標値	２００４年度評価 達成内容	２００４年度評価 達成度合い	総合達成度
３０	親水拠点　１箇所指定	有島親水公園　１	■■■■■	△
３１	親水活動マスター認定制度の運営	外部講師依頼	■□□□□	
３２	親水ポイント　１箇所指定	有島親水公園　１	■■■■■	
３３	河川利用ルールの研究と検討	活動支援	■□□□□	
３４	親水サポート制度の運営		■□□□□	
３５	総合学習プログラムの作成と実施	プログラム　３	■■■□□	

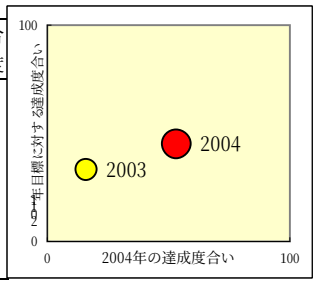

注記）年度の総合達成度　　◎：満足　○：ほぼ満足　△：やや不満　×：不満

○　２００４年度に講じた施策とその結果

【３０】様々な親水活動のプログラム開発を行う
＜担当＞町民生活課環境係

【３１】町民の親水活動を促進する
＜担当＞町民生活課環境係

(１)　安全に水と親しめる親水ポイントとして「有島親水公園(カシュンベツ川)」が整備されており、特段の指定は行なっていませんが、有島記念館に隣接し、めん羊牧場と羊蹄山･二セコアンヌプリを望める憩いの場所となっています。
(２)　尻別川及びその支流の水環境維持と親水活動は、行政やＮＰＯ法人など山麓広域圏として、特にガイド機能を有するラフティングやカヌー、川下りなど多様な体験プログラムが実践されています。
(３)　親水箇所は華美な施設整備はさけ、ありのままの自然環境での活動を主とし、かつ、過去の事故経験から安全保障を担保できるガイドの資質向上への研鑽が求められています。
(ＮＰＯ北海道アウトドア協会など)。

有島親水公園

【３２】灌漑溝や用排水路の環境共生化と親水化を検討する
＜担当＞町民生活課環境係

(１)　灌漑溝や用排水路のもつ機能は、農業生産への給排水のみならず、雨水の流動路や一時貯留機能調節など地域の治水対策への貢献度合いからも極めて重要な機能です。また、その多くは土水路であることから、動植物の生息環境を提供し水の浄化作用など地域環境へ貢献しています。
(２)　本町の歴史的遺産でもある「有島灌漑溝」は、現在でも水田用水供給として機能しており、その維持管理は地域の受益者に依存しているが、流末が市街地を通過しており、文学的価値も評価されることからその継続的な保存手法の検討が急がれています。
(３)　起伏をもった波状傾斜の地形が大半な本町では、中小河川の多くが蛇行傾斜にあり、ため池も散在することから、これらを活用した親水行動には安全性や機能性に多くの課題を有しています。

【３３】水環境の環境改善を図るため河川利用ルールをつくる

【３４】親水活動に関するNPOや住民団体の活動を促進する

(１)　関係団体事務局の担当や一部の活動支援のみで、具体的な制度化の検討や活動促進策には至りませんでした。

＜水環境など活動を実践する主な団体組織＞

環境を考える会	「水」をはじめとする地域環境を学習するグループ
森と緑の会	地域の生活に密接な山林や緑化活動を、町民参加で行動する組織
しりべつりバーネット	尻別川の水と環境保全を主目的に活動するNPOで、広域的組織
ＦＦ･川を見る会	釣りを通じた視点から、地域の「川」を楽しみつつ保全に寄与するグループ
オビラメの会	イトウの保護と生息環境の保全を通じて「河川」保全を活動する広域的組織

【３５】総合学習に親水活

(１)　宮田小学校では、総合学習として継続したルベシベ川の水質や生息調査を通じて、児童生徒が自ら水環境を学ぶとともに家庭や地域への働きかけを行なっています。

動を導入する環境教育プログラムを作成実施する ＜担当＞ 町民生活課環境係	・活動時間：（計画）３５時間、（実施）２０時間。 ・河川愛護看板の作成・設置。（平成１８年３月にて閉校） （２）　小学生を中心とした「遊文塾」活動の一環として、水生昆虫の観察会を実施し、「二セコキッズ」は休日を利用した農業体験や魚釣りなど親水活動も組み込んで楽しんでいます。 （３）　教育課程の総合的学習は内容の幅が広く、親水活動を条件として組み込んだプログラムには学校の環境や事情に左右され、一般化には無理がある。

○　次年度への対応（残された課題・目標変更など）

【３０】より多くの参加が可能な親水活動プログラムの企画研究
　　安全な親水ゾーンの確保
【３１】自然や生活環境の保全や自然に親しむ取り組みのＮＰＯなど団体との調査研究や支援体制の確立
【３２】用水路の維持管理と保全策（※　手だて及び目標値の検討）
【３３】関係ＮＰＯなど団体との調査連携と支援体制の確立
【３４】関係ＮＰＯなど団体との調査連携と支援体制の確立
【３５】地域住民・団体、教育委員会、学校などと連携したプログラムの企画研究（宮田小活動の継続）

＜有島親水公園＞

＜曽我森林公園＞

分類	Ⅰ：水環境の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる
	４：水循環を再生する

Ⅰ-４(1)　川の水を守る
(河川、湖沼、地下水などにおける自然生態系に依拠した水循環を取り戻す)

【行動目標】３６　尻別川とその支流の水質維持向上を図る
３７　河畔林、魚道付き保全･回復を図る
３８　水際への不法投棄を行わないよう町内外への広域的な啓発活動を行う
３９　水質浄化機能を保全するため、河川流域の自然生態系を保全する
４０　流域の生態系に生息する野生生物の実態を把握し、保全策を講ずる
４１　町内を通ると予想される北海道新幹線のトンネル工事による地下水や河川への影響を最小限にとどめるよう、関係機関へ働きかける
４２　尻別川水系の保全策を進めるために、流域の他町村と広域的な連携を図る

【達成目標】水質　＝　町内全域でBOD平均０．５以下　　【本年評価】(尻別川) 年間0.5以下

○　２００４年度における評価(達成の度合い)

区分番号	２００４年度の目標値	２００４年度評価 達成内容	２００４年度評価 達成度合い	総合達成度
３６	尻別川監視の仕組み運営、水質調査	BOD　0.5以下	■■■■■	○
３７	河畔林の調査、工事：3地域	調査　2地区	■■■□□	
３８	不法投棄防止の仕組みづくりと巡視･啓発	普及啓発	■■■□□	
３９	自然河川の情報共有、啓発	広域組織で運用	■■■■□	
４０	流域生態系の調査、保全策の検討	実態把握	■■■□□	
４１	トンネル工事評価分析、機関協力	工事未定		
４２	尻別川保全の広域連携支援	広域活動	■■■■■	

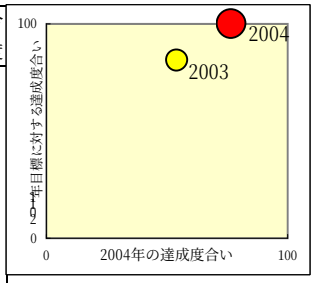

注記）年度の総合達成度　　◎：満足　○：ほぼ満足　△：やや不満　×：不満

○　２００４年度に講じた施策とその結果

【３６】
尻別川とその支流の水質維持向上を図る

(1)　一級河川「尻別川」は、河川管理者である小樽開発建設部が定時･定点観測を継続し、流域の町村と連携して(北海道一級河川環境保全連絡協議会　尻別川部会)その維持に当っています。

また、尻別川が接続する日本海沿岸漁業への影響監視のため、南後志漁業協同組合長会･尻別川環境保全対策協議会による特定事業所(ゴルフ場)の水質調査も継続監視しています。

(2)　水質汚濁防止法に係る特定事業場として、町内の温泉施設(9)、ホテル等(12)、事業所(4)、下水道処理施設(1)が指定され、それぞれに定められた排水基準に沿う水処理に努めています。

(3)　尻別川へそそぐ支流には、ルベシベ川、真狩川、カシュンベツ川、名無川、昆布川などがあり、それぞれの河川管理者のもと農業用水などに利用されています。水環境に関連する施設として下水道センター、一般廃棄物最終処分場の流末が真狩川へ接続しています。

(4)　尻別川は、BOD値による水質ランキングから「一級河川清流全国一」に位置し、全道的には増加傾向にある水質事故も当河川では発生を見ませんでした。

＜全国清流一級河川ベスト１＞

平成11年度	平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	備考
札内川 尻別川 姫川	尻別川 後志利別川 姫川ほか	尻別川	尻別川 尻別利別川 札内川ほか	後志利別川	尻別川 沙流川	BOD平均値 0.5mg/ﾘｯﾄﾙ以下

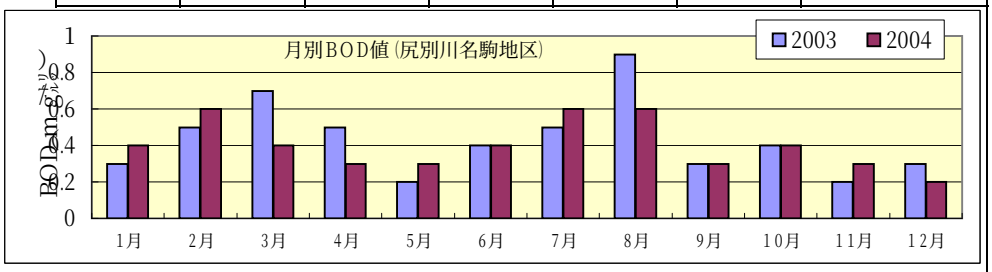

＜担当＞
町民生活課環境係

【37】 河畔林、魚道付き保全･回復を図る ＜担当＞ 町民生活課環境係	(1)　カシュンベツ川の改修に際して、落差工(17基)は魚道つきとし、自然護岸、河畔林を意識した手法を採用、「有島親水公園」として近郊の町民憩いの場として親しまれています。 河畔林や湿地帯を可能な限り残し、一部木道を含む管理道を兼ねた散策路を設置しています。 ⇒ (2)　ルベシベ川の河川改修工事が進行中ですが、流域住民との協議を経て、国道5号上流部分を自然環境に配慮した「引き堤」工法の採用が取り決められています。
【38】 水際への不法投棄を行わないよう町内外への広域的な啓発活動を行う 【39】 水質浄化機能を保全するため、河川流域の自然生態系を保全する 【40】 流域に生息する野生生物の実態を把握し、保全策を講ずる 町民生活課環境係	(1)　尻別川は、河川管理者による巡回･監視活動(業務委託)によって、川の保全や災害予防、不法投棄などへの管理が行なわれています。流域構成町村による多様な連携組織が活動しており、「せせらぎ祭り」･「河畔雪中植樹会」などを通じた啓発･教育的効果が評価されています。 (2)　二セコ町では、管理河川の定期的な巡回監視のほか、随時保全活動を展開するとともに、総合学習や自然観察会など各種団体の活動支援を通じた環境学習を推進しています。 (3)　尻別川及びカシュンベツ川の落差工は全て魚道付きへ改修され魚類の遡上ラインが確保できたことから、尻別川や流域の支流でのサケが確認されるなど確実に生息環境は回復してきています。 河川流域付近への不法投棄
【41】 町内を通ると予想される北海道新幹線のトンネル工事による地下水や河川への影響を最小限にとどめるよう、関係機関へ働きかける ＜担当＞ 総務課企画調整係	当町に関与する北海道新幹線の具体的な設計計画着手の動きはありません。
【42】 尻別川水系の保全策を進めるために、流域の他町村と広域的な連携を図る ＜担当＞ 総務課企画調整係	(1)　尻別川連絡協議会へ加入し、協議会事業として尻別川クリーン作戦(6月27日、各町村)、川の日ワークショップ(6月27日、蘭越町)を開催した。なお、河川の統一条例制定の意思確認は得られているが、(3年経過の今日)制定の動きはない。 構成町村:蘭越町、京極町、倶知安町、二セコ町、喜茂別町、留寿都村、真狩村 目　　的:尻別川の水質保全と景観保持、人と自然の共生、生き物に優しい川づくり

○　次年度への対応(残された課題･目標変更など)

【36】【37】引き続き、ニセコ町普通河川管理条例に基づく禁止行為の監視、許可行為の適正執行
【38】不法投棄は、河川周辺に限らず、徹底した禁止行為として周知
【39】ニセコ町全体を対象とした自然生態系調査が必要
【40】継続した実態把握
【41】動向を注視する
【42】広域的協議への参画

分類	Ⅰ：水環境の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる
	4：水循環を再生する

Ⅰ-4(2)　川を自然に戻す

(野生生物の接近を阻むコンクリートによる三面張りの護岸工法を見直し、自然に近い改修工法によって河川流域の生態系を回復する)

【行動目標】43　流域全体を対象とした生態系と護岸工法の実態調査を行い、地域特性に応じた改修のあり方に関する計画を策定する

44　落差の大きな砂防ダムを小さな落差工に修復する

45　魚道を確保し、全ての河川で回遊魚の遡上を確保する

46　河床のコンクリート張りを撤去するなど、三面張りによる護岸を取り除いて、自然河川に近い状態に修復する

【達成目標】自然に近い護岸改修箇所数 ＝ 3個以上　　【本年評価】2箇所

○　2004年度における評価(達成の度合い)

区分番号	2004年度の目標値	2004年度評価 達成内容	2004年度評価 達成度合い	総合達成度
43	流域の実態把握と調査、河川改修計画の策定	進行把握	■■■■□	○
44		実態の把握	■■□□□	
45		実態の把握	■■■■□	
46		管理	■■■■□	

注記）年度の総合達成度　　◎：満足　○：ほぼ満足　△：やや不満　×：不満

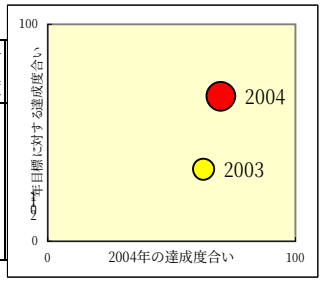

○　2004年度に講じた施策とその結果

【43】流域全体を対象とした生態系と護岸工法の実態調査を行い、地域特性に応じた改修のあり方に関する計画を策定する

＜担当＞建設課農地整備

(1)　ルベシベ川河川改修計画に伴う工法など、地元地権者及び地域住民、各種団体などに対する説明会を通じて、国道5号上流部側について「引き堤」案の採用で基本的な合意が得られています。

※　本河川は、1975年8月の台風6号被害を契機に、流域住民による「ルベシベ川改修促進期成会」が結成され、治水対策への要望活動を展開したものです。

＜今後のスケジュール＞　　事業着手予定：2005年度(作業の遅れ)

表-18　ルベシベ川河川改修計画案の比較

	縦断規正案	現況勾配案	引き堤案
治水面	○	○	○
経済性	△	○	◎
環境･景観	×	○	◎
維持管理	△	○	○
総合評価	△	○	○

【44】落差の大きな砂防ダムを小さな落差工に修復する

(2)　町内では、ルベシベ川と名無川の上流部に砂防ダムが存在しますが、いずれも下流部の流域断面や用水取水口の確保などから必要な施設であり、改修への具体的な取組みには至りませんでした。

【45】魚道を確保し、全ての河川で回遊魚の遡上を確保する

＜担当＞建設課管理係

(3)　カシュンベツ川は、オショロコマの生息が確認されていましたが、落差工により遡上･降下が遮断され、生息状況の圧迫が懸念されていました。2000～2002年度にカシュンベツ川･第2カシュンベツ川の落差工17基を魚道タイプに改修しました(水環境整備事業)。

また、その一部区間を自然護岸を採用、クロ川(黒川地区)では地形条件や住宅環境を加味して、河床の自然石化と一部落差工改修を施しました。

魚道付き落差工(カシュンベツ川)

自然護岸(カシュンベツ川)

【46】河床のコンクリート張りを撤去するなど、三面張りによる護岸を取り除いて、自然河川に近い状態に修復する

＜担当＞建設課農地整備

○　次年度への対応（残された課題・目標変更など）

【43】引き続き、河川整備計画に際しては、地元地権者、各種団体、地域住民との説明会を前提とし、地域の特性を考慮した計画策定へ配慮する。

【44】【45】【46】流域実態の把握と調査、機能・工法の研究

＜有島親水公園＞

上流部（起点位置）

管理用木道と河畔林

管理道路と河畔林

自然護岸

遊水池

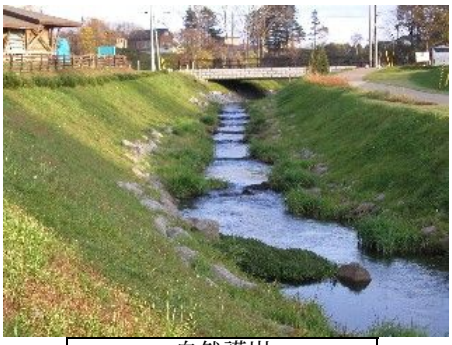

自然護岸

管理棟位置

親水風景

分類	Ⅰ：水環境の保全を基盤に自然生態系や地域文化を守り育てる
	４：水循環を再生する

Ⅰ-４(３)　美しい景観を守る

(河川流域の水と緑が織りなす、ニセコらしい空間と景観を保全する土地利用を進める)

【行動目標】４７　総合的な土地利用計画を策定する
４８　景観条例を定め、河川流域の景観について基本的な方針を打ち出す
４９　景観構成要素ごとの保全と創造に関するガイドラインを作成する
５０　保全したい景観を発見するためのイベントを開催する

【達成目標】保全したい景観の発見箇所数　＝　１００箇所程度　　【本年評価】８箇所

○　２００４年度における評価(達成の度合い)

区分番号	２００４年度の目標値	２００４年度評価		総合達成度
		達成内容	達成度合い	
４７	土地利用計画の実施	事業調査の実施	■■■■□	◎
４８	景観条例の運用	運用管理	■■■■■	
４９	景観評価システムの作成	地元案の作成	■■■■□	
５０	景観保全地域の決定	広域作業	■■■■■	

注記）年度の総合達成度　　◎：満足　○：ほぼ満足　△：やや不満　×：不満

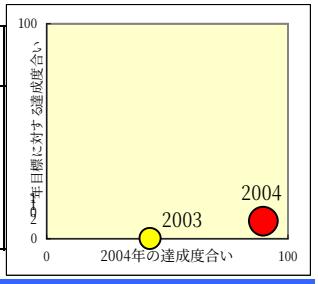

○　２００４年度に講じた施策とその結果

【４７】総合的な土地利用計画を策定する

(１)　町では、２００２年に農村地域を対象とした「農村地域土地利用調整計画」策定モデル事業にて、農用地の保全と観光開発の調整、地域社会の共存手法を模索し、地域自らが参加した作業･調整の有効性を確認しました。(※　環境白書２００３参照)

(２)　「土地利用調整基本計画策定支援調査」を今年度に実施したことから、全町への適応可能性や実施における課題、具体的な住民参加の手法など提起事項を参照しつつ、「土地利用計画」策定と進行管理へ移行します。

＜設定目標＞
① 土地利用の適正な流動化による農業･商業･観光の活性化
② 快適な生活空間の創出と、住民活動の一層の活性化

＜担当＞
総務課経営企画係

【４８】景観条例を定め、河川流域の景観について基本的な方針を打ち出す

(１)　２００４年１０月の施行(制定：２００４年３月)に際して、町民講座にて議論しました。

開催日：平成１６年５月１７日　　参加者：１４名
主な意見：①策定に際して森林保全の議論の有無
②　目標達成の数値度合い公表(進行管理)

(２)　なお、施行後の期間も短いことから、具体的な実績はありませんでした。

総務課経営企画係

【４９】景観構成要素ごとの保全と創造に関するガイドラインを作成する

(１)　羊蹄山麓７町村にて「羊蹄山麓広域景観づくり指針」へ推進協議会が組織(平成１６年８月)され、１７年度事業へ継続されています。

＜地元案＞
･景観のタイプ　①山並み、②水辺、③田園、④沿道、⑤市街地、⑥観光地
･対象景観　①羊蹄山と周囲の山並み景観　②清流尻別川の景観
③山並と樹林を背景とした田園景観　④自然や気候風土と調和した市街地景観
･目標　①美しい郷土　②産業の活性化　③ふるさとづくり

【５０】保全したい景観を発見するためのイベントを開催する

(２)　「北海道における良好な景観形成のための基礎調査(平成１７年３月、都市計画協会)」の中で、ニセコエリアをモデルとした景観資源調査システム「かきこマップ」を構築し、今後はその実用的運用化方策が詰められることとなります。

(３)　羊蹄山麓広域圏にて取り組まれたフォトコンテストの入賞作品から「ぐるっと羊蹄景観マップ」が作成され、観光客などへ配布されています。

ぐるっと羊蹄景観マップ　⇒

＜担当＞
総務課経営企画係

○　次年度への対応（残された課題・目標変更など）

【47】国の事業廃止により中止した「国土利用計画」に変わる策定手法の検討
【48】二セコ町景観条例の進行管理（運用目標の設定）
【49】景観重点地区・ビューポイントの町民による保全手引きの作成
【50】景観条例に即した啓発検討会の開催

＜土地利用ゾーニング図（第3次評価図：二セコ町土地利用調整基本計画策定事業調査報告書）＞

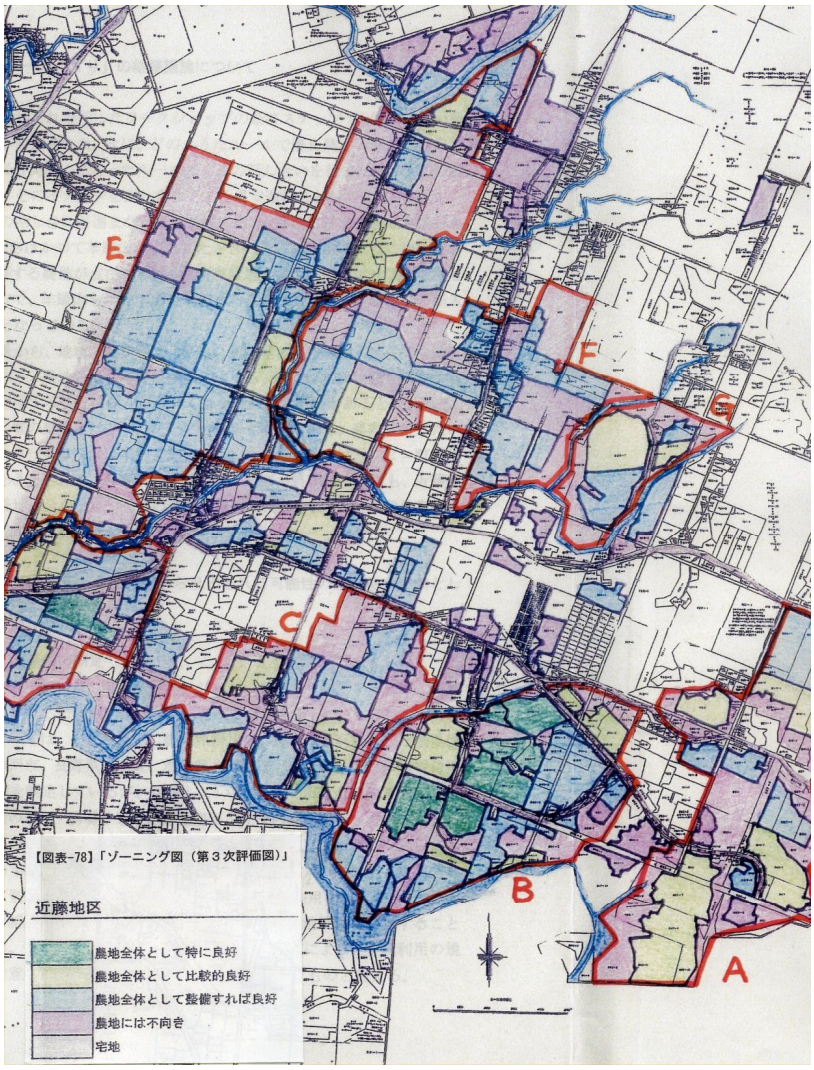

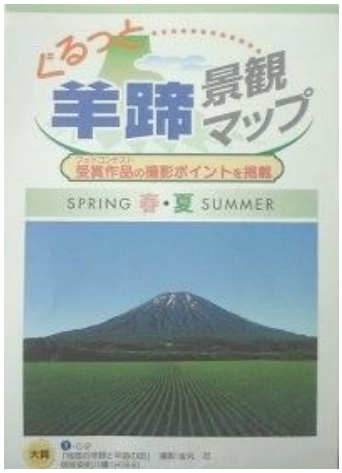

ぐるっと羊蹄景観マップ

分類	Ⅱ:物質循環型のごみゼロ地域を目指します
	1:必要なものだけ買って、大切に使う

Ⅱ-1　必要なものだけ買って、大切に使う
(最適消費と再利用にもとづく持続可能なライフスタイルへの転換)

【行動目標】５１　ものを大切に使うライフスタイルを取り戻す
５２　自分で作れるものは、工夫してつくる
５３　暮らしに必要なものだけを適正量だけ買う消費生活を取り戻す
５４　リユースのための仕組みをつくる
５５　省エネルギーを推し進める
５６　地産地消の地域内循環の環を形成する
５７　再生品による地場商品を開発する

【達成目標】低公害車導入率　＝　３０％　　【本年評価】実績なし

○　２００４年度における評価(達成の度合い)

区分番号	２００４年度の目標値	２００４年度評価 達成内容	２００４年度評価 達成度合い	総合達成度
５１	ものを大切に使うアイデア収集、情報共有	情報の共有、事例収集	■■■□□	△
５２	DIYハウツー講習会の実施		■□□□□	
５３	購買アイデア収集、情報共有	普及啓発	■■□□□	
５４	リユースセンターの設置	事例の収集と評価	■■■□□	
５５	低公害車導入計画の策定	温暖化防止対策実践	■■■■□	
５６	農業･観光連携プロジェクトの機能化	機運醸成と方向性	■■■□□	
５７	再生地場商品アイデア収集、情報共有	事例収集	■■■■■	

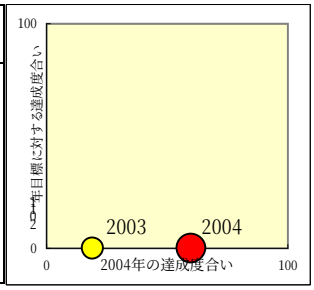

注記）年度の総合達成度　　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

○　２００４年度に講じた施策とその結果

【５１】
ものを大切に使うライフスタイルを取り戻す

【５２】

＜担当＞
町民生活課環境係

(1)　大量消費･大量廃棄社会から脱却し、大切に使う･再利用意識の醸成と具体的行動が求められています。
･遊びを通じた「手作り」感覚の醸成として、あそぶっく事業の一環に取り組まれている「工作教室」は、児童生徒が楽しみつつ手作り体験を重ねています。
･過渡期にある不用品フリーマーケットは、近隣町村を含めて開催頻度は低下するも、有志実行委員会などにて定期的な開催にあります。
･農業では、経営の管理や効率化から「機械長持ち(意識)」「(徹底した)整備点検と修理」「中古市場の活用」が定着し、特にJA主催の「中古農機具展」「インターネット:アルーダ」の活用が進んで来ました。今後は、農家自らの整備技能と整備機能の環境づくりがコスト対策から急がれています。

ホクレン中古農機具展

【５３】
暮らしに必要なものだけを適正量だけ買う消費生活を取り戻す

＜担当＞
町民生活課環境係

(1)　町民一人ひとりの日常行動に大きく依存することから、町広報誌の環境コーナー「クリーンステーション」･「グリーンアース･二セコ」などにて、随時普及啓発を重ねています。
しかし、廃棄抑制側からの提起に止まり、入口(購入)視点の取り込みが求められます。

＜「クリーンステーション」掲載テーマ　(関係分抜粋)＞

4月	ごみ捨てのマナー	１０月	ごみ減量化の３R
5月		１１月	ごみ分別徹底のお願い
6月	環境によいこととは･･･	１２月	自動車リサイクル法
7月	生ごみの水切りはしっかりと	1月	ごみステーションの管理
8月	自動車リサイクル法	2月	資源ごみ保管庫の利用
9月		3月	

【54】
リユースのための仕組みをつくる

＜担当＞
町民生活課環境係

(1)　町内での特段の仕組み検討には至っておりませんが、先述のフリーマーケットや中古農機具展の活用が定着しています。

＜中古農機具展の仕組み＞

・JA：予め町内の余剰（流通）機械類の取りまとめ推進と、決済の組合員勘定取引適用
・ホクレン：全道拠点毎の開催と調整、全道　5箇所開催

【55】
省エネルギーを推し進める

＜担当＞
町民生活課環境係

(1)　町役場の管理車両の更新実績は無いことから、低公害車輌への切り替えは進んでおりません。また、職員を含む町内車輌の低公害化に関する情報は把握できていません。

・公用車の活動（走行km）は前年比大きく増加しましたが、事業量（台風災害など）によるものなど
・燃料消費量（ガソリン・軽油）は前年比増加を示したが、事業活動の変化に伴うもの

表-19	燃料消費量（ﾘｯﾄﾙ）		二酸化炭素排出量(kg/年)		比較増減（基準年対比）	
	ガソリン	軽油	ガソリン	軽油	ガソリン	軽油
2004年度	20,172	60,815	47,581	160,818	△12.0%	11.0%
2003年度	17,761	44,439	41,894	117,514	△22.6%	△18.9%

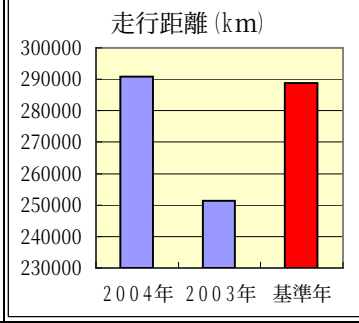

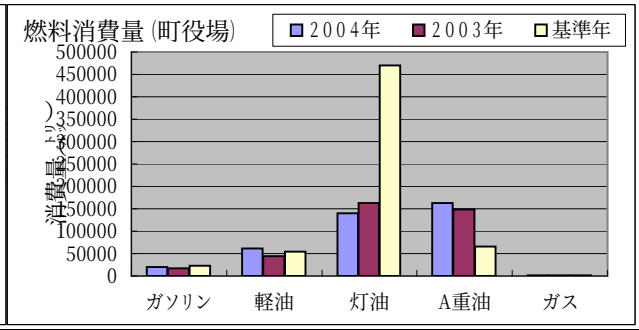

【56】
地産地消の地域内循環の環を形成する

＜担当＞
農業観光課農業振興係

(1)　町民生活に欠かすことのできない食生活や観光産業への食材提供など、本町の新鮮、安全（安心）な農畜産物の地場利点を生かすとともに、観光での差別化戦略としての流通も増しています。

食材の地域内循環の「環」は、商品化・提供場所（直売所・道の駅）ともに充実を見せており、今後は流通（販売）を意識した加工技術、パッケージなど農業と観光・商工の連携によるプロジェクトに期待されます。

場所	直売所：道の駅、里見コミセン、旬菜屋、ミルク工房の他、個人店舗多数あり 産　直：不揃いの農産物市（農業青年会）、花フェスタ実行委員会、 メロン還元セール（JAメロン部会）
産品	とっておき舞い（米）、日本酒・ワイン・焼酎、漬物類、味噌、トマトジュース、アイスクリーム・ヨーグルト類、プリン、シュークリーム、パン・菓子類など

【57】
再生品による地場商品を開発する

＜担当＞
町民生活課環境係

(1)　特に具体的な開発支援策はありませんが、広義的には以下の事例が紹介されます。

＜二セコ町における再生商品の事例＞

木材破砕チップ	産廃である抜根や建築廃材を、選別の後専用破砕機械で6～8mmメッシュへ破断し、堆肥センターにて水分調整資材として活用する。 流通量（平成16年度）：2，359ﾄﾝ　※　二セコ町堆肥センター消費量
生ごみ・汚泥堆肥	一般廃棄物である生ごみ・下水汚泥を、堆肥センターにて堆肥化し、「二セココンポスト」として一般菜園や花壇などへ流通する。 堆肥製造量：363ﾄﾝ　※　生ごみ・下水汚泥堆肥

○　次年度への対応（残された課題・目標変更など）

【51】広報やオフトーク通信・ホームページなどを活用した普及啓発
【52】教育委員会との連携による講座への支援
【53】広報やオフトーク通信・ホームページなどを活用した普及啓発
【54】民間での自主的活動と各実施組織への支援：サポート、広報支援など
【55】更新計画に沿って導入を図る
【56】農業と観光連携プロジェクト成果へ期待
【57】規格外農畜産物の加工化模索

分類	Ⅱ:物質循環型のごみゼロ地域を目指します
	2:リサイクルを進める

Ⅱ-2　リサイクルを進める
(廃棄物分別の細分化による再生利用の推進)

【行動目標】58　ごみの分別を徹底する
59　リサイクル商品を優先して購入する(グリーン購入)
60･61　リサイクルの資源化ルートを開発する

【達成目標】リサイクル率　＝　50%

○　2004年度における評価(達成の度合い)

区分番号	2004年度の目標値	2004年度評価 達成内容	2004年度評価 達成度合い	総合達成度
58	リサイクル率　＝　73%(2004　改定)	68.2%	■■■■■	◎
59	リサイクル事務用品の優先購入	99.9%	■■■■■	
60	資源回収仕組みの適正化支援	処理困難物の対策	■■■■■	
61	資源化ルートの調査研究、情報共有	木材破砕チップ	■■■■■	

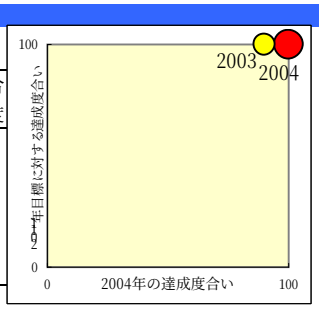

注記)年度の総合達成度　　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

○　2004年度に講じた施策とその結果

【58】
ごみの分別を徹底する

(1)　2003年度より17種類の分別と一部有料化･山麓町村広域による処理体系が確立され、2004年4月からは家電リサイクル法対象品目に冷凍庫が加わり5品目となっています。

(2)　ごみ収集実績は、可燃･不燃ごみの増加、資源ごみの減少によって前年比104%(58ﾄﾝ増加)となったが、リバウンド現象、経済活動の成果などその要因は不明です。

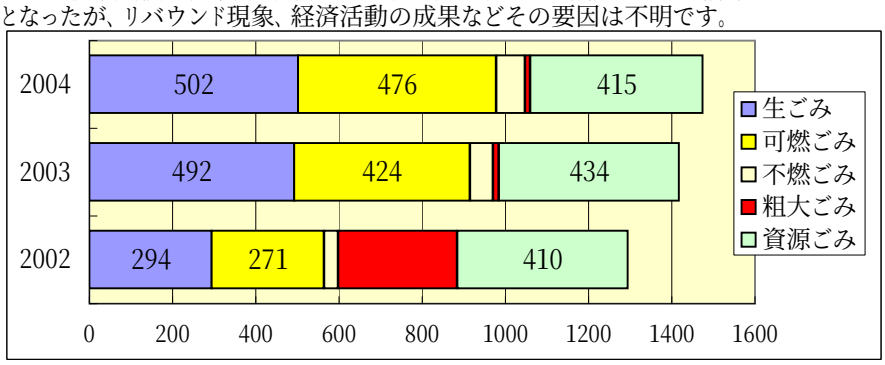

(3)　環境施設見学会(2回)、広報･チラシ(6回)、そよかぜ通信(4回)の他、転入手続き時での個別説明に努めましたが、計画した出前(分別)説明会は要望がなく開催には至りませんでした。また、収集時での分別チェックによる個別地域への対応を重ねています。

(4)　可燃ごみへ混入される異物では、厨芥(生ごみ)類、ビニール･プラ類が特に多く、前年比改善は見られるものの、引き続きその適正な分別の徹底が求められています。ちなみに、厨芥類の混入率16.6%は80ﾄﾝの生ごみに相当し、過剰な焼却施設負担金を負担していることとなります。
(参考値:162万円、負担総額の13.4%に相当)

表-20　可燃ごみへの混入異物の比率(%)

年次	厨芥類	ビニ･ポリ類	金属･ガラス類
2004	16.6	18.1	3.3
2003	24.1	34.3	1.5
2002	0.0	20.2	0.0

(5)　収集ごみに生ごみの自家堆肥化処理を加えたリサイクル率は、前年比低下したが68.2%を維持しました。なお、不燃･粗大ごみは破砕処理の後、主に鉄類を選別し資源化を図ったものです。

表-21　ごみ量とリサイクル　　2004年度実績　単位:ﾄﾝ

	生ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	計
総　　量	825	476	69	14	565	1,949
リサイクル量	746	0	18.5		565	1,330
リサイクル率	90.4%	0.0%	22.3%		100.0%	68.2%

＜担当＞ 町民生活課環境係	(6)　小学生社会見学の対象として、堆肥センターでは特に有機性資源の活用、生ごみ･下水汚泥堆肥化と分別などに力点をおいた学習に配慮しています(取り組み学校:宮田小、近藤小)
【59】 リサイクル商品を優先して購入する(グリーン購入) ＜担当＞ 総務課総務係	(1)　町役場は裏面コピー使用や事務用品の一括管理による節約を図るとともに、クリップ類など一部再生不可能品を除く事務用品のほぼ全てでグリーン製品化が定着しています。 (2)　一般家庭や民間事業所におけるグリーン製品使用実態は把握していませんが、町内事務機器店での扱い比率は年次高まりを見せ、意識せずとも1/3～1/2の普及と判断されます。 (3)　町は、グリーン購入ネットワーク(GPN)へ加入し、積極的な情報の収集を図っています
【60･61】 リサイクルの資源化ルートを開発する ＜担当＞ 町民生活課環境係	(1)　資源ごみの分別･リサイクル意識の定着から、増加･安定傾向にあると判断されます。 資源ごみの1/2以上を紙類で占め、特に段ボールが多い。びん類･ペットボトル、その他プラ製容器包装などが増加傾向にあります。 (2)　収集された資源ごみは、リサイクル協会などとの連携により、その処理体系は確立しています。 (3)　破砕処理が不適な粗大ごみ･不燃ごみの処理困難物が増大していることから、新たに町内事業者と共同にて次の対策を構築、あわせて処理料金を改定しました。 (4)　有機性資源物の一つである抜根･建築廃材を町内事業者による破砕処理の上、堆肥センターの水分調整資材としてその70%余りを資源化しています。 (5)　遊休あるいは不要化した生活日常品は、町商工会や花フェスタなど各実行委員会によるフリーマーケットに依存するのみですが、市場の成立には至らない環境にあります。

対象物	具体的処理の方法
ふとん･絨毯	カッターマシンを製造し、50cm角以下に裁断
スプリングベット	手作業による解体とし、可燃･不燃･資源に分類して処理

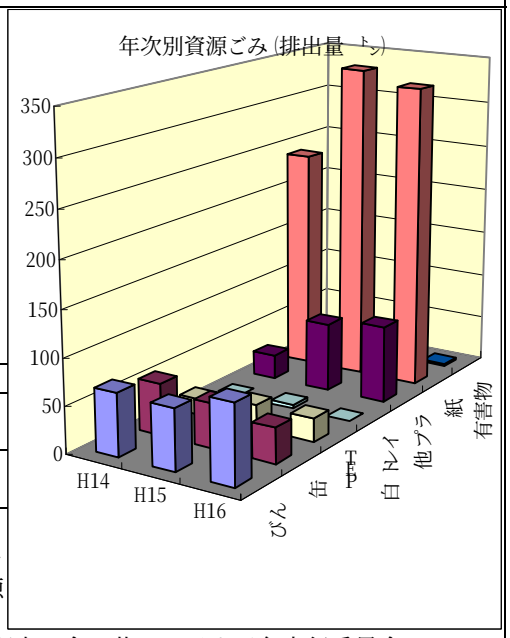

○　次年度への対応(残された課題･目標変更など)

【58】ダメごみ･リバウンドの解消:出前分別説明会の強化、環境美化巡視の方策検討
　　処理困難物の対策:破砕処理方法の模索
　　ごみステーションの管理:地域管理の原則、更新･増設や維持補修の仕組みづくり
　　※　目標値の設定:2011年＝80%
【59】過剰包装の削減取り組み運動:住民意識の改革、マイバック運動
　　グリーン購入制度の普及啓発
【60】資源ごみの質向上:洗浄など排出前処理の徹底、分別徹底
　　事業系･観光客ごみ対策:事業系資源ごみの直接搬入、ぽい捨てモラルの改善
【61】木材破砕チップ需要に対応した原材料の安定確保、風乾施設の整備

Column　資源ごみリサイクル料金

	リサイクル料金	町村負担分
無色びん	2.6 円/kg	6 %
茶色びん	4.8 円/kg	19 %
その他色びん	6.4 円/kg	11 %
ペットボトル	31.2 円/kg	0 %
その他プラ類	80 円/kg	7 %
紙製容器包装	12.6 円/kg	7 %
ミックスペーパー	3.5 円/kg	100 %
発泡スチロール	400 円/kg	100 %

注1).資源ごみは、事業者(製造事業者など)と市町村が、そのリサイクル料金を協定に基づき負担しています。
注2).缶(アルミ･スチール)、紙パック、新聞･雑誌･段ボールは、処理費用無償や一部有価で、それぞれ事業者へ引き取られています。
注3).資源ごみは、その多くを限りある石油製品や鉱物に由来しており、適正に分別･排出していただくのは勿論、根本的には「持ち込まない(買わない)」考え方も必要な時期となってきています。

分類	Ⅱ:物質循環型のごみゼロ地域を目指します
	3:ごみを減らす

Ⅱ-3　ごみを減らす
(最少廃棄(リデュース)の段階を経て、ごみゼロを目指す)

【行動目標】62･63　ごみの排出量を減らす
64　ごみとなるものは買わないようにする
65　ごみの不法投棄を防ぐ

【達成目標】収集ごみ量の削減率＝10%(2288ﾄﾝ／2001年)
(新規)混合ごみの減少化＝　0(ゼロ)

【本年評価】35%(1，476ﾄﾝ)
73%(　476ﾄﾝ)

○　2004年度における評価(達成の度合い)

区分番号	2004年度の目標値	2004年度評価 達成内容	2004年度評価 達成度合い	総合達成度
62	ごみ収集量　1，238トン	1，476ﾄﾝ	■■■□□	○
63	(新規)未分別な混合ごみの「減少	476ﾄﾝ	■■■■□	
64	グリーン購入など普及啓発	普及啓発	■■■□□	
65	不法投棄への定期的監視、情報共有	クリーン作戦参加	■■■■□	

注記)年度の総合達成度　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

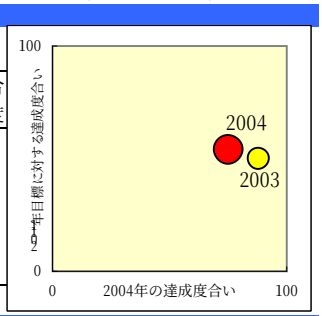

○　2004年度に講じた施策とその結果

【62･63】ごみの排出量を減らす

(1)　2004年度のごみ収集実績は、可燃･不燃ごみの増加、資源ごみの減少によって前年比104%(58ﾄﾝ増加)となったが、リバウンド現象、経済活動の成果など要因は不明です。

表-22　年次別ごみ量の推移

年次	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	
ごみ量(ﾄﾝ)	3,235	2,388	2,288	2,293	1,418	1,476	ﾄﾝ
年度末人口	4,539	4,506	4,539	4,574	4,603	4,645	人
一人あたり	2.0	1.5	1.4	1.4	0.8	0.9	kg/1日

(2)　ごみ処理に係る経費は、前年比4．2%増の108,802千円で、内ごみ袋購入(処理手数料)として町民が負担する比率は15．1%となっています。

表-23　ごみ処理コストと住民負担率

	年次	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源・粗大	全体	単位
kg当り処理単価(円)	2004	75.2	147.0	53.6	83.8	73.7	円/kg
	2003	76.0	236.9	46.2	139.4	65.7	
受益者負担率(%)	2004	27.1	17.3	18.2	0.0	15.1	%
	2003	29.2	18.7	23.3	0.0	16.7	

注).不燃ごみ･粗大ごみでの減少は、不燃･粗大ごみ破砕処理施設整備の完了に伴うもの

(3)　事業者を含む町民自ら持ち込むごみの直接搬入は、次を除いて広域処理化に伴う施設運用管理から採用していません。

可燃ごみ:事業系1社(ホテル、2002年12月より)

(4)　観光地特性として、来町者の「持ち込みごみ」処理対策が求められていますが、評価部会検討案として提案され、モデル運用(試行)に向けての具体的検討を要することとしています(2004評価部会)。

①環境税	町条例に基づく協力金･寄付金など、飲食･宿泊料金に付加する手法も
②専用袋	羅臼町をモデルとし、可燃･不燃袋のセットに処理手数料を加味して
③上乗せ	町内での飲食･宿泊料金に付加して基金化

＜担当＞
町民生活課環境係

【64】ごみとなるものは買わないようにする

(1)　日々の「家庭へごみとなるものを持ち込まない」意識と努力に依存することから、随時のそよかぜ通信、広報「クリーンステーション」コーナーでの普及啓発に努めています。

広報:6回、そよかぜ通信:4回

(2)　エコバックの持参、詰め替え商品の選択など日常生活での選択枝は狭く、包装の簡素化など製造～販売店に至る流通での実践に負うところが極めて大きい実態です。
○ 地域で率先した商品提供者側からの「包装簡易･省略化」議論も有効でしょう。
○ 企業やスーパーなどの製造者責任として、リサイクル容器の採用、包装省略への取り組み方向を誘導できる(消費者としての)協力関係も求められています。

＜担当＞
町民生活課環境係

【65】 ごみの不法投棄を防ぐ	(1)　地域情報や環境巡視など多様なチャンネルでの早期発見とその処理に努めていますが、路肩へのポイ捨てや意図的不法投棄は依然として後を絶たない実態にあります。 (2)　春･秋2回の「全町クリーン作戦期間」を設定し。各自治会やボランティア活動によって、町内各地域での清掃活動に取り組む一方、特に悪質な不法投棄に対しては、警察署へ通報し、本人への対応としています。
＜担当＞ 町民生活課環境係	①地域住民等からの情報提供、職員による環境美化巡視による早期発見と対応 ②町内ぐるみ美化清掃月間（5月、10月）、全町クリーン作戦（1回） クリーン作戦：春は雨で中止、秋は10月（参加8団体、軽トラック1台分収集） ③普及啓発活動：広報　3回、そよかぜ通信　2回

○　次年度への対応（残された課題･目標変更など）

【62】①資源ごみの分別コスト削減方策･･･排出前の洗浄･水切りと分別の徹底化
②処理費用負担の適正化･･･事業系一般廃棄物、観光客･通過客の負担化
【63】直接搬入は原則認めていないことから、評価項目として馴染まない。項目の有無を含めて要検討
【64】①リバウンド対策･･･恒常的ごみの減量化行動の実践
②過剰包装の簡素化･･･製造事業者･販売店での取組み環境醸成
【65】①地域ぐるみでのクリーン取組み･･･クリーン作戦の充実、地域巡視の仕組み
②効果的な環境美化巡視システムの実践

＜2004年ごみ収支＞

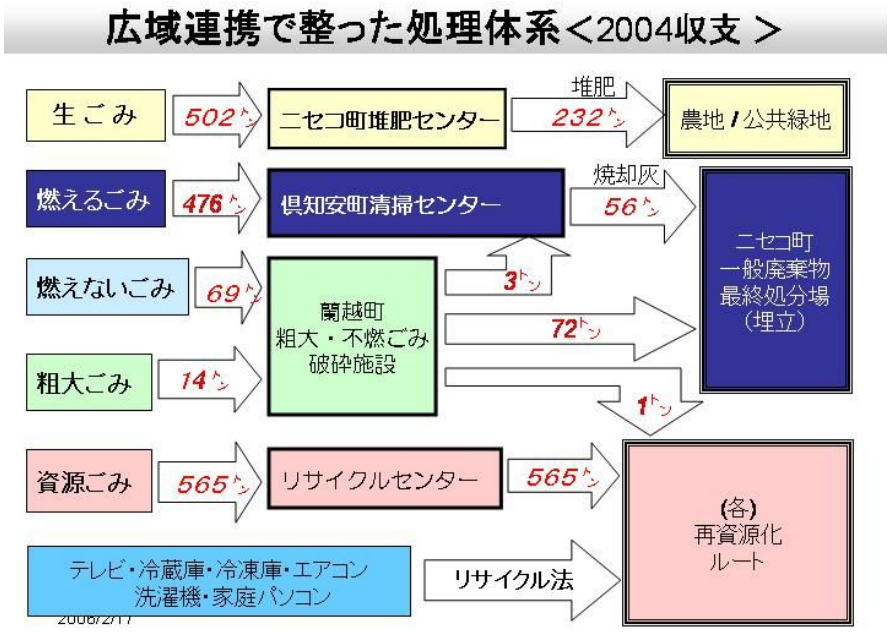

分類	Ⅱ:物質循環型のごみゼロ地域を目指します
	4:生ごみを土へ戻す

Ⅱ-4　生ごみを土へ戻す
(生ごみの資源化を推進する)

【行動目標】６６　生ごみの自家堆肥化を進める
６７　(事業所)生ごみの堆肥化で土づくりを進める
６８　冬の庭先コンポスト化を推進する
６９　堆肥センターによる堆肥づくりを推し進める

【達成目標】生ごみ堆肥化率　＝　１００％　　【本年評価】１００％

○　２００４年度における評価(達成の度合い)

区分番号	２００４年度の目標値	２００４年度評価 達成内容	２００４年度評価 達成度合い	総合達成度
６６	排出ごみへの生ごみ混入を減らす(※)	混入率＝１６．６％	■■□□□	○
６７	生ごみ堆肥化のアイデア収集	夏期間の自家処理普及	■■■■□	
６８	庭先コンポスト化アイデア収集		■■■□□	
６９	生ごみ堆肥化量　１，０５２トン	堆肥センター運用	■■■■■	

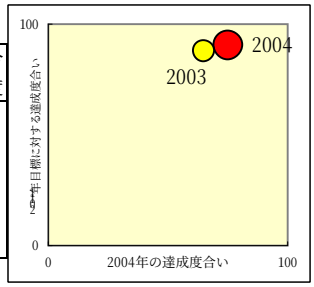

注記）年度の総合達成度　　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

○　２００４年度に講じた施策とその結果

【６６】生ごみの自家堆肥化を進める

(1)　町内で発生する生ごみ量は８２５ﾄﾝ(住民一人当り１７８kg/年)と見込まれています。
○ 町はその６０％を収集して堆肥センターにて資源化(堆肥化)し、３０％は町民それぞれが自家堆肥化していますが、１０％(７９ﾄﾝ)は可燃ごみに混入され焼却処分している実態にあります。
○ 農村部では堆肥盤での堆肥化が主流です。

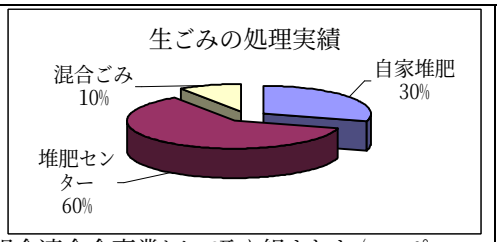

(2)　生ごみ処理器具類の導入奨励は、町衛生組合連合会事業として取り組まれた(コンポスター･電気式堆肥化装置)が、目的達成の判断から２００３年度にて終了しました。

(普及実績)　コンポスター:６４９台、電気式堆肥化装置:１２９台 ※　世帯普及率:３９.１％

(3)　手軽で簡便な堆肥化手法として、「段ボール堆肥化」が普及していますが、実証の結果から下記を留意の上活用は可能と判断されました。
＜段ボール堆肥化の留意点＞
①発酵温度が確保される夏期間は可能
②培地は堆肥(種菌)とモミ殻くん炭(通気性の確保)で可能
③コンスタントな投入が望ましく、一時的な増大は発酵(減量化)に時間を要する
④未熟なため、秋口に畑へ堆積し熟成を要する。

＜担当＞
町民生活課環境係

【６７】(事業所)生ごみの堆肥化で土づくりを進める

(1)　町内の事業系生ごみは、役場庁舎及び学校給食センターを除いて、家庭系生ごみと同一に堆肥センターにて堆肥化処理しています。

役場庁舎	茶殻、果物皮、弁当くずなど年間２００kg程度を設置する堆肥化装置で処理
給食センター	調理くず･残飯などを高校設置の堆肥化装置で処理。年間16.8ﾄﾝ

(2)　堆肥センターで生産された堆肥(生ごみ･下水汚泥堆肥)は、肥料登録を経て町内の花壇や自家菜園などへ販売される他、町は公共緑地への追肥や融雪促進材など積極的な利用を検討しています。

＜担当＞
町民生活課環境係

【６８】冬の庭先コンポスト化を推進する

(1)　冬季積雪寒冷な二セコでの堆肥化処理は、コンポスター堆肥化を実践する事例はあるものの、発酵温度の確保や設置場所などから、電気式以外では困難と判断されます。
(2)　コンポスターや段ボール堆肥化、農家など自家での堆肥化は、夏期間のみとし冬期間は収集ラインへ乗せる(堆肥化)対応が現実的と判断されます。
(3)　冬期間の自家処理は、生ごみ発生量の７％に相当する６６.０ﾄﾝと推計されます。

＜担当＞
町民生活課環境係

＜冬期間の庭先堆肥化量の試算＞

電気式堆肥化装置	(普及台数) 129台×(平均家族数) 2.33人×0.3kg/日×365日＝32.9ﾄﾝ
その他自家堆肥化	(農家人口) 1,000人×0.3kg×1.5倍×365日＝164.3ﾄﾝ
公共施設の堆肥化	(役場) 0.2ﾄﾝ＋(給食センター) 16.8ﾄﾝ＝17.0ﾄﾝ
○冬期間処理	32.9×(処理率) 1/2＋164.3×(処理率) 1/4＋17.0×1/2＝66.0ﾄﾝ
○冬期自家処理率	(冬期間自家処理量) 66.0÷(生ごみ発生推定量) 825＝8.0%

【69】
堆肥センターによる堆肥づくりを推し進める

(1)　平成14年度に、生ごみの分別収集、下水汚泥とともに堆肥化の仕組みが確立し、堆肥の品質、堆肥化処理コストともに安定してきました。

表-24　生ごみ処理に係るコスト

収集コスト	37.475円	生ごみ1kg当り	スケジュール収集及び堆肥センターへの搬入まで
堆肥化コスト	3.861円		堆肥センターでの堆肥化処理一切
直接負担	3.631円		指定生ごみ袋の購入負担額。負担率：8.8%

(2)　生ごみ・下水汚泥堆肥として肥料登録手続きを終え、一般流通が可能となります。

登録番号	生第86066号
登録年月日	平成17年4月11日
登録の有効期間	平成20年4月10日
肥料の種類	汚泥発酵肥料
肥料の種類名称	二セコ町コンポスト

保証成分	水分	58.10%	Cu	3.63mg/kg
	窒素	0.52%	Zn	15.56mg/kg
	りん酸	0.27%	Hg	0.95ppm
	加里	0.25%	As	1.19ppm
	石灰	0.46%	Cd	0.11ppm

(3)　生ごみ原料に混合する異物は、堆肥化作業や製品品質へ影響することから、センターでは選別装置(トロンメル＋風選)を設備し、精度の高い選別を施していますが、排出する一人ひとりの努力が基本となります。

＜主な混入異物＞

・指定外ポリ袋類　・骨・貝殻類　・ナイフ・フォーク・スプーン　・王冠
・プラスチック類(ペットボトルキャップ、バラン、醤油容器、薬包紙、ネット袋など)

＜担当＞
農業観光課畜産林務係

○　次年度への対応(残された課題・目標変更など)

【66】排出ごみへの異物混入対策(堆肥センター)
　　自家堆肥化器具の休眠防止：生ごみの自家処理推進
【67】ホテル・ペンション関係施設での自家堆肥化仕組みの定着
【68】夏期間での堆肥化推進：重点項目(冬期間の堆肥センター処理との併合)
【69】生ごみへの異物混入防止：普及啓発、還元堆肥の活用
　　戻し堆肥利用に伴う塩類集積モニタリング
　　生ごみ・汚泥堆肥の流通促進：自家菜園・花壇、融雪促進材活用
　　※　目標値：センター搬入率＝80%

二セコ町堆肥センター

分類	Ⅱ:物質循環型ごみゼロ地域を目指して
	5:二酸化炭素の排出を減らす

Ⅱ-5　二酸化炭素の排出を減らす
(地球温暖化原因の二酸化炭素の排出を減らす)

【行動目標】７０　必要最小限の資源を有効に使う(省資源)
７１　必要最小限のエネルギーを有効に使う(省エネルギー)
７２　資源循環、エネルギー循環の環を補完し、地球環境への負荷を低減する
７３　地球温暖化ガスを吸収する森林などを守り育てる

【達成目標】二酸化炭素排出削減率＝１９９１年から６％削減　　【本年評価】２３．８％

○　２００４年度における評価(達成の度合い)

区分番号	２００４年度の目標値	２００４年度評価 達成内容	２００４年度評価 達成度合い	総合達成度
７０	資源活用の普及啓発、情報共有	CO2発生の低減化	■■■■□	○
７１	エネルギー活用の普及啓発、情報共有	省エネビジョン策定	■■■■■	
７２	資源･エネルギー循環思想の普及啓発	事例研究	■■■■□	
７３	森林を守り育てる思想の普及啓発	町民の参加体制	■■■□□	

注記）年度の総合達成度　　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

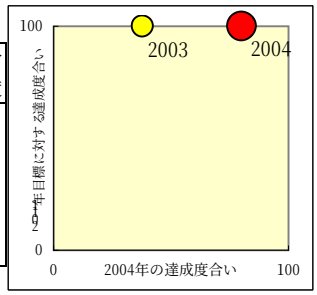

○　２００４年度に講じた施策とその結果

【７０】必要最小限の資源を有効に使う(省資源)

(1)　町役場を一事業所と捉えた「地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、町が行なう(委託業務を除く)全ての事務事業に対する評価で、二酸化炭素排出量を基準年(平成１２年)から３３.２％削減を達成できました。

＜点検結果の総括＞

	平成１５年度	平成１６年度	※基準年	
温室効果ガス総排出量	1,843,806	1,786,908	2,346,516	kg-CO2/年
基準年(１２年)対比	78.6	76.2	-	%

(2)　第４回全国環境首都コンテスト(主催:NPO環境市民、対象年次:２００３年度)において、地球温暖化部門で全国２位の取組み評価を得ました。

＜担当＞
町民生活課環境係

【７１】必要最小限のエネルギーを有効に使う(省エネルギー)

(1)　平成１５年度の「地域新エネルギービジョン」策定に続き、本年度は「地域省エネルギービジョン」を策定いたしました。それぞれ、専門家を含む住民参加の委員会にてその作業(委員会:４回)が進められました。
地域省エネルギービジョンでは、主に公共施設を対象とした重点テーマ候補(８つ)を選定し、次年度以後その具体化を探る方向となります。

＜地域省エネルギービジョンとは･･･＞
エネルギー消費の実態や地域特性を把握したうえ、本町に適合した省エネルギー手法を見出し、その方向性と具体的な実践方策を定める。
＜策定手順＞
･策定委員会への住民参加　･啓発イベントの開催　･先進地調査など

＜担当＞
町民生活課環境係

【７２】資源循環、エネルギー循環の環を補完し、地球環境への負荷を低減する

(1)　ごみの分別と再資源化の仕組みはほぼ確立しており、分別の徹底とごみ総体の減量化、再生品(プラ製品、生ごみ･汚泥堆肥など)の利用定着が今後の課題となります。
(2)　エネルギー循環については、省エネ行動以外に当地域に有望な新エネルギーは存在せず、具体的な取組みはありませんが、雪氷エネルギー、地中熱エネルギー利用の事例は次の通りです。

＜町内新エネルギー導入事例＞

ヒートポンプ	あそぶっく施設にて、地中熱を暖房利用
地熱水(温泉)利用	ホテル･保養所など6施設(※　現状での利用実態は未確認)
コージェネレーション	ホテル:１施設(発電、年間熱供給量:14kl原油)
雪氷エネルギー	企業:２施設(J-BOX、パイプアーチ型貯蔵庫)

＜担当＞
町民生活課環境係

【７３】地球温暖化ガスを吸収する森林などを守り育てる

(1)　二酸化炭素吸収効率を高め、地球温暖化防止に貢献するために、①所有者や公共による計画的な育林事業の展開はもとより、地域･町民(事業所)･行政が連携して、②森林と緑の保全、③林業担い手の育成確保対策、④林産物の付加価値化･市場性の向上、
⑤日々の生活行動における温暖化ガスの発生抑制行動など、森林を育て･環境に優しい日常行動の実践が求められています。

町民行動	森と緑の会、近藤小学校(学校林)、FF川を見る会、しりべつりバーネット
林業振興	造林･間伐管理など森林整備支援、担い手対策など

＜担当＞
町民生活課環境係

○　次年度への対応（残された課題・目標変更など）

【70】地球温暖化対策推進実行計画の進行管理
　　全町的な地球温暖化対策対策計画の策定に向けた情報収集と普及啓発
【71】地域省エネルギービジョン（公共施設）重点テーマの具体化
【72】資源ごみの分別徹底と質向上による再資源化率の向上
　　未分別だめごみの根絶
【73】※　手立ておよび目標値の検討

Column　＜二セコの新エネルギー事例：二セコ町内＞

虻田郡　ニセコ町

牧野工業（株）＜コンテナ式貯蔵庫（J－BOX）＞

氷生成 雪搬入　直接熱交換冷風循環方式

貯蔵庫用と貯氷庫用の二つの大型コンテナ（断熱構造の10トン型）を組合せ、貯氷庫に水を入れた鉄製容器を積み重ね、厳寒期にドアを開けて外気で自然凍結させる。そして２台のコンテナの周りに大量の雪とそれを覆う断熱シートをかぶせ、収穫されたジャガイモを冷蔵。貯蔵庫の温度が上昇したら貯氷庫から貯蔵庫へ、太陽光発電を利用した送風ファンで冷気を供給する。

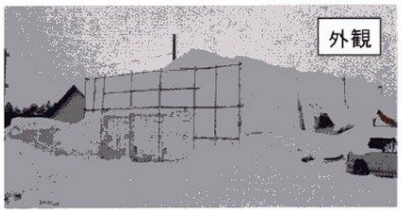

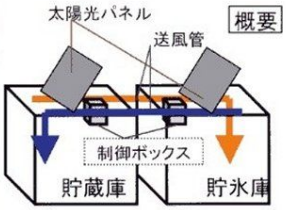

所在地　：虻田郡ニセコ町元町９
完成年度：平成12年度
施設規模：大型コンテナ２台
貯雪氷量：約336t
（内訳）：雪　約300t
　　氷　　36t
連絡先　：牧野工業（株）
　　（TEL：0136-44-2280）

牧野工業（株）＜パイプアーチ型雪氷利用貯蔵庫＞

氷生成 雪搬入　直接熱交換冷風循環方式

鋼製の構造体を土で覆い、土の断熱機能を利用する。更に覆土内にパイプを設置し、自然対流により土の水分を凍結し、構造体周囲に冷熱蓄熱体を形成する。構造体内部に準備室、低温空間、製氷庫、床下蓄熱槽を設ける。製氷庫、床下蓄熱槽はパイプを配置し、ファンにて冷気を循環し製氷する。氷点下を嫌う貯蔵物の場合は床下蓄熱槽を凍結させない。コメ、苗木等の氷点下貯蔵に耐えうる貯蔵物の場合は凍結させ、冷熱源に余裕を持たせる。低温空間と製氷庫及び覆土を冷気循環パイプで結び、ファンの運転を制御し低温空間の温度を２℃～５℃に保つ。苗木の場合は、根の保護と冷熱利用のため貯蔵室へ雪を1.2m程度敷き詰める。

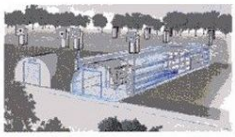

所在地　：虻田郡ニセコ町
　　元町９
完成年度：平成14年度
施設規模：貯蔵（物）量250t
貯雪氷量：約256t
（内訳）：雪　約 34t
　　氷　約222t
連絡先　：牧野工業（株）
　　（TEL：0136-44-2280）

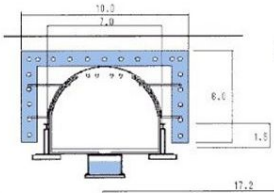

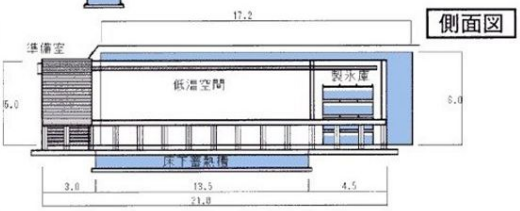

シラカバ苗木貯蔵状況

＜平成１６年度　地球温暖化対策実績　：二セコ町役場＞

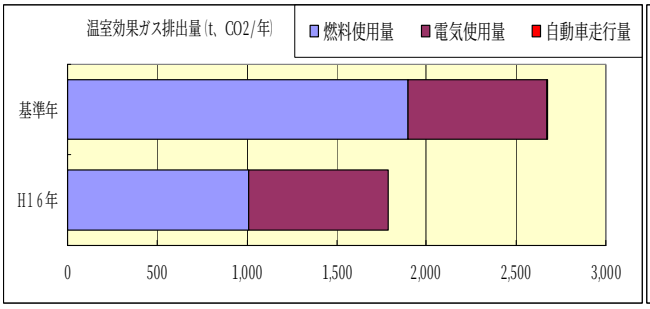

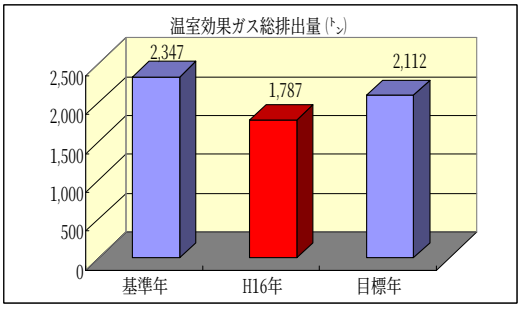

分類	Ⅲ:住民参加による計画の進行管理
	1:町民主体の環境マネジメント

Ⅲ－１　町民と行政のパートナーシップによる環境基本計画の進行管理

【行動目標】７４　地球環境をもっと知り、将来の人材を育成するため環境教育/環境学習を推進する
７５　人材の発掘と育成により、町民主体の計画進行管理と計画実践の仕組みをつくる
７６　町民と行政のパートナーシップにより、地域環境マネジメントシステムの管理運営を行う

【達成目標】環境マスター･親水マスター認定者数　＝　３０名　　【本年評価】０名

○　２００４年度における評価（達成の度合い）

区分番号	２００４年度の目標値	２００４年度評価		総合達成度
		達成内容	達成度合い	
７４	環境教育学習の手法整理、実践と見直し	活動の支援	■■□□□	△
７５	計画進行管理仕組みづくりと運用管理	プロセス評価の導入	■■■■■	
７６	ISO14001マネジメント構築と運営	実態把握	■□□□□	

注記）年度の総合達成度　　◎:満足　○:ほぼ満足　△:やや不満　×:不満

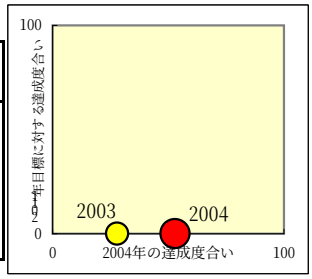

○　２００４年度に講じた施策とその結果

【７４】
地域環境をもっと知り将来の人材を育成するため、環境教育･環境学習を推進する

＜担当＞
町民生活課環境係

（１）　学校における環境教育･環境学習は、町教育委員会やそれぞれの学校に、また町内に活動するNPO法人や各種団体に依存している実態にあり、行政は情報の提供や関係官庁との橋渡し役を担当しています。

＜町内の主な環境学習と成果事例＞

･宮田小学校	ルベシベ川生態調査を通じた河川愛護活動の地域啓発
･近藤小学校	学校林の保有や維持管理を通じた環境学習の実践
･二セコ小学校	「遊文塾」活動を通じた自然体験型環境学習
･二セコ高校	環境美化運動の部にて、平成１６年度後志支庁地区地域活動振興委員会会長表彰を受賞（草花の育苗と町民頒布、公共施設花壇の植栽管理）

＜環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律＞
第６条

地方公共団体は基本理念にのっとり、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【７５】
人材の発掘と育成により、町民主体の計画進行管理と計画実践の仕組みをつくる

＜担当＞
町民生活課環境係

（１）　環境基本計画のより着実な目標達成に向けて、実践主体である町民･事業者･コミュニティと行政が連携した機動性のある一体的な進行管理が求められています。
評価作業は、（役場担当課）一次評価作業　⇒　（評価作業部会（町民））点検と評価作業　⇒（環境審議会）審議を経て町長が決定します。　なお、従前のアウトプット評価に加えて、当該年度の進行管理をも含めた議論（プロセス評価）も取り入れ作業を進めています。

（２）　第４回「日本の環境首都コンテスト２００３」にて、住民参加の環境評価手法が住民参加部門第１位に評価されました。

（提起）　ニセコ町環境基本計画進行管理フロー図（試案）

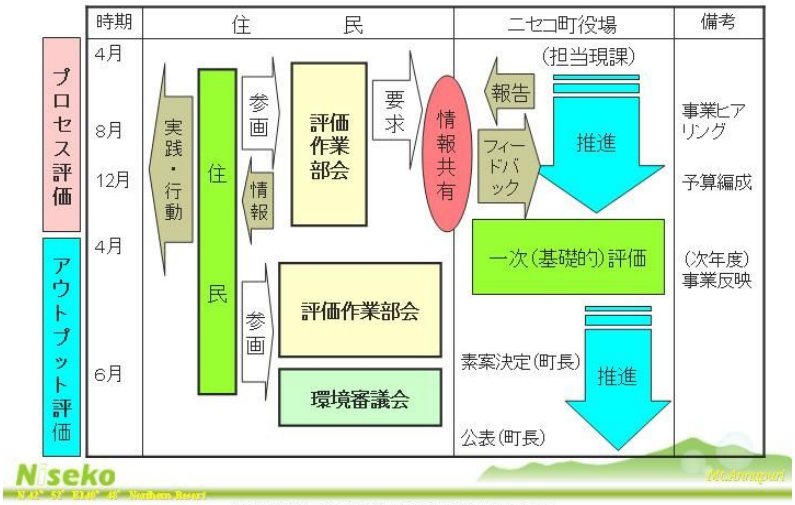

All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

【76】 町民と行政のパートナーシップにより、地域環境マネジメントシステムの管理運営を行う ＜担当＞ 町民生活課環境係	(3)　本町の環境基本計画は環境マネジメントシステム(EMS)思想に乗っ取って構築･管理されてはいますが、ISO14001を含めてその主体であります住民への浸透･意識は十分とはいえない状況です。 ISO思想を取り入れた事業所用簡易版、学校用簡易版ISOの具体化には至らず、ISO指導や審査を担当しうる「ISOマスター」の育成仕組みづくりへの協議にも入ることはできませんでした。 (4)　より多くの住民が、環境基本計画評価作業など多様に保有する計画･条例の進行管理への参加などを通じて、PDCAサイクルやEMS概念を会得する機会の設定が有効と判断されます。

○　次年度への対応(残された課題･目標変更など)

【74】情報提供:教育委員会、学校、地域
　　北海道市町村環境学習支援システムの活用
【75】より機動性のある進行管理手法の模索
　　他の各種計画の進行管理と情報公開の定着
【76】地域版ISO手法の模索とモデル実践:事業所版、学校版、家庭版

colum ＜環境基本計画の評価手順とＰＤＣＡサイクル＞

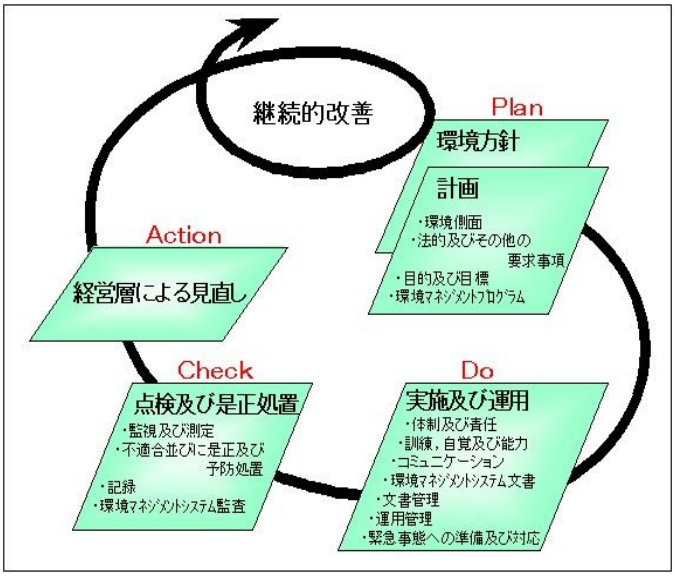

（１）　２００３年度評価作業の過程から提起された手法で、進行過程（当該年度）での情報共有と議論から、担当現課への速やかなフィードバックと効率的な推進達成を目指す試みです（参照：PDCAサイクル）。

（２）　担当現課は、前年度残された課題、当該年度の行動計画・到達目標などから進捗状況や推進方策、現下の課題などをレポートし、評価部会（住民）との情報・課題事項の共有化と推進方策の模索を図る（プロセス評価）。

（３）　年度が終了した際には、各担当現課が一次（基礎的）評価を速やかに作成し、評価部会にて調整及び取りまとめ評価を行う（アウトプット評価）。

（資料）ISO14001認証取得による主なメリット

○　企業イメージの向上　→地球環境に配慮した企業	○　効率的な省資源、省エネルギーの実現
○　環境問題への迅速な対応、環境リスクの事前回避	○　市場におけるライバル企業との競争に対応
○　地域住民、地域社会との良好な関係維持	○　グリーン購入、グリーン調達の意識向上
○　許認可手続き等での優遇措置	○　妥当なコストでの保険取得

column　＜京都議定書とは＞

1992年の地球環境サミットで、日本を含む188カ国で気候変動枠組条約が締結されました。これは大気中の温室効果ガス(CO2等)の増大による地球の温暖化を抑止することを目的としたものです。
この条約の目的を達成するために、COP3(第3回締約国会議)で採択された議定書が京都議定書です。ここでは先進諸国に対して、2008年～2012年の間に、1990年比で温室効果ガスの削減が数値として義務づけられました(日本は6%)。日本を含む140カ国と欧州共同体が締結し、2005年2月16日、京都議定書は発効しました。

総括　　計画の進捗程度と２００４年度達成度合い

注記(1)　計画に定める個別目標項目を単位として、２０１１年の達成目標に対する進み具合（達成目標）と、２００４年度行動目標に対する達成割合を用い、相互の位置関係を表現するものです。
なお、過去からの目標達成への年次プロセスを明らかとすることが可能となります。

(2)　項目ごとの取り組んだ経過と評価内容から、評価作業部会において独自の係数算出を行い、それぞれの位置関係を表現したものです。

＜算出の根拠＞

項目	評価係数の算出
２００４年度 行動目標への 達成度合い（横軸）	行動目標ごとの年度達成度合いから、重点的施策（表題）単位での達成の割合を係数化して表現する。 算出式 ＝ Σ(各年度行動目標の達成度合い) ／ 項目数
２０１１年度 達成目標への 進み具合（縦軸）	重点的施策（表題）ごとに定める達成目標（2011 年度）に対する進み具合を係数化して表現する 算出式 ＝ 2004年度の達成度合い ／ 2011 年度到達目標値 × 100

＜総括プロット図の見方＞

分類Ⅱ　物質循環型のごみゼロ地域を目指す

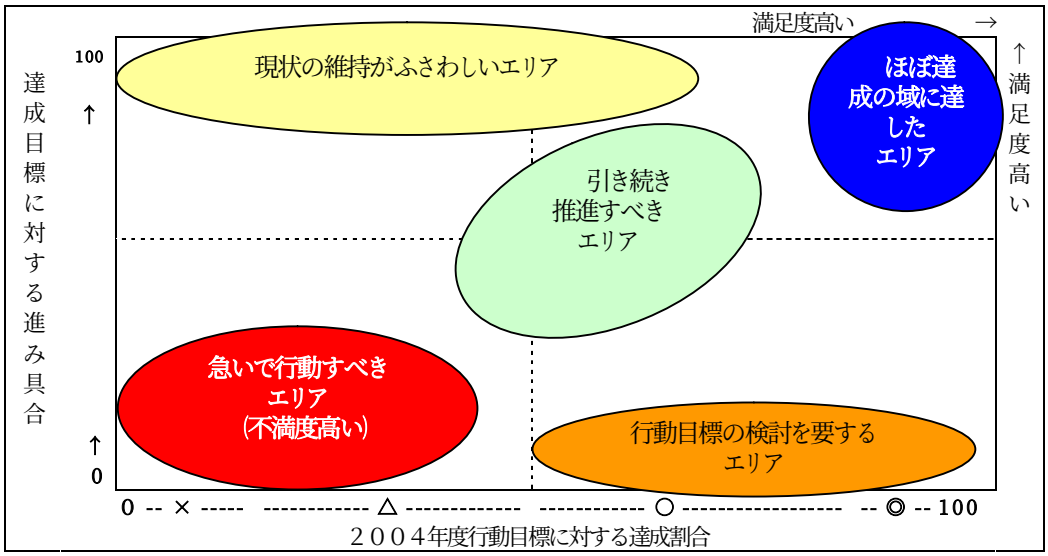

＜プロットの位置付け＞

分類	位置付けの解説
急いで行動すべきエリア	２００４年度活動に進展が無いか、当該年度目標の達成が著しく低い項目で、次年度にあっては、積み残した行動事項を含めて具体的な展開が急がれる領域
行動目標の検討を要するエリア	２００４年度目標値の達成度合いは評価されるが、２０１１年度目標達成へは貢献していないことから、以後の年次別行動計画（目標）内容について検討を要する領域
引き続き推進すべきエリア	ほぼ、２０１１年度達成目標へ向かって進んでいると判断され、引き続いた年度別目標の達成に推進すべき領域
現状の維持がふさわしいエリア	２００４年度目標の達成度合いは低いが、２０１１年度目標をほぼ達成しており、今後は、引き続き現状の維持を図るべき領域
ほぼ達成の域に達したエリア	２００４年度目標、２０１１年度到達目標ともに、ほぼ達成している項目で、現状を維持するとともに、新たな目標値の設定を検討すべき領域

総括プロット図

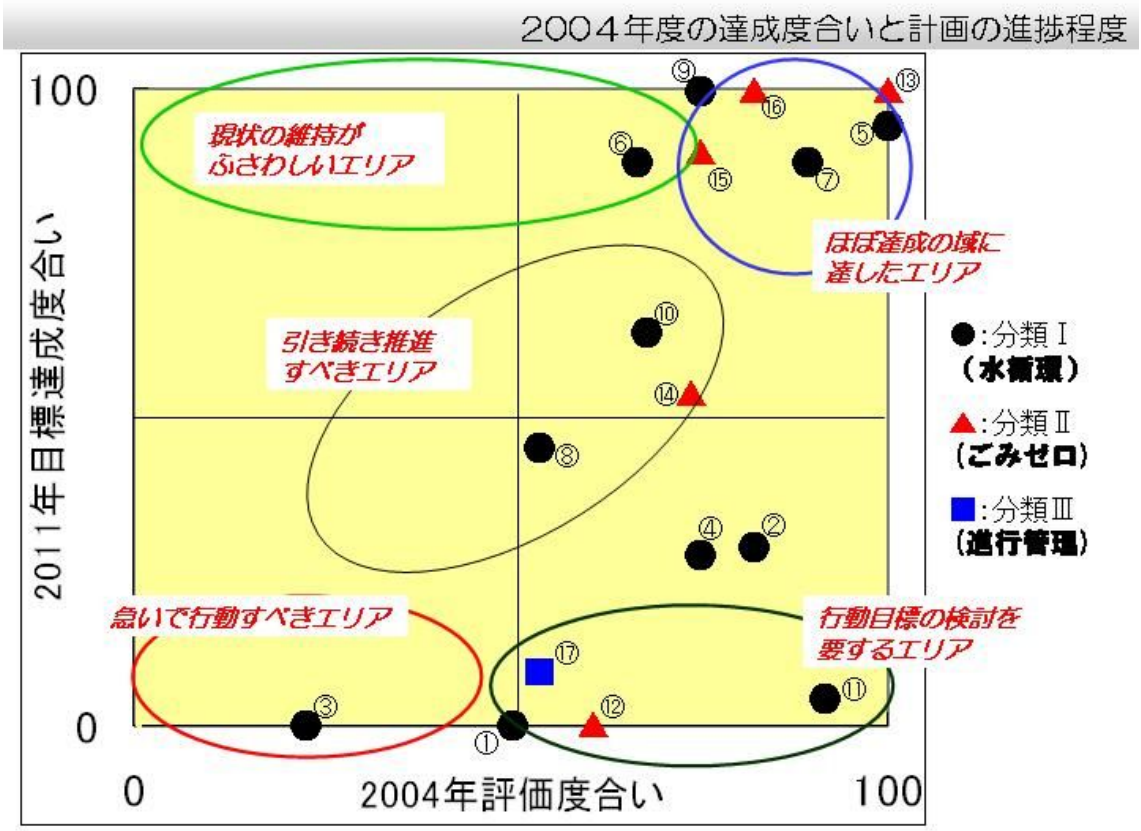
2004年度の達成度合いと計画の進捗程度
100
0
2011年目標達成度合い
0
2004年評価度合い
100
現状の維持が
ふさわしいエリア
ほぼ達成の域に
達したエリア
引き続き推進
すべきエリア
急いで行動すべきエリア
行動目標の検討を
要するエリア
●:分類Ⅰ
（水循環）
▲:分類Ⅱ
（ごみゼロ）
■:分類Ⅲ
（進行管理）

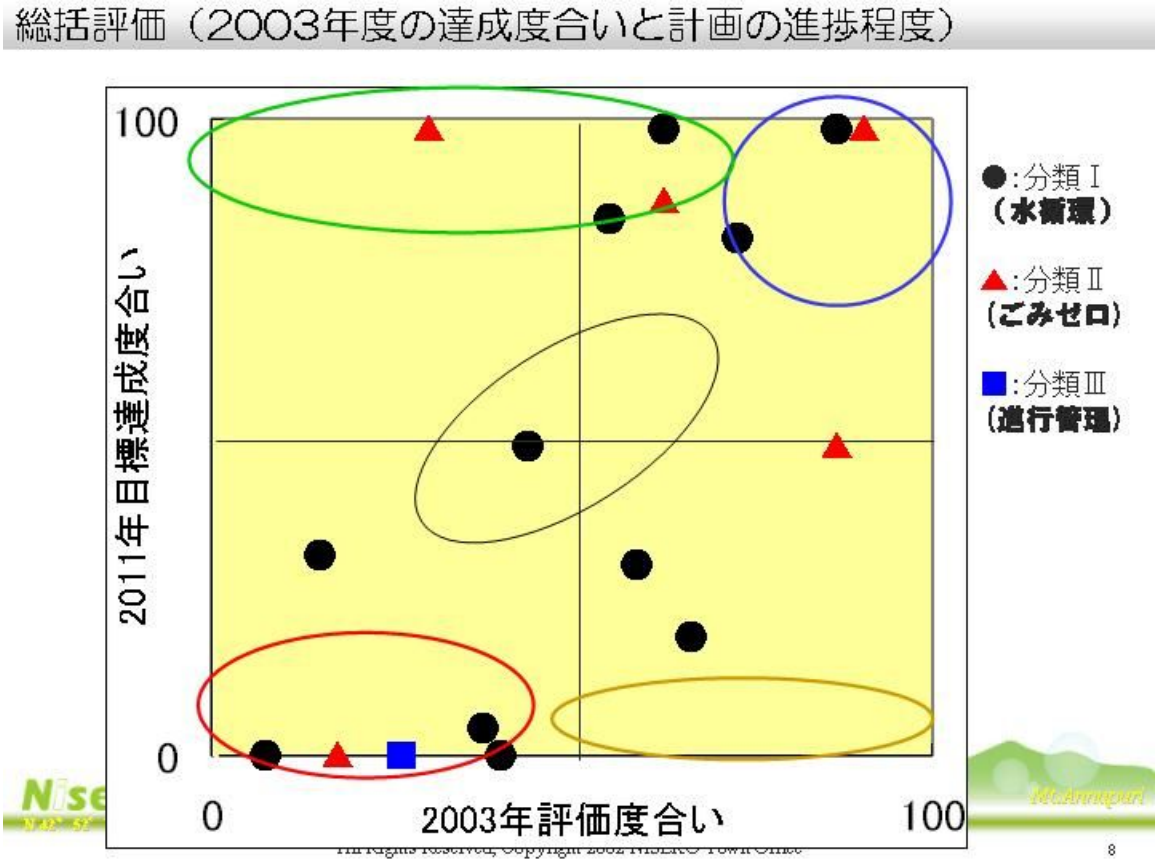
総括評価（2003年度の達成度合いと計画の進捗程度）
100
0
2011年目標達成度合い
0
2003年評価度合い
100
●:分類Ⅰ
（水循環）
▲:分類Ⅱ
（ごみゼロ）
■:分類Ⅲ
（進行管理）
8

２００４評価一覧表

※　上段：２００３年度、下段：２００４年度

番号	目標達成の手だて	年度別個別目標	達成度合	達成度	評価
①【森を守る】					
1	天然林の実態を把握する	山林の実態、分布図作成	■■□□□ ■■■□□	△ ↓ △	当該年度 50.0 2011年度 0.0
2	所有者との間で、天然林の保全協定を結ぶ　【重点】	2003：天然林保全協定の調査研究 2004：計画策定、チェックシステムの構築	■■□□□ ■■□□□		
3	水源地周辺不伐の森林保全条例を制定する	2003：森林保全条例の調査研究 2004：条例制定準備	□□□□□ ■□□□□		
4	大規模皆伐を避ける	2003：不抜保全策の調査研究 2004：保全協定・保全条例と連動した仕組みづくり	■■■■□ ■■■■□		
②【森を育てる】					
5	複層林の植林を促進する	民有林：3，879ﾍｸﾀｰﾙ、道有林：241ﾍｸﾀｰﾙ（2032年）	□□□□□ ■■■□□	△ ↓ ○	当該年度 80.0 2011年度 28.2
6	育林産業を振興する	2003：人材育成方策の調査研究 2004：人材育成方針策定	■■□□□ ■■■■□		
7	間伐材や林産物のリサイクルを進める　【重点】	木材リサイクルの調査研究（～2011）	■□□□□ ■■■■□		
8		林産物の安定供給：203ﾄﾝ　（～2011）	■■■■■ ■■■■■		
③【身の回りの緑を大切にする】					
9	里山の実態を把握し、その役割について認識を深める	2003：里山の認定　３ケ所 2004：認定３箇所　（計６ヶ所）	□□□□□ ■□□□□	× ↓ ×	当該年度 22.9 2011年度 0.0
10	「百年の森構想」によって、里山の造林事業などを推進する	ニセコ森と緑の会による植林　（～2011）	■■■□□ ■■■□□		
11	里山復元のモデル事業を町民参加で推進する	2003：里山モデル地区の選定 2004：計画策定	□□□□□ ■□□□□		
12	里山の河畔林を地形や生態系ぐるみで保全する	2003：河畔林の選定 2004：計画策定	□□□□□ ■□□□□		
13	里山の利活用や適正な管理運営の仕組みをつくる　【重点】	2003：里山管理ルールの調査研究 2004：仕組みづくり	□□□□□ ■□□□□		
14		2003：ボランテイア仕組みの調査研究 2004：仕組みづくり	□□□□□ ■□□□□		
15	里山と親しむライフスタイルを創造する	ライフスタイル創造の情報共有(～2011)	□□□□□ ■□□□□		
④【クリーン農業を進める】					
16	有機農業を目指し、農薬や化学肥料の使用を低減するクリーン農業を推進する　【重点】	Yes！Clean表示制度の推進（～2011）	■■■■□ ■■■■□	○ ↓ ○	当該年度 75.0 2011年度 27.0
17	地下水の汚染防止（特に多肥集約農業による窒素肥料が地下水を汚染する危険性を低減する）	家畜ふん尿管理施設の整備	■■■■□ ■■■■□		
18	休耕田あるいは耕作放棄地を地表水系の一部として有効利用する	2003：休閑地活用の調査研究 2004：１箇所設置（※利用調整の推進）	■■□□□ ■■■□□		
19	農業廃棄物の不法投棄を防止する	農業廃プラの適正処理の普及啓発	■■■■□ ■■■■□		
⑤【家畜廃棄物を管理する】					
20	家畜の糞尿など汚水の河川や地下水への流入を防止する	ふん尿管理の点検・啓発　（～2011）	■■■■□ ■■■■■	◎ ↓ ◎	当該年度 93.3 2011年度 100.0
21	家畜の糞尿を堆肥化する　【重点】	全量堆肥化と堆肥の安定供給(～2011)	■■■■■ ■■■■□		
22	堆肥舎の適正管理を進める	ふん尿対策の点検・啓発　（～2011）	■■■■□ ■■■■■		
⑥【生活排水をそのまま流さない】					
23	合併処理浄化槽の導入を促進する　【重点】	2003：２０基補助　（計　５１基） 2004：２０基補助　（計　７１基）	■■■■■ ■■■■■	○ ↓ ○	当該年度 70 2011年度 89.2
24	生活排水に関するライフスタイルの見直しを行う	上水再利用の調査・普及啓発（～2011）	■■■□□ ■■□□□		
⑦【公共下水道を利用する】					
25	公共下水道による水洗化率を向上させる	水洗化率　７５％	■■■■■ ■■■■□	○ ↓ ○	当該年度 85.0 2011年度 89.2
26	下水道処理の浄化負担を軽減する	流入部BODの抑制・減少（～2011）	■■■■■ ■■■■■		
27	生活排水の再利用や節水を進める　【重点】	生活排水利用の事例収集、普及啓発　（～2011）	■■□□□ ■■□□□		
28		雨水利用の調査研究　　（～2011）	■■□□□ ■■□□□		
29	道路などの清掃を行う	道路環境の点検管理、啓発	■■■■□ ■■■■□		

2004評価一覧表

※　上段：2003年度、下段：2004年度

番号	目標達成の手だて	年度別個別目標	達成度合	達成度	評価
⑧【水に親しむ仕組みをつくる】					
30	さまざまな親水活動のプログラム開発を行う	2003：親水活動プログラムの調査研究と計画策定 2004：1拠点指定	■■□□□ ■■■■■	× ↓ △	
31	町民の親水活動を促進する　【重点】	2003：親水活動マスター制度設計と認定開始 2004：認定制度の運営	□□□□□ ■□□□□		
32	灌漑溝や用排水路の環境共生化と親水化を検討する	2003：親水ポイントの研究と整備計画の策定 2004：1拠点指定	□□□□□ ■■■■■		当該年度
33	親水活動による水環境の観察結果を環境改善に活用するため、河川利用のルールをつくる	河川利用ルールの研究とルールづくり	□□□□□ ■□□□□		53.3
34	親水活動に関する各種NPOや住民団体の活動を促進する	2003：親水サポート制度と認定制度の開始 2004：制度運営	■□□□□ ■□□□□		2011年度
35	総合的学習に親水活動を導入する環境教育プログラムを作成実施する	総合学習プログラムの作成と実施	■■□□□ ■■■□□		45.0
⑨【川の水を守る】					
36	尻別川とその支流の水質維持向上を図る	2003：尻別川監視の仕組みづくり 2004：仕組みの運営、水質調査	■■■■□ ■■■■■	△ ↓ ○	
37	河畔林、魚付き林の保全･回復を図る　【重点】	河畔林の調査、3地域工事(～2011)	■■■□□ ■■■□□		
38	水際への不法投棄を行わないような町内外への広域的な啓発活動を行う	不法投棄防止の仕組みづくりと巡視･啓発	■■■□□ ■■■□□		
39	水質浄化機能を保全するため、河川流域の自然生態系を保全する	2003：自然河川の調査 2004：情報共有、啓発	■□□□□ ■■■■□		当該年度
40	流域の生態系に生息する野生生物の実態を把握し、保全策を講ずる	流域生態系の調査、保全策の検討（～2011）	■□□□□ ■■■□□		76.7
41	町内に予想される北海道新幹線トンネル工事による地下水や河川への影響を最小限にとどめるよう、関係機関に働きかける	トンネル工事評価分析、関係機関との協力			2011年度
42	尻別川水系の全般的な保全策を進めるために、流域の他町村と広域的な連携をはかる	尻別川保全の広域連携支援（～2011）	■■■■■ ■■■■■		100
⑩【川を自然に戻す】					
43	流域全体の生態系と護岸工法について、地域特性に応じた改修のあり方に関する計画策定　【重点】	流域の実態把握と調査、　河川改修計画の策定	■■■■□ ■■■■□	○ ↓ ○	当該年度
44	落差の大きな砂防ダムを小さな落差工に修復する		■□□□□ ■■□□□		70.0
45	魚道を確保し、全ての河川で回遊魚の遡上を確保する		■■■■□ ■■■■□		20011年度
46	河床のコンクリート張りの撤去など、コンクリート3面張り護岸を取り除いて、自然河川に近い状態に修復する		■■■■□ ■■■■□		66.7
⑪【美しい景観を守る】					
47	総合的な土地利用計画を策定する　【重点】	2003：土地利用計画の策定 2004：計画実施	■□□□□ ■■■■□	△ ↓ ◎	当該年度
48	景観条例を定め、河川流域の景観について基本的な方針を打ち出す	2003：景観条例の制定 2004：条例運用	■■■■■ ■■■■■		90.0
49	景観構成要素ごとの保全と創造に関するガイドラインを作成する	2003：景観評価システムの作成準備 2004：作成	□□□□□ ■■■■□		20011年度
50	保全したい景観を発見するためのイベントを開催する	2003：景観保全発見イベントの開催：1回 2004：保全地域決定	■■□□□ ■■■■■		8.0
⑫【必要なものだけ買って、大切に使う】					
51	ものを大切に使うライフスタイルを取り戻す	ライフスタイルアイデア収集、情報共有（～2011）	■□□□□ ■■■□□	× ↓ △	
52	自分で作れるものは、工夫して作る	DIYハウツー講習会：1回	□□□□□ ■□□□□		
53	暮らしに本当に必要なものだけを適正量だけ買う消費生活を取り戻す	アイデア収集、情報共有(～2011)	■■□□□ ■■□□□		
54	リユースための仕組みをつくる	2003：リユース制度検討、センター設置準備 2004：リユースセンター設置	■□□□□ ■■■□□		当該年度
55	省エネルギーを推し進める　【重点】	2003：低公害車導入計画の策定 2004：導入推進	■□□□□ ■■■■□		60.0
56	農業が資源の循環に貢献してきた役割を理解し、地産地消（地場産品を地場で消費）の地域内循環の環を形成	プロジェクトによる連携検討、事業の実施(～2011)	■■■□□ ■■■□□		2011年度
57	再生品による地場商品を開発する	再生地場商品化のアイデア収集、情報共有(～2011)	□□□□□ ■■■■■		0.0

2004評価一覧表

※ 上段:2003年度、下段:2004年度

番号	目標達成の手だて	年度別個別目標	達成度合	達成度	評価
⑬【リサイクルを進める】					
58	ごみの分別を徹底する 【重点】	リサイクル率 26%	■■■■■ ■■■■■	◎ ↓ ◎	当該年度
59	購入するときは、リサイクル商品などを優先して買う(グリーン購入)	リサイクル事務用品の優先購入	■■■■■ ■■■■■		100
60	資源化ルートを開発する	資源回収仕組みの適正化支援	■■■■□ ■■■■■		2011年度
61		資源化ルートの調査研究、情報共有	■■■■□ ■■■■■		100
⑭【ごみを減らす】					
62	ごみの排出量を減らす 【重点】	2003:収集ごみ量 1,253ﾄﾝ 2004:収集ごみ量 1,238t	■■■■□ ■■■■□	○ ↓ ○	当該年度
63		直接搬入ごみ量:958ﾄﾝ	■■■■■ ■■■■■		75.0
64	ごみになるようなものは買わない	グリーン購入の普及啓発	■□□□□ ■■□□□		2011年度
65	ごみの不法投棄を防ぐ	定期的な監視と情報共有	■■■■□ ■■■■□		54.0
⑮【生ごみを土に戻す】					
66	生ゴミの自家堆肥化を進める	コンポスター補助制度の運営	■■■■□ ■■□□□	△ ↓ ○	当該年度
67	家庭や事業所における生ゴミの堆肥化と庭先の土づくりへの還元を進める	生ごみ堆肥化・庭先コンポスト化のアイデア収集、情報共有	■■□□□ ■■■■□		75.0
68	冬の庭先コンポスト化を推進する		■■■□□ ■■■□□		2011年度
69	堆肥センターによる堆肥づくりを推し進める 【重点】	2003:生ごみ堆肥化量:1,074ﾄﾝ 2004:生ごみ堆肥化量:1,052t	■■■■■ ■■■■■		90.4
⑯【二酸化炭素の排出を減らす】					
70	必要最少限の資源量を有効に活用する(省資源)	資源活用の普及啓発、情報共有(～2011)	■■■■□ ■■■■□	△ ↓ ○	当該年度
71	必要最少限のエネルギーを有効に活用する(省エネルギー)	エネルギー活用の普及啓発、情報共有(～2011)	■□□□□ ■■■■■		80.0
72	資源循環、エネルギー循環の環を補完し、地球環境への負荷を低減する 【重点】	資源・エネルギー循環思想の普及啓発	■■■□□ ■■■■□		2011年度
73	地球温暖化ガスを吸収する森林などを守り育てる	森林を守り育てる思想の普及啓発	■□□□□ ■■■□□		100
⑰【町民主体の環境マネジメント】					
74	地域環境をもっと知り将来の人材を育成するため、環境教育・環境学習を推進する	環境教育学習の手法整理、実践、見直し(～2011)	■■□□□ ■■□□□	△ ↓ △	
75	人材の発掘と育成により、町民主体の計画進行管理と計画実践の仕組みを作る 【重点】	進行管理の仕組みづくりと運用管理(～2011)	■■■□□ ■■■■■		当該年度 53.3
76	町民と行政のパートナーシップにより、地域環境マネジメントシステムを管理運営する	2003:ISO14001調査研究 2004:マネジメントシステムの構築、運営	□□□□□ ■□□□□		2001年度 0.0

総括評価表と評価根拠

基本目標	個別目標 (評価年次) (評価目標年次)	2003評価		2004評価		2005評価	
		2011年度	2003年度	2011年度	2004年度	2011年度	2005年度
森を育てる	① 森を守る	0	45	0	50		
	② 森を育てる	5	42	28	80		
	③ 緑を大切にする	0	9	0	23		
水循環と生産活動	④ クリーン農業の推進	20	72	27	75		
	⑤ 家畜廃棄物の管理	100	87	100	93		
生活と水循環	⑥ 生活排水の処理	81	75	89	70		
	⑦ 公共下水道の利用	100	67	89	85		
	⑧ 水に親しむ仕組みづくり	33	16	45	53		
水循環の再生	⑨ 川の水を守る	83	54	100	77		
	⑩ 川を自然に戻す	33	63	67	70		
	⑪ ニセコらしい空間と景観	0	43	8	90		
ごみゼロ社会を目指して	⑫ 大切に使う	0	19	0	60		
	⑬ リサイクルを進める	100	90	100	100		
	⑭ ごみを減らす	50	88	54	75		
	⑮ 生ごみを土へ戻す	88	65	90	75		
	⑯ CO2の排出を減らす	100	38	100	80		
町民参加	⑰ 町民主体の環境マネジメント	0	28	0	53		

資料1　人口動態

住民基本台帳人口

注）3月末日現在

年	男	女	総人口	世帯数
H3年3月	2,196	2,346	4,542	1,613
H4年3月	2,195	2,347	4,542	1,641
H5年3月	2,193	2,342	4,535	1,659
H6年3月	2,216	2,343	4,559	1,694
H7年3月	2,235	2,407	4,642	1,781
H8年3月	2,219	2,377	4,596	1,783
H9年3月	2,215	2,354	4,569	1,786
H10年3月	2,195	2,341	4,536	1,772
H11年3月	2,191	2,340	4,531	1,807
H12年3月	2,204	2,335	4,539	1,822
H13年3月	2,182	2,324	4,506	1,829
H14年3月	2,211	2,328	4,539	1,869
H15年3月	2,230	2,344	4,574	1,915
H16年3月	2,239	2,364	4,603	1,956
H17年3月	2,260	2,385	4,645	1,991

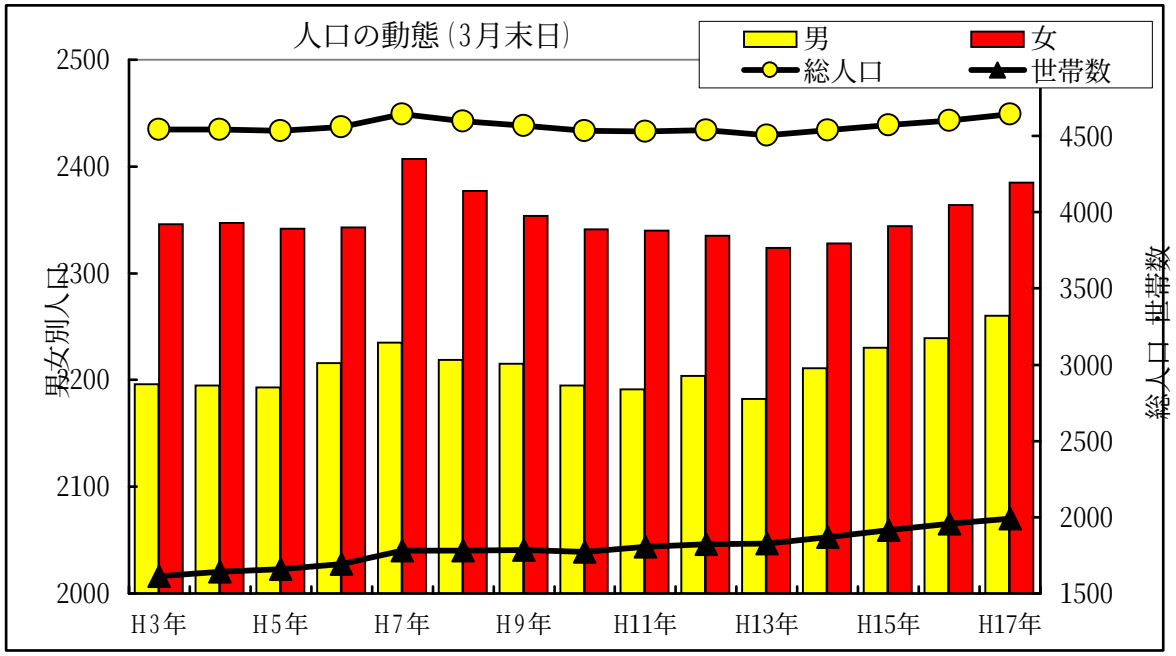

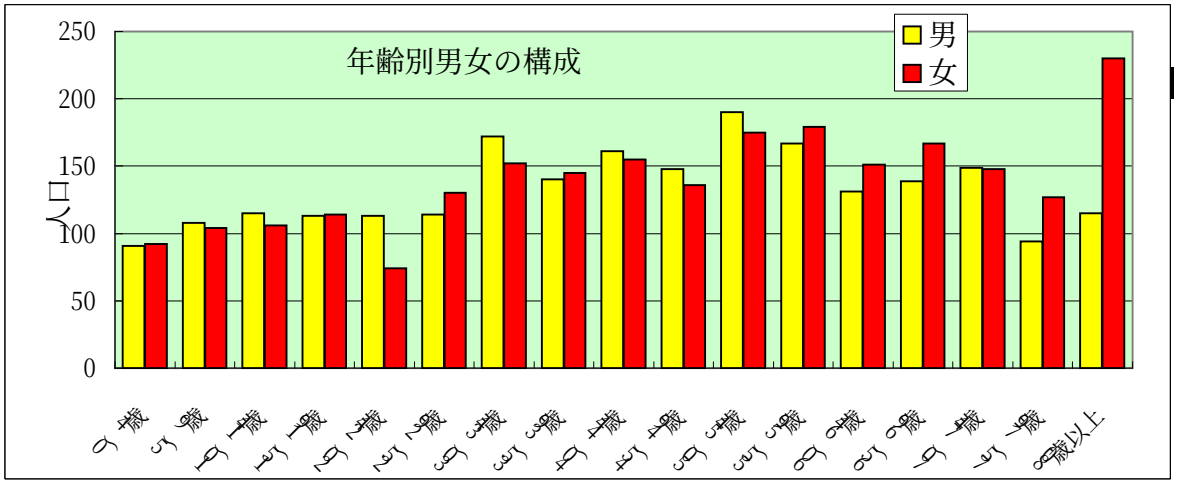

2　産業動態

(1) 事業所

	全体				うち民営			
	事業所数	従業者数			事業所数	従業者数		
		男	女	計		男	女	計
平成13年	271	1,107	774	1,881	252	951	693	1,644
平成8年	261			2,061	241			1,818
増減率(%	3.8			△8.7	4.6			△9.6

(2) 商業統計

	事業所数	従業者数	販売額(千円)
平成16年	68	264	403,465
平成14年	64	230	428,636
増減率(%	6.8	14.8	△5.9

注) 商業:卸売り・小売業
H15.4.1～H16.3.31までの速報値

商店(法人＋個人)分類　　※平成14年商業統計より

	事業所(所)	従業者数(人)	販売額(万円)
総数	64	230	428,636
卸売業	6	21	119,102
小売業	58	209	309,534
各種商品小売業	1	2	X
織物・衣服・身の回り品	7	14	10,101
飲食料品小売業	24	98	131,523
自動車・自転車小売業	3	8	X
家具・建具・じゅう器小売業	6	33	25,234
その他の小売業	17	54	124,518

注) 北海道による集計結果値
平成14年商業統計より

(3) 工業統計

	事業所数(所)	従業者数(人)	製造品出荷額(万円)	従業者規模別事業所	
				4～9人	10～19人
平成16年	3	23	52,720	2	1
平成15年	3	21	51,012	2	1
増減率(%	0.0	9.5	3.3		

注) 平成16年工業統計調査
H17.8.末現在の速報値

(4) 農林業統計　　2000年センサス値

総農家数			専業農家	兼業農家			農家以外の農業
	販売農家	自給的農家			第1種	第2種	
212	203	9	71	132	97	35	4

農家人口					
	農業専従者				
		50～199日	200～249日	250日以上	自給農家
907	422	84	177	161	-

注) 農業専従者とは、調査日前1年間に150以上農業従事

経営耕地面積と農家数

計		田		畑(樹園地除く)		樹園地	
農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
210	2,164	120	579	193	1,584	5	1

農産物販売金額1位の部門別農家数

計	稲作	雑穀いも類	工芸作物	露地野菜	施設野菜	花木類	その他	酪農
193	45	90	1	25	9	1	3	16
100.0%	23.3%	46.6%	0.5%	13.0%	4.7%	0.5%	1.6%	8.3%

(5) その他統計

車種別自動車数　　H16.3.31　　資料　北海道陸運協会「北海道自動車統計」

総　数	貨物用				乗合用		
		普通車	小型車	被けん引車		普通車	小型車
3,946	580	317	247	16	108	84	24

乗　用			特種(殊)用途			小型二輪車	軽自動車
	普通車	小型車		特種車	大型特殊車		
1,926	600	1,326	225	91	134	48	1,059

資料3　ごみの減量化とリサイクル

（1）　じん芥類の収集

表　　年度別ごみ排出量の推移

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
生ごみ											294	492	502
可燃ごみ											271	427	476
不燃ごみ											34	51	69
混合ごみ	2,286	2,544	2,885	3,062	3,270	3,501	3,060	2,877	2,043	1,785	998		
資源ごみ						27	40	69	208	360	410	564	566
粗大ごみ						164	113	78	137	143	286	14	14
計	2,286	2,544	2,885	3,062	3,270	3,692	3,213	3,024	2,388	2,288	2,293	1,548	1,627

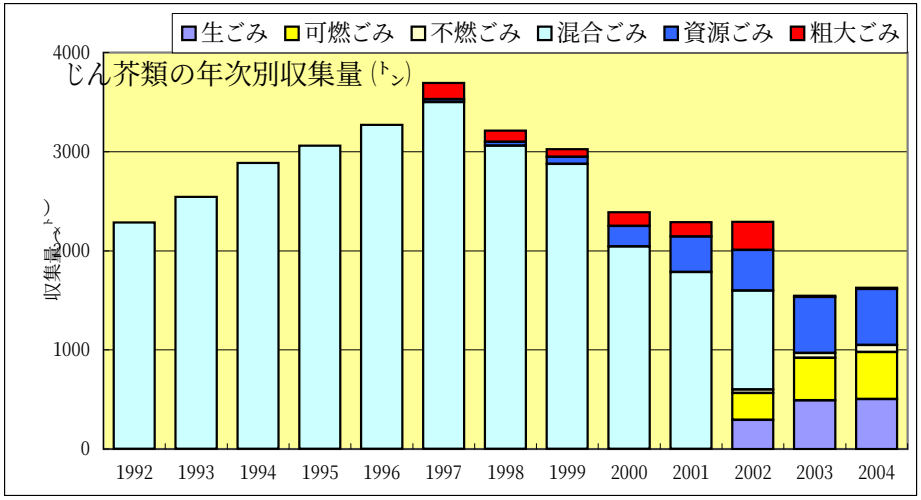

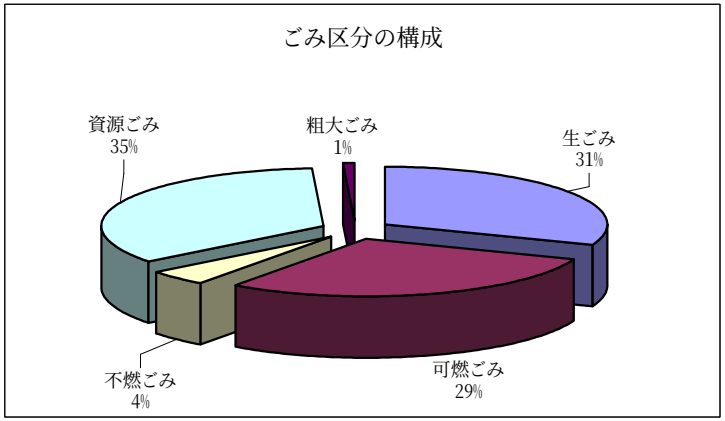

表-　埋立てごみ量の推移（ﾄﾝ・m3）　　場所：二セコ町一般廃棄物最終処分場　埋立て容量＝4,000m3

年次	2002年	2003年	2004年	2005年									単位
埋立ごみ	23.0	121.9	128.6	130.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	ﾄﾝ
破砕不燃物	23.0	65.6	72.4	49.45									ﾄﾝ
焼却灰	0.0	56.2	56.2	81.16									ﾄﾝ
累積容量	53	258	478	669	669	669	669	669	669	669	669	669	m3
埋立残容量	3,947	3,742	3,522	3,331	3,331	3,331	3,331	3,331	3,331	3,331	3,331	3,331	m3
残余率	98.7	93.6	88.0	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	%

(2) 年次別資源ごみ収集量(トン)

(参考)

年度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	再処理費
びん		22.8	103.4	157.8	67.7	65.8	85.6	
	無色				20.1	26.9	33.5	3.9
	茶色				18.7	24.7	26.4	4.8
	その他				28.8	14.1	25.7	7.1
缶		28.5	41.5	56.5	55.8	48.0	38.1	
	アルミ				18.3	15.0	12.2	0.0
	スチール				37.5	33.0	25.9	0.0
ペットボトル					17.5	25.6	25.2	9.1
白色トレイ					0.3	3.8	2.7	400.0
その他プラ					26.7	74.8	83.9	89.1
紙		8.0	132.8	208.4	240.3	343.2	327.7	
	紙パック				3.2	1.8	3.5	0
	段ボール				137.8	182.4	151.2	0
	その他紙				5.6	30.6	42.8	20.4
	新聞･チラシ				62.4	67.3	89.2	0
	雑誌				29.0	40.5	31.5	0
	MIXペーパー				2.3	20.5	9.5	3.5
乾電池		0.1	1.0	1.1	0.9	1.2	1.2	0
蛍光管					1.1	1.3	1.2	0
その他		9.6						円/kg
合計		69.0	278.6	423.8	410.2	563.5	565.6	

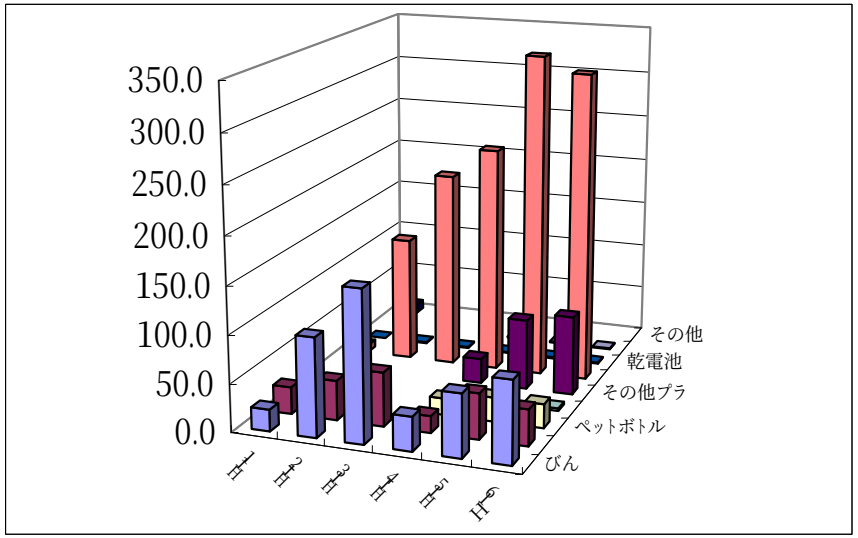

＜リサイクル費用と地元負担額＞

処理経費	9,691,727
町負担額	1,769,522
町負担率	18.3%

(3) 可燃ごみの性状分析

年次		16/9/30		15/10/02		14/12/12		仕分け
対象重量(kg)		(%)	(kg)	(%)	(kg)	(%)	(kg)	
紙類		36.20	172	32.83	140	79.45	215	※可燃ごみ
布類		23.32	111	1.52	6	0.00	0	
ビニール･合成樹脂類		18.09	86	34.34	147	20.21	55	
ゴム皮類								
木･竹･わら類		1.14	5	4.90	21	0.06	0	
厨芥類		16.64	79	24.14	103	0.00	0	※生ごみ
不燃物類	金属類	3.32	16	1.46	6	0.00	0	※不燃ごみ
	ガラス類							
	その他							
その他		1.29	6	0.81	3	0.28	1	
合計		100.00	476	100.00	427	100.00	271	

表- リサイクル率

	H14年度		H15年度			H16年度		
	総量	リサイクル	総量	リサイクル		総量	リサイクル	
	トン	%	トン		%	トン		%
生ごみ	1,597	13.8	804	557	69.3	827	748	90.4
可燃ごみ			411	0	0.0	476	0	0.0
不燃ごみ			70	0	0.0	69	0	0.0
資源ごみ	410	100.0	507	507	100.0	566	566	100.0
粗大ごみ	285	0.0	28	2	5.4	14	1	7.1
計	2,292	26.0	1,820	1,066	58.5	1,952	1,315	67.4

（4） 有機性廃棄物の資源化

① 生ごみの堆肥化

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	（参考）平成15年度
堆肥センター	502	31	35	36	39	50	42	40	29	42	61	48	49	492 ﾄﾝ
自家処理	246	20	31	31	31	31	31	21	10	10	10	10	10	260 ﾄﾝ
計	748	51	66	67	70	81	73	61	39	52	71	58	59	752 ﾄﾝ

＜生ごみ収支＞

		H16年度		H15年度	
		(ﾄﾝ)	(%)	(ﾄﾝ)	(%)
生ごみ	堆肥センター	502	60.7	492	57.8
	自家処理	246	29.7	260	30.6
	焼却他	79	9.6	99	11.6
計		827	100.0	851	100.0

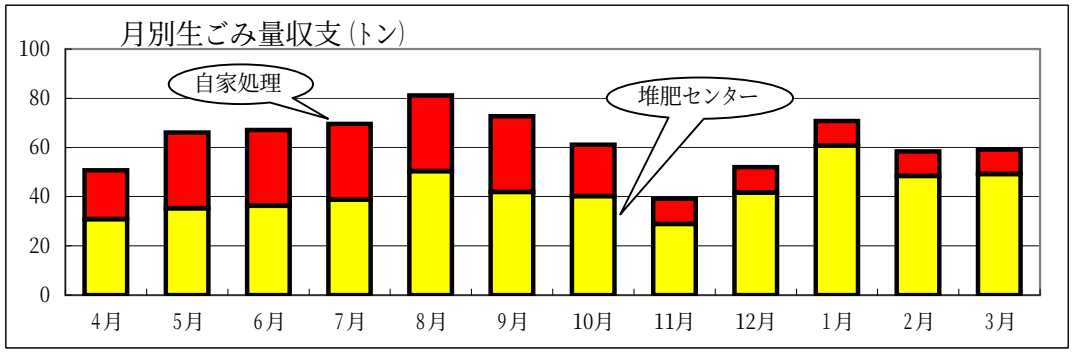

② 下水汚泥の堆肥化

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
堆肥センター	212	19	15	16	19	16	18	15	15	19	16	21	23
(参考) 含水分率		83.1%	83.4%	83.5%	83.0%	83.1%	83.6%	83.7%	83.8%	83.8%	83.8%	83.8%	

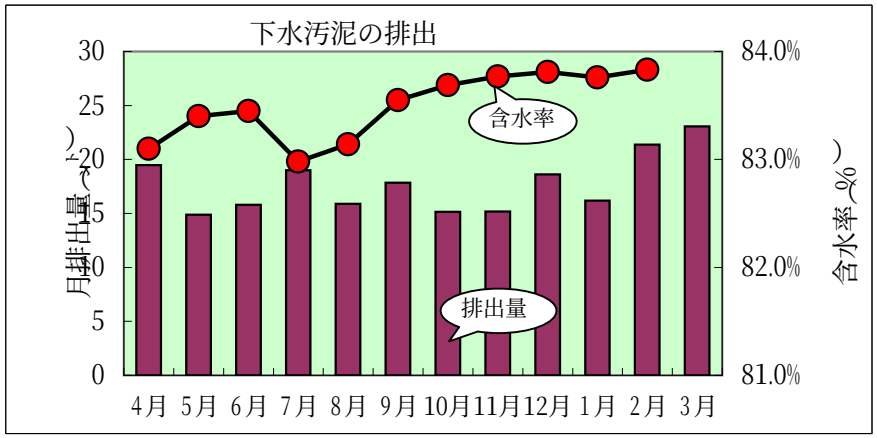

表- 堆肥センターの運用実績

	畜ふん	生ごみ汚泥	計
処理実績（ﾄﾝ）	4,400	714	5,114
管理費	226,408	37,102	263,510
燃料費	1,167,340	191,296	1,358,636
光熱費	1,322,733	216,760	1,539,493
維持補修費	545,988	89,473	635,461
副資材費	6,377,877	1,569,005	7,946,882
委託費	3,930,095	644,037	4,574,132
搬送費	2,551,064	0	2,551,064
（計）	16,121,504	2,747,673	18,869,177
計（税込み）	16,927,580	2,885,057	19,812,636
処理コスト（円/ﾄﾝ）	3,847	4,041	3,874

③ 有機性資源の収支

＜農業性有機物資源の発生＞

	飼養規模	1日当り排泄量		年発生量	
		ふん	尿	ふん	尿
	(頭)	(kg)	(L)	(ﾄﾝ)	(kL)
乳牛	1,082	32	10	12,539	3,969
豚	1,537	3	6	1,627	3,329
羊	23	0		2	0
馬	18	28	7	184	46
鶏	562	0		27	0
ダチョウ	62	0		10	0
				14,389	7,344

	作付面積	単位収量	原単位	発生量	利用の状況 (%)			
	(ha)	(kg/10a)		(ﾄﾝ)	鋤き込み	堆肥化	その他	焼却･廃棄
水稲	381	538	1.00	2,050	55	45		
			0.25	512	0	25	15	60
小麦	115	385	1.50	664	30	60	10	
ばれいしょ	396	3,210	0.10	1,271	100			
大豆	158	248	1.50	588	60	25	10	5
小豆	130	246	1.00	320	75			25
てん菜	38	5,820	0.70	1,548	100			
コーン類	115	835	1.80	1,728	100			
野菜類	130	1,371	0.05	89	50	10		40
計	1,463			8,771	6,511	1,605	202	373

表- 有機性資源の収支

発生量(総排出量)
34,910 ﾄﾝ
100 %

動物性廃棄物:	21,733
植物性廃棄物:	8,771
木質系廃棄物:	3,370
厨芥生ごみ :	825
下水汚泥 :	212

鋤き込み
6,511 ﾄﾝ
18.7 %

堆肥化･堆肥交換
19,311 ﾄﾝ
55.3 %

その他
7,626 ﾄﾝ
21.8 %

焼却･廃棄
1,463 ﾄﾝ
4.2 %

総資源化量
33,448 ﾄﾝ
95.8 %

＜参考＞農用地利用の実態

	面積	比率
田	642	23.4
畑	2,028	73.9
草地	40	1.5
施設地	33	1.2
計	2,743	100.0

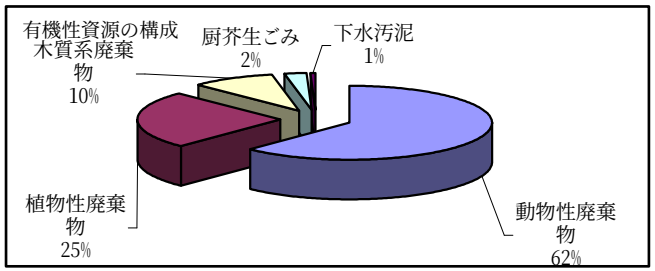

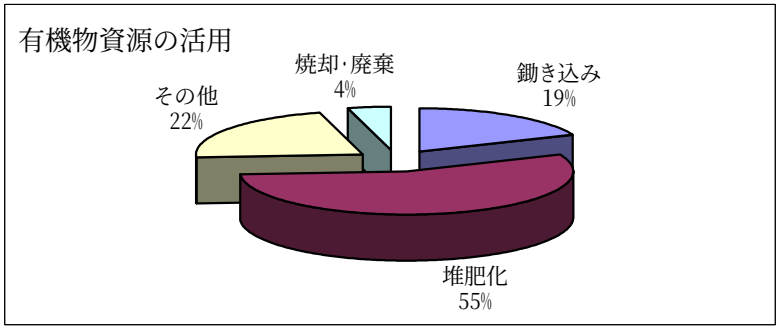

(5) 羊蹄山麓各町村のごみ実態

表- 可燃ごみの広域焼却処理

項目		単位	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	倶知安町	計	備考
人口	H15年度	人	6,164	4,574	2,509	2,118	2,777	3,543	16,004	37,689	H15/3/31
	H16年度		6,060	4,603	2,479	2,110	2,753	3,503	15,915	37,423	H16/3/31
可燃ごみ	H15年度	ﾄﾝ	383	427	180	336	213	361	4,844	6,744	
	一人当り	kg	62	93	72	159	77	102	303	179	
	H16年度	ﾄﾝ	433	476	185	362	232	383	4,041	6,112	
	一人当り	kg	71	103	75	172	84	109	254	163	
焼却灰	H15年度	ﾄﾝ	54.4	60.7	25.6	47.8	30.2	51.4	688.2	958.3	減容率:85.8%
	H16年度	ﾄﾝ	53.7	56.2	17.9	45.6	27.2	48.5	446.4	695.4	減容率:89.8%
	増減率		0.986	0.927	0.698	0.953	0.901	0.945	0.649	0.726	
可燃ごみ焼却負担額	H15年度	千円	9,102	10,005	5,231	8,282	5,849	8,808	108,053	155,330	23,031円/ﾄﾝ
	一人当り	円	1,477	2,187	2,085	3,910	2,106	2,486	6,752	4,121	
	H16年度	千円	12,215	13,423	6,285	10,691	7,918	11,995	95,172	157,699	28,246円/ﾄﾝ
	一人当り	円	1,982	2,935	2,505	5,048	2,851	3,386	5,947	4,184	

注1).焼却施設は、倶知安町清掃センターで、山麓7ケ町村による広域利用
注2).倶知安町は、平成16年度末まで生ごみを可燃ごみとして焼却処分にある。

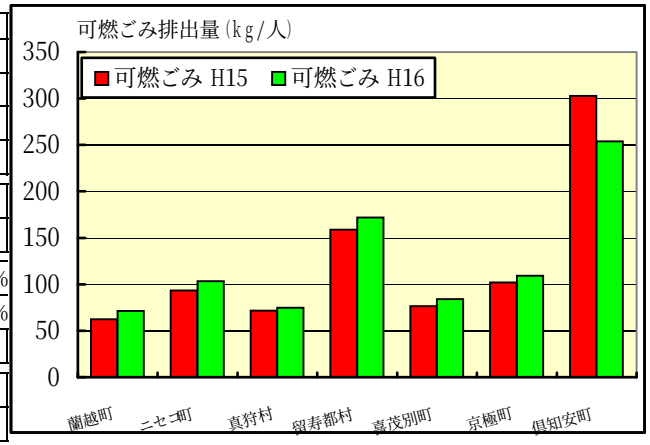

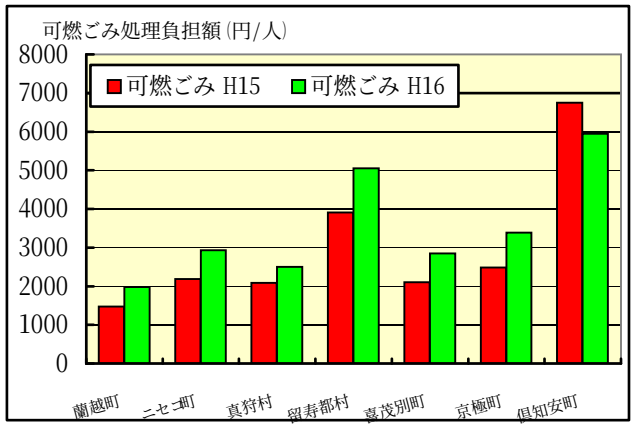

表- 不燃ごみ･粗大ごみの広域処理

項目		単位	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	計	倶知安町	備考
不燃ごみ	H16年度	ﾄﾝ	251.8	69.4	47.3	71.7	27.9	80.5	548.6	608.3	
	一人当り	kg	41	15	19	34	10	23	34	16	
粗大ごみ	H16年度	ﾄﾝ	46.6	13.8	33.8	40.1	22.2	6.6	163.1	371.0	
	一人当り	kg	8	3	14	19	8	2	10	10	
破砕ごみ	H16年度	ﾄﾝ	224.6	71.0	47.3	79.2	38.0	56.9	517.1	979.3	
	一人当り	kg	37	15	19	38	14	16	32	26	
不燃+可燃+粗大		kg	120	122	107	225	102	134		306	
破砕処理負担額	H16年度	千円	2,786	2,158	2,186	2,044	1,737	2,357	13,268		18,064円/ﾄﾝ
	一人当り	円	452	472	871	965	625	665	829		
	H17年度	千円	2,822	1,823	1,969	2,017	1,723	1,866	12,220		予算額 16,637円/ﾄﾝ
	一人当り	円	458	399	785	952	620	527	764		

表- 各町村の生ごみ処理実態

生ごみ堆肥化

			蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	倶知安町	計
H15年度	実績	ﾄﾝ	587	492	144	176	249	225		
		千円	2,265	2,337	5,021	5,317	5,995	5,772		
	一人当り	kg	95.2	107.6	57.6	82.9	89.6	63.5		
		円	367	511	2,001	2,511	2,159	1,629		
	kg処理費	円	3.9	4.7	34.8	30.3	24.1	25.7	17.8	

	区　分	単位	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	倶知安町
可燃＋不燃＋粗大＋生ごみ	年間	kg	215	229	165	307	192	197	306
	一日		0.590	0.628	0.451	0.842	0.526	0.541	0.839

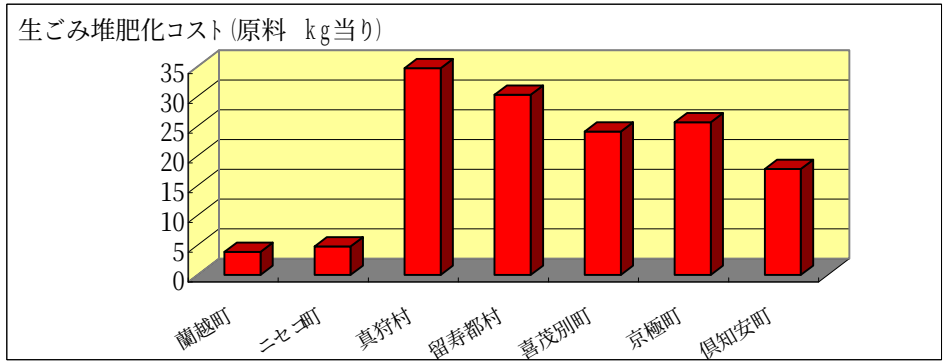

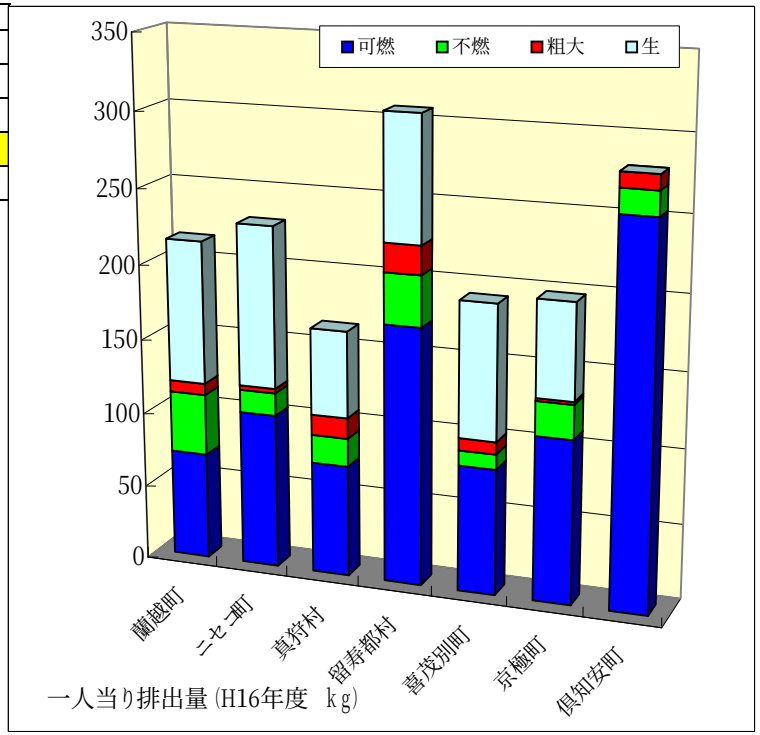

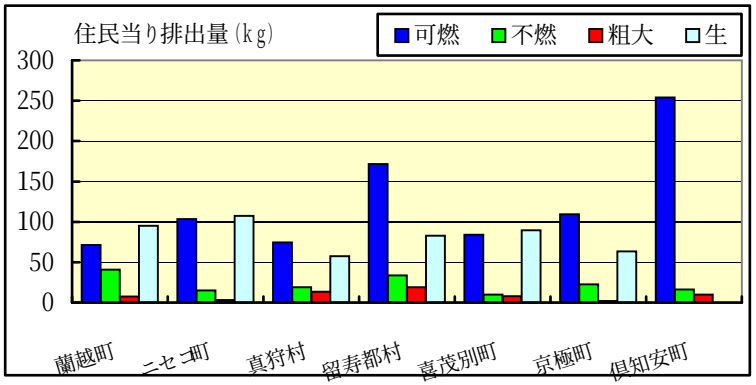

(6) ごみ処理費用の推移とコスト

区　　分	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
ごみ処理･リサイクル経費	22,584	20,969	23,557	30,435	32,865	38,302	49,020	53,711	63,041	67,687	107,209	114,361
ごみ対策施設整備経費	0	309	846	2,157	5,680	28,088	26,476	41,863	202,311	758,862	31,721	0
ごみ対策経費合計	22,584	21,278	24,403	32,592	38,545	66,390	75,496	95,574	265,352	826,549	138,930	114,361
地方交付税清掃費算入額	40,627	43,194	46,939	47,063	49,640	49,243	50,160	50,463	50,463	50,463	50,463	50,463
･年度末人口	4,535	4,559	4,642	4,596	4,569	4,536	4,531	4,539	4,539	4,539	4,539	4,539
･一人当たりごみ処理費	4,980	4,599	5,075	6,622	7,193	8,444	10,819	11,833	13,889	14,912	23,620	25,195
･一人当たり施設費	0	68	182	469	1,243	6,192	5,843	9,223	44,572	167,187	6,989	0
･一人当たり総計費	4,980	4,667	5,257	7,091	8,436	14,636	16,662	21,056	58,460	182,099	30,608	25,195

平成16年度

種　別	可燃	不燃	生ごみ	資源物他	粗大	計
収集量推計(kg)	476	69	502	566	14	1,627
受益者負担額	7,800	4,560	4,560			16,920
ごみ対策全般	392	56	485	485	22	1,440
専用袋	1,629	1,026	4,304			6,960
収集業務	16,281	7,335	19,196	20,219		63,031
保管管理						0
搬送業務	1,268	665		137	195	2,265
破砕負担		1,754			701	2,455
焼却負担	11,797	253			112	12,162
堆肥化負担			1,736			1,736
分別処理業務				14,026		14,026
再商品化負担				2,684		2,684
最終処分場	2,936	2,349			587	5,872
計	34,303	13,439	25,721	37,551	1,617	114,361
kg当り単価(円)	72.1	194.8	51.2	66.3	115.5	70.3
1人当り単価(円)	7,385	2,893	5,537	8,084	348	24,248
受益者直接負担率	22.7	33.9	17.7	0.0	0.0	14.8

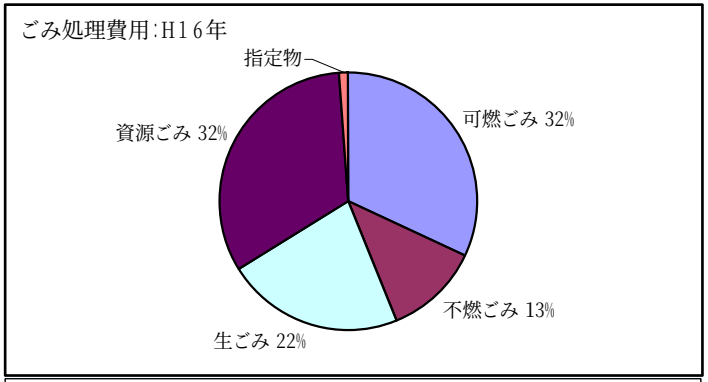

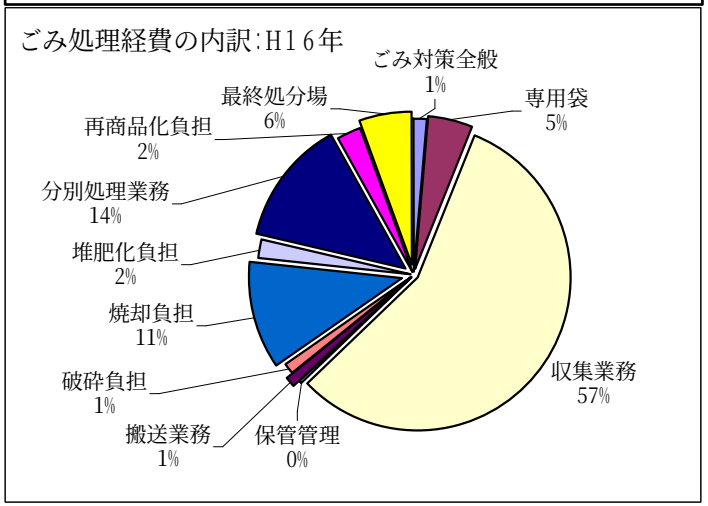

資料4　ニセコの環境実態

（1）　水環境の実態

①　ニセコ町の上水道　　平成16年3月31日

水道名	認可日(直近)	給水戸数	給水人口	年間給水量	浄水方法	原水種別	取水河川名
ニセコ温泉郷地区飲用水供給施設	昭和42年11月20日	8戸	6人	2,690m3	滅菌のみ	湧水	尻別川水系硫黄川支流3号川
いこいの村地区飲用水供給施設	昭和54年11月	3戸	12人	39,893m3		伏流水	
曽我地区簡易水道	平成6年8月5日	98戸	372人	156,363m3		湧　水・地下水	尻別川水系東の沢川
市街地区簡易水道	平成4年6月18日	987戸	2,699人	325,106m3		湧水	尻別川水系真狩川支流第2カシュンベツ川
近藤地区簡易水道	平成11年3月24日	54戸	180人	17,422m3		湧水	尻別川水系真狩川支流岩松川
ニセコ地区簡易水道	昭和60年6月13日	52戸	181人	125,252m3		地下水	
西富団地地区飲用水供給施設	昭和55年10月	6戸	13人	591m3		地下水	
桂地区飲用水供給施設	昭和39年11月30日	13戸	27人	2,389m3		湧水	尻別川水系桂の沢川支流蝮の沢川
宮田地区簡易水道	昭和61年6月4日	28戸	101人	20,121m3	緩速ろ過・滅菌	表流水・湧　水	尻別川水系ルベシベ川支流17号川 尻別川水系真狩川支流木材川
計		1,249	3,591	689,827m3			

	区分	比率	年度末数値	説明
普及率	世帯	63.90%	1,956	注）.年度末の世帯数及び人口は、平成16年3月31日現在
	人口	78.00%	4,603	

表-　ニセコ町浄水（水道水）水質検査結果

施設名		単位	市街地区	近藤地区	ニセコ地区	曽我（第1）	曽我（第2）	宮田（里見）	宮田（小花井）	いこいの村
採水地点			ニセコ町役場	近藤小学校	ユースホステル	今井造林	曽我公園	中央墓地	宮田小学校	ニセコ町
残留塩素（mg/L）			0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2	0.4
鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	-	0.003	0.002	<0.001	-	-	-	-
ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.004	0.002	-	-	-	-	-	-
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/L	0.15	0.31	-	-	-	-	-	-
ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/L	0.07	0.21	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
1，4－ジオキサン	0.05以下	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
クロロ酢酸	0.02以下	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
クロロホルム	0.06以下	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロ酢酸	0.04以下	mg/L	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
臭素酸	0.01以下	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	<0.001	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロ酢酸	0.2以下	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/L	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ブロモホルム	0.09以下	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	<0.01
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	mg/L	41.6	106	-	-	-	-	-	-
蒸発残留物	500以下	mg/L	139	221	94	70	77mg/l	62mg/l	51mg/L	101mg/l
ジェオスミン	0.00002以下	mg/L	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
2－メチルイソボルネオール	0.00002以下	mg/L	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	0.005以下	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

注1）財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターにて検査

注2）.年4回の検査結果での最大値を掲載する

注3）法の定めにより、過去の検査実績で省略できる項目があるため、各施設ごとで検査項目が変わります。ただし年1回、3年に1度程度を行います。

② 水環境に関するデータ

＜尻別川BOD調査結果＞　小樽開発建設部　※ H15～16Dataの抜粋

尻別川BOD調査結果（H15～H17）

H15 尻別川BOD調査結果

報告月	採水月日	名駒BOD(mg/L) 実測データ	名駒BOD(mg/L) 水質ランキング公表値(報告下限値0.5)	名駒BOD(mg/L) 昇べきの順(75%値算出用) 実測	名駒BOD(mg/L) 昇べきの順(75%値算出用) ランキング	初田橋BOD(mg/L) 実測データ	初田橋BOD(mg/L) 水質ランキング公表値(報告下限値0.5)	初田橋BOD(mg/L) 昇べきの順(75%値算出用) 実測	初田橋BOD(mg/L) 昇べきの順(75%値算出用) ランキング
1月	1月15日	0.3	≒ 0.5	0.2	≒ 0.5	0.2	≒ 0.5	0.1	≒ 0.5
2月	2月6日	0.5	0.5	0.2	≒ 0.5	0.4	≒ 0.5	0.1	≒ 0.5
3月	3月2日	0.7	0.7	0.3	≒ 0.5	0.6	0.6	0.2	≒ 0.5
4月	4月3日	0.5	0.5	0.3	≒ 0.5	0.6	0.6	0.3	≒ 0.5
5月	5月13日	0.2	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5
6月	6月5日	0.4	≒ 0.5	0.4	≒ 0.5	0.1	≒ 0.5	0.4	≒ 0.5
7月	7月2日	0.5	0.5	0.4	≒ 0.5	0.4	≒ 0.5	0.4	≒ 0.5
8月	8月7日	0.9	0.9	0.5	0.5	0.6	0.6	0.4	≒ 0.5
9月	9月4日	0.3	≒ 0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
10月	10月21日	0.4	≒ 0.5	0.5	0.5	0.4	≒ 0.5	0.6	0.6
11月	11月20日	0.2	≒ 0.5	0.7	0.7	0.1	≒ 0.5	0.6	0.6
12月	12月4日	0.3	≒ 0.5	0.9	0.9	0.3	≒ 0.5	0.6	0.6
平均		0.433333333	0.55			0.383333333	0.533333333		
		≒ 0.4	≒ 0.6			≒ 0.4	≒ 0.5		
75%		0.5	≒ 0.5			0.6	≒ 0.6		
公表値	年平均値	≒ 0.6							
	75%平均値	≒ 0.6							

H16 尻別川BOD調査結果

報告月	採水月日	名駒BOD(mg/L) 実測データ	名駒BOD(mg/L) 水質ランキング公表値(報告下限値0.5)	名駒BOD(mg/L) 昇べきの順(75%値算出用) 実測	名駒BOD(mg/L) 昇べきの順(75%値算出用) ランキング	初田橋BOD(mg/L) 実測データ	初田橋BOD(mg/L) 水質ランキング公表値(報告下限値0.5)	初田橋BOD(mg/L) 昇べきの順(75%値算出用) 実測	初田橋BOD(mg/L) 昇べきの順(75%値算出用) ランキング
1月	1月8日	0.4	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5	0.4	≒ 0.5	0.1	≒ 0.5
2月	2月3日	0.6	0.6	0.3	≒ 0.5	0.2	≒ 0.5	0.1	≒ 0.5
3月	3月2日	0.4	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5	0.1	≒ 0.5	0.1	≒ 0.5
4月	4月23日	0.3	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5	0.2	≒ 0.5	0.2	≒ 0.5
5月	5月17日	0.3	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5	0.2	≒ 0.5	0.2	≒ 0.5
6月	6月3日	0.4	≒ 0.5	0.4	≒ 0.5	0.1	≒ 0.5	0.2	≒ 0.5
7月	7月5日	0.6	0.6	0.4	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5
8月	8月5日	0.6	0.6	0.4	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5
9月	9月17日	0.3	≒ 0.5	0.4	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5	0.3	≒ 0.5
10月	10月7日	0.4	≒ 0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.3	≒ 0.5
11月	11月4日	0.3	≒ 0.5	0.6	0.6	0.3	≒ 0.5	0.4	≒ 0.5
12月	12月1日	0.2	≒ 0.5	0.6	0.6	0.1	≒ 0.5	0.5	≒ 0.5
平均		0.4	0.525			0.25	0.5		
		= 0.4	≒ 0.5			≒ 0.3	= 0.5		
75%		0.4	≒ 0.5			0.3	≒ 0.5		
公表値	年平均値	≒ 0.5							
	75%平均値	≒ 0.5							

＜地下水の水質＞　※ 二セコ町近隣での概況調査値　北海道

場所	蘭越町	蘭越町	蘭越町	蘭越町	蘭越町	京極町	京極町
地区名	蘭越町	昆布町	淀川	豊国	吉国	三崎	錦
井戸深度	4m	3m	40m	60m	40m	NA	NA
浅･深区別	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
用途	一般飲用	一般飲用	一般飲用	一般飲用	一般飲用	生活用水	生活用水
採水月日	H16.6.14	H16.6.14	H16.6.14	H16.6.14	H16.6.14	H16.6.15	H16.6.15
水温	13.5℃	15.6℃	19.6℃	19.6℃	15.8℃	14.5℃	13.1℃
pH	7.6	6.8	7.6	7.4	6.9	7.5	6.7
EC	25	20	11	21	16	30	12
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	<0.001	<0.001
全シアン	-	-	-	-	-	-	-
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	<0.005	<0.005
六価クロム	<0.04	<0.04	<0.04	-	-	<0.04	<0.04
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-
PCB	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	-
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	<0.0002	-
1.2ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	<0.0004	-
1.1ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	-
シス1.2ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	<0.004	-
1.1.1トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	<0.0005	-
1.1.2トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	<0.0006	-
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	-
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	<0.0005	-
1.3ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	<0.001	-
セレン	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	◎ 8.6	◎ 3.5	◎ 0.29	◎ 0.73	◎ 1.5	● 13	◎ 3.2
亜硝酸性窒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ふっ素	◎ 0.1	<0.1	◎ 0.1	-	-	<0.1	<0.1
ほう素	◎ 0.02	◎ 0.03	<0.02	-	-	◎ 0.03	<0.02
トルエン	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	-	-	-	-	-	-	-
フェニトロチオン	-	-	-	-	-	-	-
クロロタニロル	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン	-	-	-	-	-	-	-
ジクロルボス	-	-	-	-	-	-	-

(2) し尿と下水道の実態

◆下水道整備状況

区分 / 年度	管渠延長累計 (km)	認可面積 (ha)	処理区域面積 (ha)	処理面積整備率 (%)	処理区域内人口 ① (人)	水洗化人口 ② (人)	年度末総人口 ③ (人)	水洗化率 ②/① (%)	下水道普及率 ①/③ (%)
平成12年度	17.6	120.0	87.6	73.0	2,263	696	4,506	30.8	50.2
平成13年度	19.5	120.0	102.7	85.6	2,419	1,794	4,539	74.2	53.3
平成14年度	20.3	120.0	108.1	90.1	2,446	2,099	4,574	85.8	53.5
平成15年度	21.1	120.0	111.1	92.6	2,522	2,257	4,603	89.5	54.8
平成16年度	21.4	120.0	112.4	93.7	2,505	2,254	4,645	90.0	53.9

◆下水処理状況

年度	下水道処理状況の推移		
	年間処理量(m3)	処理区域内人口	水洗化人口
平成12年度	22,594	2,263	696
平成13年度	155,456	2,419	1,794
平成14年度	202,345	2,446	2,099
平成15年度	220,178	2,522	2,257
平成16年度	227,451	2,505	2,254

◆下水処理場

施設名	処理方法	処理能力	備考
ﾋｾｺ町下水道処理ｾﾝﾀｰ	ｵｷｼﾃﾞｰｼｮﾝﾃﾞｨｯﾁ法	1,380 m3/日	平成12年11月1日供用開始

◆ 浄化槽設置基数 (H16年度末)

人槽区分	単独処理	合併処理	計
～10	93	184	277
11～20	11	9	20
21～50	46	8	54
51～200	3	15	18
201～500	0	9	9
501～	0	7	7
計	153	232	385

◆農業集落排水設備 ※ 西富地区

区分	処理区域内人口	処理区域内戸数	水洗化人口	水洗化戸数	水洗化率(%) 人口率	水洗化率(%) 戸数率	処理水量(ﾄﾝ/日)	処理水量(ﾄﾝ/月)	
平成16年度	45	18	20	9	44.4	50.0	5	148	

◆ し尿処理の実績 (人、kﾘｯﾄﾙ、戸)

	処理計画人口	処理人口	排出量	処理量	し尿 件数	し尿 搬入量	浄化槽 件数	浄化槽 搬入量
平成10年度	4,477	3,014	4,745	4,745	3,250	2,689	564	2,056
平成11年度	4,565	3,020	4,794	4,794	3,288	2,724	605	2,070
平成12年度	3,862	2,754	4,541	4,541	3,144	2,500	606	2,096
平成13年度	2,757	2,757	3,640	3,640	2,407	1,849	508	1,791
平成14年度	2,484	2,484	2,908	2,908	1,777	1,405	365	1,506
平成15年度	2,444	2,444	2,782	2,782	1,356	1,241	376	1,541
平成16年度	2,402	2,402	3,231	3,231	1,432	1,335	432	1,896

試算：下水道環境の実態

		人口	世帯数	人口構成比
下水道	下水道	2,254	967	48.5%
	農集排水	251	11	5.4%
浄化槽	合併浄化槽	541	232	11.6%
	単独浄化槽	356	153	7.7%
未整備		1,243	631	26.8%
計		4,645	1,994	

◆ し尿の処理内訳 (kﾘｯﾄﾙ)

	し尿 簡易水洗	し尿 生し尿	し尿 計	浄化槽 合併	浄化槽 単独	浄化槽 計	合計
平成14年度	667.5	737.9	1,405.4	1,120.6	385.2	1,505.9	2,911.2
平成15年度			1,241.0			1,541.0	2,782.0
平成16年度	841.8	493.2	1,335.0	1,453.8	441.9	1,895.7	3,231.0

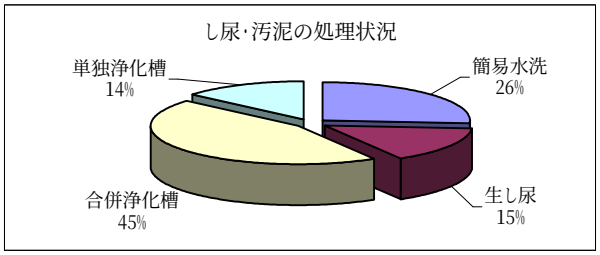

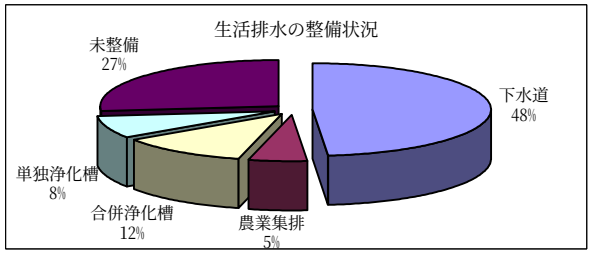

1．ニセコ町下水道センター　　単位：mg／リットル　　平成16年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値
流入BOD	275	265	265	315	345	550	230	345	195	310	450	375	366.3
放流BOD	4.5	4.4	3.6	6.0	5.2	3.4	2.4	2.8	5.3	3.7	4.1	9.7	6.7
放流基準値	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
除去率	98.4%	98.3%	98.7%	98.1%	98.5%	99.4%	99.0%	99.2%	97.3%	98.8%	99.1%	97.4%	98.2%
計画流入量	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
流入SS	220	229	246	253	253	278	249	263	235	242	232	231	244.1
放流SS	4.6	5.4	5.5	5.6	6.7	4.6	4.3	4.0	3.2	3.5	4.4	4.8	4.7
放流目標処理水質	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
除去率	97.9%	97.6%	97.8%	97.8%	97.4%	98.3%	98.3%	98.5%	98.6%	98.6%	98.1%	97.9%	98.1%
目標除去率	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%

2．ニセコ町一般廃棄物最終処分場　(浸出水)　　平成16年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値
流入BOD	1.2	2.7	4.3	4.3	4.0	2.6	2.0	4.3	1.5	2.7	2.6	1.1	2.8
放流BOD	1.1	1.2	0.9	0.3	0.6	0.4	1.5	0.9	1.4	1.1	2.3	1.1	1.1
放流基準値	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
除去率	8.3%	55.6%	79.1%	93.0%	85.0%	84.6%	25.0%	79.1%	6.7%	59.3%	11.5%	0.0%	61.6%
流入SS	14.0	17.0	5.0	19.0	31.0	36.0	6.0	28.0	7.0	6.0	11.0	9.0	15.8
放流SS	1.0	0.9	0.9	2.0	1.0	0.9	0.9	2.0	1.0	3.0	3.0	1.0	1.5
放流基準値	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
除去率	92.9%	94.7%	82.0%	89.5%	96.8%	97.5%	85.0%	92.9%	85.7%	50.0%	72.7%	88.9%	90.7%

3　水質汚濁防止法に係る特定事業場一覧

町村	事業所番号	事業所名	排出先	処理施設	日排出量(m	排水基準			
						pH	BOD	SS	大腸菌群数
ニセコ町	05-044	○温泉	アンベツ川→尻別川						
	05-047	ニセコ○荘	アンベツ川→尻別川		4.5				
	05-048	民宿○	アンベツ川→尻別川		5				
	05-049	(株)ニセコ○ホテル	1号川→ニセコアンベツ川→尻別川	合併処理浄化槽(975人)	300		160(120)	200(150)	(3000)
	05-056	ニセコ○○家	アンベツ川→尻別川	浄化槽(長時間ばっ気式)	39				
	05-060	(株)○商会		槽沈殿槽×2、中和処理装置	20				
	05-075	○		尿溜	0				
	05-090	ニセコいこいの村	2号川→ニセコアンベツ川→尻別川	尿処理施設	205	5.8-8.6	40(30)	90(70)	(3000)
	05-091	ニセコ○ホテル	尻別川	活性汚泥処理施設	703.8	5.8-8.6	40(30)	90(70)	(3000)
	05-093	ホテル○	ニセコアンベツ川→尻別川	合併処理浄化施設	201	5.8-8.6	40(30)	90(70)	(3000)
	05-094	ホテル○○	大沢の川→尻別川	尿処理施設(1714人、571人)	345	5.8-8.6	40(30)	90(70)	(3000)
	05-095	ニセコ○○		尿浄化槽	0				
	05-096	P.○	尻別川	グリストラップ、尿処理浄化槽	8.75				
	05-097	P.○○		グリストラップ、尿処理浄化槽	0				
	05-098	P.○△		尿浄化槽	3.3				
	05-099	○宿		尿浄化槽	3				
	05-100	P.△	尻別川	グリストラップ、尿処理浄化槽	4.67				
	05-102	旅館○	ニセコアンベツ川→尻別川	尿浄化槽	2.6				
	05-103	ニセコゴルフコース	ドロ川→尻別川	尿処理浄化槽(230人)	80	5.8-8.6	160(120)	200(150)	(3000)
	05-104	P.△△	尻別川	尿浄化槽	2.6				
	05-106	○△○ホテル	ニセコアンベツ川→尻別川	合併処理浄化槽(1160人)	240	5.8-8.6	40(30)	90(70)	(3000)
	05-107	ホテル○△	ニセコアンベツ川→尻別川	尿処理施設(348人)	471.2	5.8-8.6	160(120)	200(150)	(3000)
	05-108	B加工場	カシュンベッ川→尻別川	沈殿槽	0.7				
	05-109	ニセコ○ホテル	後志1号川→尻別川	尿処理浄化槽(3333人)	1250	5.8-8.6	40(30)	90(70)	(3000)
	05-110	ニセコ○△ホテル	名無川→尻別川	浄化槽	21				
	05-111	ニセコ下水道センター	真狩川→尻別川	オキシデーションディッチ式	1080	5.8-8.6	160(120)	200(150)	(3000)

（資料）尻別川と水環境関連施設の配置

（資料）ニセコ町水道水源の配置

平成１６年度ニセコ町地球温暖化対策推進実行計画の点検評価結果

１　実行計画の目的

本実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第８条に基づき、一事業者であり一消費者でもあるニセコ町が自らの事務及び事業に関して、率先して温室効果ガスの排出の抑制に取組むことにより、地球温暖化対策の措置を講じることを目的とするものです。

２　計画期間

地球温暖化対策に関する法律の基本方針により、本実行計画を平成１５年度から平成１９年度の５年間を計画期間としています。

また、５年後の温室効果ガス総排出量の削減目標数値の基準となる基準年度は、平成１２年度に設定しました。

３　対象とする範囲・活動区分

（１）計画の対象とする機関の範囲は、町長部局、教育委員会、議会事務局、農業委員会です。

（２）計画の活動区分

①	二酸化炭素（CO_2）	燃料消費、電気の使用に伴う排出
②	メタン（CH_4）	自動車の走行に伴う排出
③	一酸化二窒素（N_2O）	自動車の走行、排気ガスの使用に伴う排出

４　温室効果ガスの総排出量に関する目標

本町における温室効果ガスの排出は、主に燃料や電気の使用に伴うCO_2 排出量、自動車の走行に伴うCH_4 及びN_2O の排出量であることから、個別の取組み目標とする「電気使用量」及び「燃料使用量」に関する削減目標（10%）を二酸化炭素に換算した目標数値を設定しています。

平成１２年度（基準年）の温室効果ガス総排出量　2,346,516.00 kg-CO_2/年

↓ 10%削減

平成１９年度（目標年）の温室効果ガス総排出量　2,111,864.40 kg-CO_2/年

５　平成１６年度の調査及び点検結果

①　温室効果ガス総排出量の点検結果

本町の計画期間２年度である平成１６年度の二酸化炭素総排出量について、対象機関より報告を受け集計した結果は次のとおりとなりました。

平成１６年度（計画２年目）の温室効果ガス総排出量　1,７８６,９０８ kg-CO_2/年

平成１２年度（基準年）に対する温室効果ガス総排出量比較

５５９，６０８ kg-CO_2/年（２３.８%）の減少

※　平成１５年度（計画１年目）の温室効果ガス総排出量　1,８４３,８０６ kg-CO_2/年

※参考（平成１５年度との温室効果ガス総排出量比較）

１,７８６,９０８ｋｇ-CO2／年－１,８４３,８０６ｋｇ-CO2／年=**△５６,８９８ｋｇ-CO2／年**

目標年（平成１９年度）における目標数値　２,１１１,８６４ｋｇに対して、　１５.４％（３２４,９５６ｋｇ-CO2／年 ）減少を既に実現したこととなり、目標年の達成目標数値である１０％（２３４,６５１ｋｇ-CO2／年 ）削減を計画１年目に引き続き２年目も超過達成いたしました。

対象範囲の活動区分別に見ると、燃料消費に伴う二酸化炭素（CO2 ）排出量が３５.７％（５５９，４３６ｋｇ-CO2／年 ）減少しており、大きな削減要因となっています。

また、電気使用量に伴う二酸化炭素（CO2 ）排出量は若干（１８８ｋｇ-CO2／年 ）減少しました。

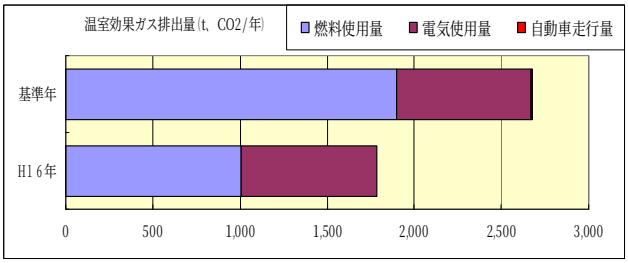

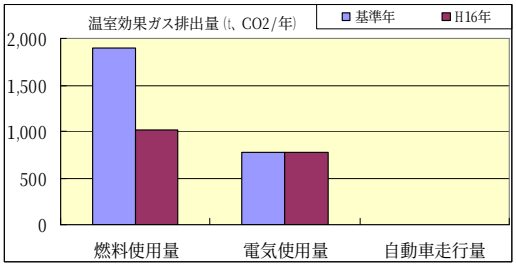

表　平成16年度対象機関の温室効果ガス排出量調査結果　　(単位:Kg-CO2／年)

調査項目			活動量		二酸化炭素排出量 平成16年度	二酸化炭素排出量 基準年(H12)	比較増減 (H15－12)	増減率 (H16／12)
燃料使用量	ガソリン		20,172	ℓ	47,581	54,092	-6,511	△12.0 %
燃料使用量	灯　油		140,638	ℓ	355,590	1,188,834	-833,244	△70.1 %
燃料使用量	軽　油		60,815	ℓ	160,818	144,881	15,936	11.0 %
燃料使用量	A重油		163,504	ℓ	441,085	176,759	264,326	149.5 %
燃料使用量	液化石油ガス		1,378	ℓ	4,142	4,085	57	1.4 %
燃料使用量	計		386,507	ℓ	1,009,215	1,568,651	-559,436	△35.7 %
電気使用量			2,020,396	kwh	775,832	776,020	-188	0.0 %
自動車走行量	ガソリン	普通･小型乗用車	151,977	km	872	937	-65	△6.9 %
自動車走行量	ガソリン	軽乗用車	10,902	km	60	33	27	80.1 %
自動車走行量	ガソリン	小型貨物車	2,659	km	32	93	-61	△65.6 %
自動車走行量	ガソリン	軽貨物車	25,126	km	353	257	96	37.4 %
自動車走行量	ガソリン	特殊用途車	4,231	km	59	63	-4	△6.9 %
自動車走行量	ガソリン	小計	194,895	km	1,376	1,383	-7	△0.5 %
自動車走行量	軽油	普通･小型乗用車	46,367	km	94	88	6	7.1 %
自動車走行量	軽油	普通貨物車	20,135	km	160	119	42	35.2 %
自動車走行量	軽油	小型貨物車	16,164	km	125	125	0	0.0 %
自動車走行量	軽油	特殊用途車	13,235	km	105	131	-25	△19.4 %
自動車走行量	軽油	小計	95,901	km	485	462	23	4.9 %
自動車走行量	計		290,796	km	1,860	1,845	15	0.8 %
合計					1,786,908	2,346,516	-559,608	△23.8 %

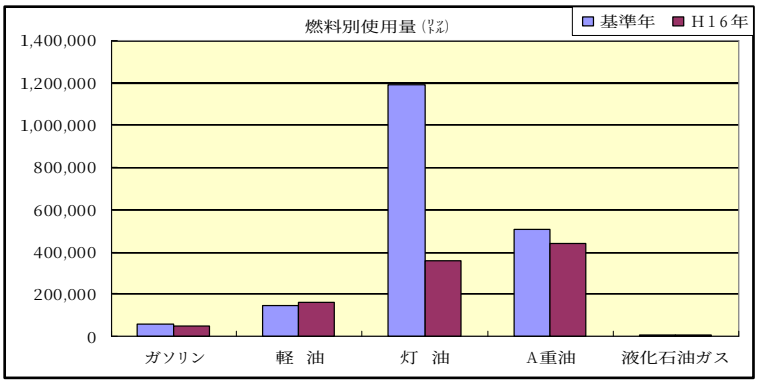

② 温室効果ガス排出量削減に向けた個別取組の点検結果

本実行計画では、本町役場自らの事務及び事業における環境負荷の削減に向けた取り組みを実施するための個別取組目標を設定しています。

対象機関の結果報告を基にした全体の点検結果とその評価は次の通りとなりました。

取り組みへの強弱が明白となり、事務・事業における紙類使用量削減への工夫や低燃費・低公害車への更新導入、及び環境学習への具体的な実践が強く求められています。

表　環境負荷低減への取り組み総括表

評価ランク	達　成　度	項	目
A	７０%以上	グリーン購入、 廃棄物の減量化、 資源化・リサイクルの推進、	環境に配慮した製品の導入、 燃料使用量の削減、
B	４０～７０%未満	省資源･省エネ型器機の導入、 電気使用量の削減、	水資源の効率的利用、 環境保全活動への参加
C	４０%未満	低燃費・低公害車の導入、 環境に関する研修等の実施	紙類の使用量削減、

６　まとめ

平成１６年度の温室ガス総排出量（二酸化炭素換算排出量）は、１,７８６,９０８Kg-CO2／年となり、目標年度（平成１９年度）排出量である２,１１１,８６４Kg-CO2／年を１５.４%減少させたことになりました。

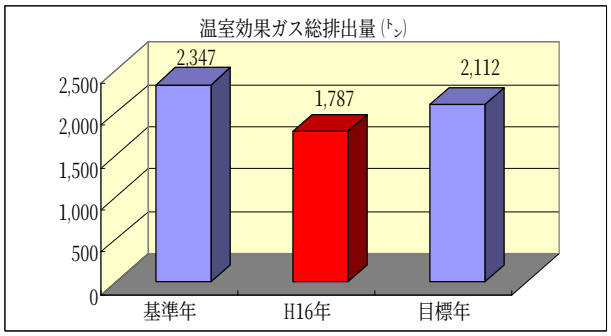

これは、平成１４年度よりスタートしたごみ処理の広域化によつて、羊蹄じん芥処理場の焼却炉（２基）の閉鎖、次に教育委員会部局の各学校の灯油使用量の大幅な減少が特に大きな要因であります。

一方、基準年調査以後下水道管理センターの供用開始、道の駅「ニセコビュープラザ」の整備、学習交流センター「あそぶっく」の開館など新たな施設が増加、また、多くの事業が展開する中で、燃料項目全体で大幅に減少できたことは、おおいに評価されるものと考えます。

本町の項目ごとの取りまとめについては次のとおりでした。

① 環境にやさしい製品の購入促進

グリーン購入では庁舎以外の実施機関も含めて、コピー用紙や印刷用紙は古紙配合率 100%、白色度 70%目標が概ね達成されており、また、庁舎内ではトイレットペーパー等が古紙配合率 100%など、エコマーク製品が積極的に導入されています。

OA 機器や蛍光管の購入や買い替え時には、省エネルギータイプが各実施機関ともに推進されており、環境にやさしい製品購入は概ね理解されているといえますが、低燃費・低公害車の導入に関しては、財政的な理由から更新実績はありませんでした。

② 紙類の使用量削減

既に、町役場全体で会議資料の簡素化と両面コピー化への取り組み、周知案内や事務連絡時におけるペーパーレス化などの取り組みが定着しており、削減意識は昨年度との比較から１５，０００枚の減少となったことで見られますが、あくまで単年度比較であります。基準年比較では５１８，０００枚、５１%の増加となっています。今後も各種計画書の策定や事業量の増加などによる使用量の増加が予想されます。引き続き、庁舎及び実施機関挙げて紙類削減の推進を図っていくことが重要であります。

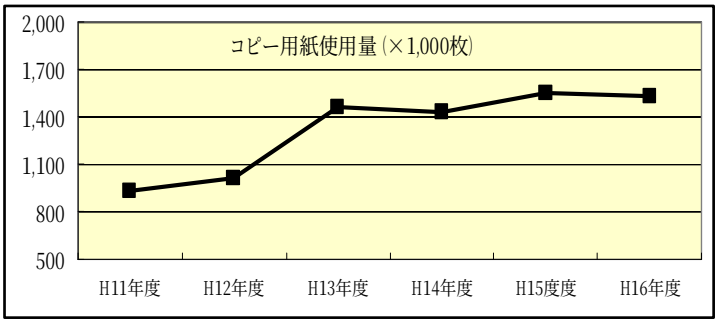

③ 省資源・省エネルギーの推進

水資源の効率的な利用に関しては、基準年時の各施設比較では減少でありましたが、特に、基準年調査以後に駅前温泉「綺羅の湯」のオープンにより、基準年対比３３.９%と増加しており、より一層効率のよい水資源利用に配慮する必要があります。

電気使用量の削減については、平成１２年度に下水道管理センターが供用を開始したことや平成１３年度に「綺羅の湯」、平成１５年度に学習交流センター「あそぶっく」がそれぞれ開館しましたが、これらの関連設備を含めた全体での平成１６年度の電気使用量は４９０ｋｗｈ（排出量１８８ｋｇ-CO2／年 ）の減少となりました。

新たな施設が増加した中で、基準年と比較して０.０２%の減少に止まりました。しかし、平成１５年度との比較では、電気使用量２２７，５９８ｋｇ-CO2／年の減少となったことは評価されるものと考えます。今後とも削減に向けた努力を継続していくことが重要であります。

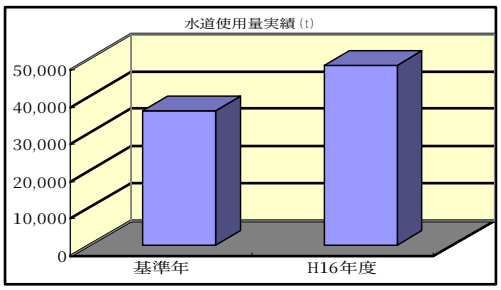

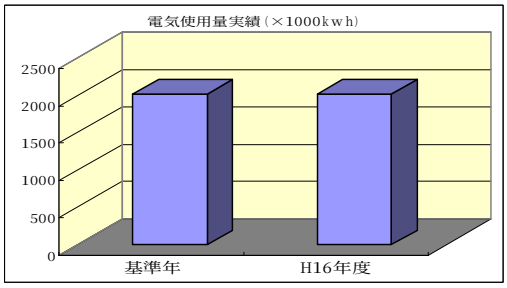

燃料使用量では軽油が増加の数値を示していますが、これは、町バスのガソリンからの転換と、降雪量の増による体育館のホイルローダー（除雪機）稼働日数の増加に伴うもので、他に液化石油ガス（LPG）が若干の増加でありましたが、対象機関の追加（保育所）によるもので、以外の燃料では全て減少となっています。

特に灯油では、羊蹄じん芥処理場のじん芥焼却炉（２基）の閉鎖、教育委員会部局の各学校の使用量の大幅な減少による削減効果が著しく基準年対比７０．１％の減となっています。

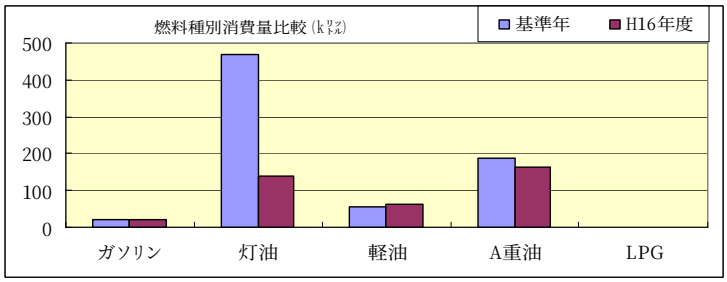

車両運行に関しては、事務、事業量などの関係から走行量（走行距離）は、ガソリン、軽油それぞれ減少しました。特に、ガソリン車においては燃料消費量の減、燃費の向上も見られ、これは、同乗行動やアイドリングストップの励行などの意識と評価されます。

軽油車については、例年にない厳冬での大雪の影響が心配されましたが、建設課保有の重機全体の燃料使用量では減少でありましたが､町バスのガソリンからの転換による増加が大きな要因でありました。

結果、二酸化炭素排出換算量は、ガソリン車では減少となりましたが、軽油車での変更要因があったこともあり、基準年対比 ４．７％の増となりましたが、今後においても道路維持、冬季除雪作業などによる、環境負荷への影響度合いが高い軽油燃料へ依存する車両、重機類が課題にあります。

表　　車両運行に関わる実績指標

区　　分		基　準　年	平成１６年度	比較増減（%）
ガソリン	走行距離	１９８,８２０ km	１９４,８９５ km	△１．９%
	燃料消費量	２２,５１７ ﾘｯﾄﾙ	２０,１７２ ﾘｯﾄﾙ	△１０．４%
	燃費	8.8 km/ﾘｯﾄﾙ	9.7 km/ﾘｯﾄﾙ	１０.２%
	CO2 出換算量	５５,４７５ kg	４８，９５７ kg	△１１．７%
軽油	走行距離	９８,１３８ km	９５，９０１ km	△２．３%
	燃料消費量	５４,７８８ ﾘｯﾄﾙ	６０，８１５ ﾘｯﾄﾙ	１１．０%
	燃費	1.79 km/ﾘｯﾄﾙ	１．５７ km/ﾘｯﾄﾙ	△１２．２%
	CO2 出換算量	１４５,３４３ kg	１６１，３０３ kg	１０．９%
CO2 出換算量　計		２００,８１８ kg	２１０，２６０ kg	４．７%

省エネルギービジョン策定の背景と目的

■わが国のエネルギー供給構造と化石燃料の枯渇

日本のエネルギー供給は、8 割以上を海外からの輸入に頼っており、石油に至ってはほぼ全量が輸入されています。一方、石油の供給可能な年数は、2003（平成 15）年時点で 41 年と言われており、限りある資源を有効に使う省エネルギーの推進が必要となっています。

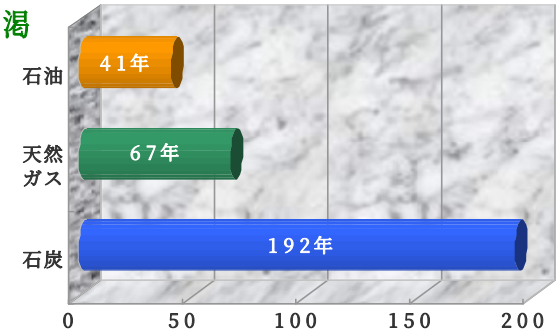

資料：英国 BP 社「Statistical Review of World Energy 2004 」

■地球温暖化に関する影響

このままの状態でエネルギーを使い続けると、二酸化炭素（CO_2）を中心とした大量の温室効果ガスの排出によって、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。

100 年後には地球の平均気温が 1.4～5.8℃も上昇すると予測されており、様々な問題の発生が懸念されます。

地球温暖化に関する世界的な影響

- ◇ 海面水位が上昇
- ◇ 開発途上国で経済的損失、貧富の差の拡大
- ◇ 食料需給バランスの崩壊、価格の上昇
- ◇ 一部の生物種の絶滅
- ◇ 熱波の増加による災害や疾病の増加

資料：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「第 3 次評価報告書」

■ビジョン策定の目的

「ニセコ町地域省エネルギービジョン」は、地球温暖化問題に関する対策の中心となる計画であり、「環境基本計画」等の上位計画や地球温暖化対策推進実行計画等の関連計画との整合を図りながら推進するものです。

「ニセコ町地域省エネルギービジョン」は、平成 16 年度に策定され、省エネルギー対策とその推進に係るプランなどについての展望を描いています。ニセコ町では、このビジョンを基に、町民、事業者、行政が一体となって「環境と調和する都市の構築」を目指します。

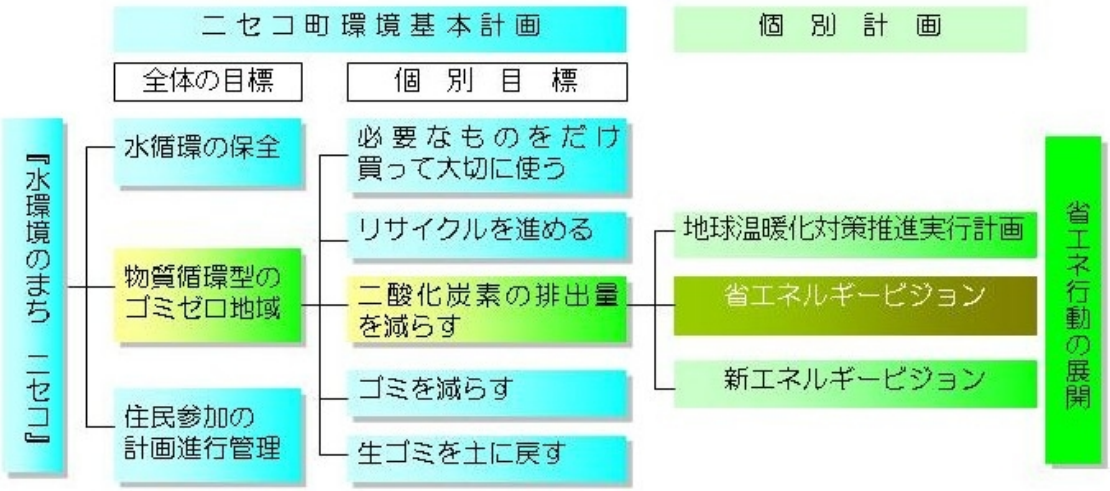

エネルギー消費の現状と省エネビジョンの重点テーマ

■ニセコ町における二酸化炭素（CO_2）排出量の削減目標

ニセコ町のCO_2排出量は、エネルギー消費量の増加に伴って増え続けています。このまま推移すると、1990年に約6万ﾄﾝであったものが、2012年には7万ﾄﾝ余りに達すると予測されます。ニセコ町では、この2012年に予測されるCO_2排出量からの**削減目標を4,000ﾄﾝ**として、様々な対策を講じていきます。

ニセコ町におけるエネルギー消費の部門別構成比をみると、業務部門が約42%を占めて最も大きな割合を占めていますが、近年、運輸部門や家庭部門の消費量が著しく伸びていることから、これらの部門においては特に省エネに積極的に取り組む必要があります。また、業務部門の中では、観光リゾート施設や温泉施設など13事業所が含まれる「特定民間施設」が約30%と最も大きくなっています。

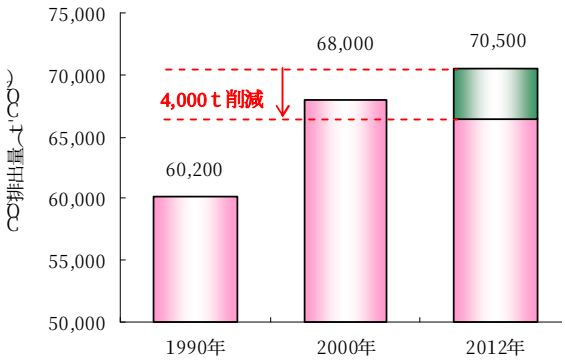

CO_2排出量の推移

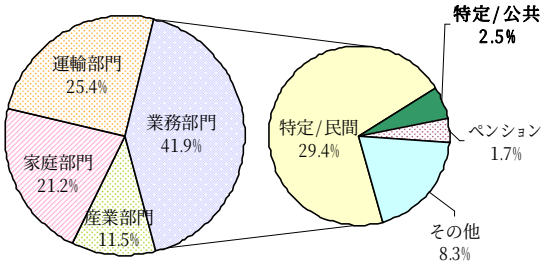

部門別エネルギー消費量の割合（2012 年）

二酸化炭素排出削減目標量：4,000 t/年
（原油換算：1,638 kL）

■省エネビジョンの重点テーマ
～公共施設における省エネルギー対策

省エネルギーの目標達成は全町的な取組みなくしては成し遂げられません。省エネビジョンでは９つの重点テーマを掲げ、順次その可能性も検討しながら目標の達成に向けた取り組みを行います。

役場や学校など16施設が含まれる「特定公共施設」が消費するエネルギーは2.5%に過ぎませんが、公共施設として先導的役割を果たす必要があると考えられることから、率先して省エネに取り組みます。

また、これらの特定公共施設の削減目標量は350ﾄﾝとなります。

省エネビジョン　重点テーマ

幼稚園保育園一元化施設のｴｺｻｰﾏﾙｽｸｰﾙ化の推進
学校給食センターのオール電化厨房導入構想
「有島団地トータルモデリング事業」の実施
公共施設向け省エネ型ユーティリティセンター構想
全公共施設の照明システム･リニューアル構想
民間の観光ﾎﾃﾙへの地中熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟの導入の提案
特別養護老人ﾎｰﾑ等施設の省ｴﾈｼｽﾃﾑ導入構想
地域ﾈｯﾄﾜｰｸｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ熱供給施設の検討
省エネ活動･啓発推進事業

チーム・マイナス6%とは

京都議定書の目標を達成するための、一人ひとりのアクションプランです。

深刻な問題となっている地球温暖化。この解決のために世界が協力して作った京都議定書が平成17年2月16日に発効しました。世界に約束した日本の目標は、温室効果ガス排出量6%の削減。これを実現するための国民的プロジェクト、それがチーム・マイナス6%です。

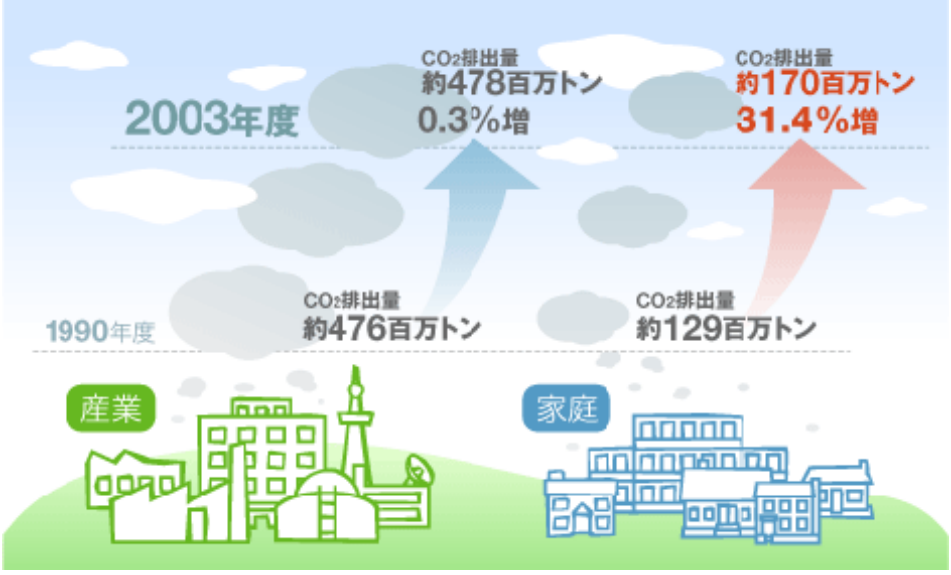

●一人ひとりの力を結集した、チーム力で実現しよう

地球環境・・・このとてつもなく大きなテーマに対して、私たち一人ひとりができることは何でしょうか？
一人ひとりの力はそれほど大きくないかもしれない。一人ひとりの行いは、ちょっとしたことかもしれない。でも、それがチームとなって結集すれば、地球規模の大きな力になれる。
「チーム・マイナス6%」。このことばには、そんな思いが込められています。
買い物袋を遠慮すること、エアコンを少し控えること、水や電気を節約すること。身近にできるちょっとしたことが、チームになれば大きな力になる。その力は、確実に地球温暖化防止に役立つのです。
大切なのは、チームの力を信じて、一人ひとりが、できることから実践していくこと。チーム・マイナス6%に、あなたの力を貸してください。

●誰もが実践できる、具体的なアクションプラン

チーム・マイナス6%では、CO2削減のための6つのアクションプランを設定しました。みんなができることを実践すれば、確実に効果が上がる。決して難しい目標ではありません。大切なのは、「自分だけがやっても」とあきらめないこと。チームの力を信じて、具体的なアクションを起こして、その効果を期待してください。
また、その他様々なCO2削減のための運動や情報も、今後このサイトを軸に展開していく予定です。メンバーになって、最新情報をぜひご覧ください。

■6つのアクション

チーム・マイナス6%では、CO2削減のために、具体的な6つのアクションを提案します。日々のちょっとした気遣いが、積み重なれば大きな削減に。チーム全員が実施すれば、確実に大きな削減効果が期待できます。そのための第一歩は、まず、あなたができることを、行動に移すこと。まずは身近なところから、取り組んでみてください。

温度調節で減らそう　ACT 1 冷房は28℃、暖房時の室温は20℃にしよう

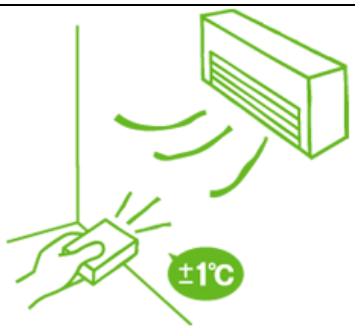

真夏にふるえ、真冬に汗をかく部屋。
何かおかしい。

夏、エアコンの寒さのために体調を崩したり、冬、部屋の中で汗をかいている人がいる。そもそもおかしな話ですよね？　みんなが服装にちょっと気を使うだけで、これは解決できること。無理な節約するまでもなく、冷暖房の使用を1℃控えるだけで、大きな削減効果が期待できます。家庭では、人がいない部屋のエアコンをこまめに止めることも大切です。会社などでは、設定温度を変えることは、ひとりではできません。まわりの人たちと一緒に、冷暖房の温度に対する意識を高めるようにしましょう。

一世帯当たりの年間CO_2削減効果	一世帯当たりの年間排出量に対する削減割合	1年間の節約金額
約31kg	0.5%	約2,000円

出典：環境省 環のくらし

例えばこんな工夫

日差しの当たる窓にはカーテンやブラインドをおろすことで、室温の上昇が抑えられます。また、せっかく冷やしたり暖めたりした空気を逃がさないように、窓やドアはきちんと閉めましょう。エアコンのフィルターの汚れも消費電力増につながります。機器のメンテナンスにも気を使いましょう。

水道の使い方で減らそう　ACT 2 蛇口はこまめにしめよう

「シャンプー中のシャワーは止めよ」
妻の指令は正しかった。

シャワーを1分間出しっ放しだと、なんと10リットルにもなるのです。家族3人なら、1家庭あたり30リットル、ペットボトル15本分のムダに。しかも、水だけでなく、ガスや電気を使ってわざわざお湯にしたものを、じゃぶじゃぶ捨てているのです。また、水道水の送水には、たくさんの電気が使われています。頭を洗っているときなど、必要のない時にはこまめにシャワーを止めること。そんな当たり前の心掛けが、地球の未来をつくっていきます。

一世帯当たりの年間CO_2削減効果	一世帯当たりの年間排出量に対する削減割合	1年間の節約金額
約65kg	1.1%	約4,000円

出典：環境省 環のくらし

例えばこんな工夫

風呂の残り湯を洗濯に使用したり、節水効果のあるシャワーヘッドなどの機器を導入することも効果的です。実際に使用してみると、それほど不自由を感じるものではありません。ぜひ一度チャレンジしてみてください。

自動車の使い方で減らそう ACT3 エコドライブをしよう

クルマは動かすからこそ、
ガソリンはエネルギーと言う。

停車や駐車時のアイドリングを、無意識のうちにしていませんか？ アイドリング時にも、ガソリンは1分あたり約0.014リットルが消費されています。1日5分のアイドリングを止めたとすると、年間20時間(240日として)。特に仕事などで車を頻繁に使われる方ほど、削減量も大きくなります。もちろんその分ガソリン代も節約に。限られた資源を、ムダなく、大切に。停車中は、エンジンをオフ。習慣づけが大切です。

一世帯当たりの年間CO_2削減効果	一世帯当たりの年間排出量に対する削減割合	1年間の節約金額
約39kg	0.7%	約2,000円

出典:環境省 環のくらし

例えばこんな工夫

まず、エンジンの暖機から見直しましょう(最近の車はほとんど必要ないと言われています)。エンジンのオン・オフの頻度は、人の乗り降りの間や荷物の上げ下ろしなど通常の範囲でなら、バッテリーに対する影響もありません。1分以上の停止を目安に、エンジン停止を心掛けましょう。

商品の選び方で減らそう ACT4 エコ製品を選んで買おう

環境を考えていない製品は、
結局、人間のことを考えていない製品だ。

新しく家電製品を買うときに、ぜひ注目して欲しいのが「省エネ性能」。エアコンや冷蔵庫などは省エネ性能の表示も普及し、購入の際の目安になっています。中には、年間電気料が数万円単位で違うこともあり、特に古い機器を使い続けている場合、買い替えコストと電気代を比べてみると、愕然とする数字が出ることも。お財布にも、環境にも優しい省エネ製品。特に冷蔵庫やエアコンを買い替えの際には、忘れずにチェックしてみてください。

一世帯当たりの年間CO_2削減効果	一世帯当たりの年間排出量に対する削減割合	1年間の節約金額
●冷蔵庫 約170kg	●冷蔵庫 2.9%	●冷蔵庫 約11,000円
●エアコン 約130kg	●エアコン 2.2%	●エアコン 約8,700円
●電球型蛍光灯ランプ 約30kg	●電球型蛍光灯ランプ 0.5%	●電球型蛍光灯ランプ 約2,000円

※トップランナー基準製品への買い替えの場合　　出典:環境省 環のくらし

例えばこんな工夫

その他エコ製品は様々な分野で開発されています。ガステーブルの内炎式バーナー、ソーラー発電機器、太陽熱温水器や家庭用潜熱回収型給湯器など。家屋の新築や改装などの際には、各分野のエコ製品を検討してみてください。

買い物とごみで減らそう ACT5 過剰包装を断ろう

スーパーから家までの短時間で
一生を終わる袋がある。

1 人が 1 年間で使用する手提げ袋は、なんと 300 枚。買い物の際には専用のバッグをひとつ用意。ふだんのお出かけの際には、小さく折りたためるバッグを常に携帯しておけば、買い物袋は不要になります。また、プラスチックのトレーなども極力避けて、ムダな包装を持ち帰らないようにしましょう。家に帰れば不要になる袋やトレーは、つくる際にも、再生･破棄する際にも、CO2 を排出しています。そろそろ自分の買い物バッグを、当たり前のことにしませんか。

出典:環境省 環のくらし

例えばこんな工夫

スーパーの一部では、買い物袋が不要であることを示すカードが用意されています。コンビニでも購入した商品が少なければ、手提げ袋が必要か聞かれることがあります。こうした取り組みに積極的に応えることで、少しずつ意識を変えていきましょう。

電気の使い方で減らそう ACT6 コンセントからこまめに抜こう

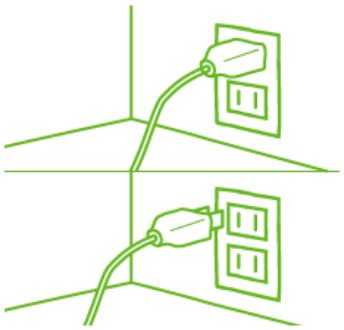

例えば、数分しか働かないレンジが
丸一日、電気を食べ続けている。

電気製品を使用していないときに、タイマーなどのために消費される電力が待機電力。ビデオデッキ、オーディオコンポ、テレビ、電子レンジなどが代表的です。そしてその合計は、家庭の電力消費のなんと 10%にも。ここまでいくと「少しくらい」とも言っていられない数字です。その対策は、使っていないときに電源プラグをコンセントから抜くこと。少し面倒ですが、まずは使用頻度の低いものからやってみましょう。スイッチ付きコンセントの活用なども便利です。

出典:環境省 環のくらし

例えばこんな工夫

電気製品が集中するのは、テレビやステレオ、キッチンまわり。使うたびに抜き挿しするのが面倒ならば、まずは定期的にコンセントから全部外し、次に使う時にコンセントに挿し込むようにしてみては。ふだん使わないものほど、抜いたままの状態になるはずです。

環境問題用語集

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物など駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。ガソリン・軽油の使用量を抑制するため、温暖化防止、大気汚染防止に効果がある。

一酸化二窒素（N2O）

無色の気体。アジビン酸の製造過程、廃棄物の燃焼などから排出される。
二酸化炭素の 310 倍の温室効果をもつ。

EU バブル

京都議定書においては、議定書締結時に数値目標を共同して達成することに合意した国々は、これらの国々の総排出量が各国の割当量の合計量を上回らない限り、各国の目標達成の有無によらず、目標が達成されたと見なされるという仕組みが認められている。これを EU が取り入れたもの。

一次エネルギー

自然界に存在し、変換・加工して利用するエネルギーの源。石油・石炭・天然ガス・太陽光・太陽熱・風力・地熱などを指す。これに対し、電気・ガソリン・都市ガス等、一次エネルギーを変換や加工して得られるエネルギーのことを二次エネルギーという。

エルニーニョ現象

太平洋赤道域の中央部（日付変更線付近）から南米のペルー沿岸にかけての広い海域で海面水温が平年に比べて高くなり、その状態が半年から 1 年半ほど続く現象。エルニーニョ現象が発生すると、太平洋全域の海水温分布が変化し、これが気圧配置に影響を及ぼし、世界各地でさまざまな気候影響が現れる。日本では、夏には気温が低く降水量が多くなり、冬には気温が高く降水量も多くなる傾向がある。

LNG（液化天然ガス）

メタンを主成分とする天然ガスを約－160°Cに冷却し、液化したもの。天然ガスを液化すると体積が元の約 1/600 になるので、一度に大量輸送できるメリットがある。天然ガスは石油、石炭などの他の化石燃料に比べ、燃焼による CO2 発生量は、2～4 割少ないため、温暖化対策として天然ガスへの燃料転換が有効である。

再生可能エネルギー

一般的に、枯渇するおそれのないエネルギーであり、かつ、利用に際して自然環境に大きな影響を及ぼさないエネルギー源及びエネルギー利用形態を指す。具体的には、太陽光、太陽熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、海洋温度差などが挙げられる。枯渇のおそれのある化石燃料やウラン燃料は再生可能エネルギーに含まれない。また、枯渇するおそれのないエネルギーであっても、ダムの建設により周辺環境に大きな影響を及ぼす大規模水力は、一般的に再生可能エネルギーに含まれない。

太陽光発電

光エネルギーを直接電力に変換する電力機器である太陽電池を用いた発電のこと。発電の過程で二酸化炭素を排出しない。太陽電池はシリコンの単結晶、多結晶、非晶質（アモルファス）、ガリウム、砒素、酸化チタンなどを素材にしている。小さなものは電卓や腕時計に使用し、電池交換を不要にして利便性を高めるのにも使われる。また、他からの電力供給が不可能な宇宙空間でのエネルギー供給源として、人工衛星や宇宙ステーションに利用される。

待機電力

家電製品などで、時刻･温度･時間などのモニター表示や内蔵時計、各種設定のメモリーの維持などのために常時消費される電力をいう。微弱であるものの、家庭消費電力の約10%が待機電力で消費されているという調査もある。待機電力は、家電製品では、リモコンではなく、直接、主電源の電源を切る、もしくはコンセントを抜く等により不必要な電力消費を抑えることができる。

燃料電池

水素と酸素などによる電気化学反応によって電力を取り出す装置。発電の過程で二酸化炭素を排出しない。外部から水素と酸素を供給し続けることで、継続的に電力を供給する装置であり、乾電池や二次電池などの電池よりもむしろ発電機に近い。燃料となる水素を化石燃料から製造する際には、二酸化炭素を排出するが、発電効率が高いため、化石燃料の燃焼による発電よりも二酸化炭素の排出を抑制することができる。ノートパソコン、携帯電話などの携帯機器、自動車、発電所まで多様な用途･規模をカバーするエネルギー源として期待されている。

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

オゾン層を破壊しないことから、代替フロンとして冷媒、発泡剤･エアゾールなどに使用されている。しかし、HFCは二酸化炭素の140～11,700倍の温室効果を持つため、冷蔵庫の冷媒としてはイソブタンなどオゾン層にも地球温暖化にも影響のない物質（ノンフロン）の使用が広がりはじめている。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、低燃費と低公害を実現する自動車。停止時や低速走行中に発電したものをバッテリーに蓄え、加速時にエンジンパワーに上乗せして電気動力を駆動輪に伝えるパラレル方式と、エンジンを効率のよい回転数で運転して発電し、これをバッテリーに蓄えてモーターのみで駆動するシリーズ方式、さらに両者の機能を併せ持つコンバインド方式などがある。

パーフルオロカーボン（PFC）

水素も塩素も全く含まない非常に安定したフッ化炭素系化合物。オゾン層は破壊しないが、二酸化炭素の6,500～9,200倍の温室効果をもつ。

メタン（CH4）

有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる無色の可燃性気体。有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。二酸化炭素の21倍の温室効果をもつ。
温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼす。

六フッ化硫黄（SF6）

無色無臭の気体。空気を1としたときの比重は約5.1 。熱的、化学的に安定で、耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。二酸化炭素の23,900倍の温室効果をもつ。

行動項目			省エネルギー効果算出の概要	年間削減額
リビング	1	暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度設定をしている。	エアコン<2.2kW機器>冷房時、外気温度31℃、設定温度を27度から28度にした場合の1時間あたりの消費電力量を測定し、算出。	700円
			エアコン<2.2kW機器>暖房時、外気温度6℃、設定温度を21℃から20℃にした場合の1時間あたりの消費電力量を測定し、算出。	1,200円
			ガスファンヒーター暖房時、外気温度6℃、設定温度を21からを20℃にした場合の1時間あたりのエネルギー消費量を測定し、算出。	1,200円
			石油ファンヒーター暖房時、外気温度6℃、設定温度を21℃から設定温度20℃にした場合の1時間当たりのエネルギー消費量を測定し、省エネルギー効果を算出。	500円
	2	電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節している。	周囲温度20℃で、温度設定を中とし、3畳用と2畳用の全面を使用した場合の5時間あたりの消費電力量を測定し、3畳用を2畳用にしたときの省エネ効果を算出。	2,000円
			<3畳用>周囲温度20℃で、温度設定を強から中にした場合の5時間あたりの消費電力量を測定し、省エネ効果を算出	4,100円
	3	冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付けている。	エアコン<2.2kW機器>冷房時、外気温度31℃、設定温度28℃にした場合の1時間あたりの消費電力を測定し、1時間運転時間を短縮した場合の省エネ効果を算出。	400円
			エアコン<2.2kW機器>暖房時、外気温度6℃、設定温度20℃にした場合の1時間あたりの消費電力を測定し、1時間運転時間を短縮した場合の省エネ効果を算出。	900円
			ガスファンヒーター暖房時、外気温度6℃、設定温度20℃にした場合の1時間あたりのエネルギー消費量を測定し、1時間運転時間を短縮した場合の省エネ効果を算出。	2,000円
			石油ファンヒーター暖房時、外気温度6℃、設定温度20℃にした場合の1時間あたりのエネルギー消費量を測定し、1時間運転時間を短縮した場合の省エネ効果を算出。	900円
	4	照明は、省エネ型の電球型蛍光ランプを使用するようにしている。	54W白熱球を15Wの電球形蛍光ランプに換えた場合の1灯当たり1時間の省エネ効果を算出。	1,700円
	5	人のいない部屋の照明は、こまめな消灯に心がけている。	蛍光ランプ(15W)1灯当たり1時間のエネルギー消費量の算出。	100円
			白熱球(54W)1灯当たり1時間のエネルギー消費量の算出。	400円
	6	テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしている。	<28インチ>周囲温度20℃で、1時間使用したときの消費電力量を測定し、1日あたり1時間減らしたときの省エネ効果を算出。	900円
	7	こたつは敷布団と上掛け布団を使用し、温度設定をこまめに調節している。	周囲温度15℃、温度設定を強とし、標準ケース(JIS布団のみ)からJIS布団+上掛け+マットとした場合の5時間あたりの消費電力量を測定し、省エネ効果を算出。	700円
			周囲温度15℃、標準ケース(JIS布団のみ)で、温度設定を強から中に	1,100円

			した場合の５時間あたり消費電力量を測定し、算出。	
キッチン	8	食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い、温度調節もこまめにしている。	<給湯器との比較>水温 20℃とし、給湯器(40℃)を使用して 65L お湯を使用し手洗いした場合と食器洗い乾燥機(標準モード、14.8L)にした場合の１回あたりのエネルギー消費量を測定し、省エネ効果を算出。なお、手洗いの場合の温水使用は、冷房期間は除いた。	9,000円
	9	洗いものをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くするようにしている。	水温 20℃とし、65L お湯を使用し手洗いするとき、給湯器の温度設定を 40℃から 38℃にし場合の１回あたりのエネルギー消費量を測定し、省エネルギー効果の算出。なお、手洗いの場合の温水使用は、冷房期間は除いた。	1,300円
	10	冷蔵庫の庫内の温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気を付けている。	周囲温度 22℃、設定強度中で標準詰め込み量とその半分の量を入れた場合の 24ｈの消費電力量を測定し、省エネ効果を算出。	1,000円
			周囲温度 22℃で設定強度を強から中としたときの 24h の消費電力量を測定し、省エネ効果を算出。	1,400円
	11	冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置している。	周囲温度 22℃、設定強度中、両側と上面に壁がある場合と、片側のみ壁がある場合の 24ｈの消費電力量を測定し、算出。	1,000円
	12	冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気を付けている。	周囲温度 22℃、設定強度中で JIS 開閉試験に対して、開閉回数を２倍にした場合､及び開放時間を２倍にした場合の 24ｈの消費電力量を測定し、省エネ効果を算出。*JIS 開閉試験：冷蔵庫は 12 分毎に 25 回、冷凍室は 40 分毎に８回で開閉時間はいずれも 10 秒、開閉角度は 60°とする。	400 円
	13	煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用している。	<葉菜>1L の水を沸騰させ､対象物を 100g いれて煮るケースを電子レンジで同等の対象物を下ごしらえするケースにした場合の省エネルギー効果を算出	900 円
			<果菜>1L の水を沸騰させ､対象物を 100g いれて煮るケースを電子レンジで同等の対象物を下ごしらえするケースにした場合の省エネルギー効果を算出	1,000円
			<根菜>1L の水を沸騰させ､対象物を 100g いれて煮るケースを電子レンジで同等の対象物を下ごしらえするケースにした場合の省エネルギー効果を算出	900 円
	14	電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしている。	ポットに満タンの水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L 消費、残り 1L を４時間保温し、その後に 1L の水を追加して再沸騰させ、内 1L を使用､さらに６時間保温し再び 1L の水を追加し再沸騰させ､1L を使用し４時間保温した場合と、保温はせずにコンセントを抜き、使用の都度再沸騰させた場合の消費電力量を測定し、省エネ効果を算出。(1 日 3.2L のお湯を使用し、1L のお湯を 14 時間ほど保温した場合に相当)	2,400円
浴室・洗面所	15	洗濯する時は、まとめて洗うようにしている。	6kg の容量の洗濯機を使用(最大使用量は容量の８割程度で 4.8kg)で､４割負荷(2.4kg)と８割負荷(4.8kg)の消費電力量及び使用水量を測定した。１日の選択量を 7.2kg として、毎日２回洗濯する場合と、残り物はまとめて１日おきに２回した場合の省エネ効果を算出。	3,900円
	16	お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをし	給湯器の実測結果から算出された熱効率 85.6%を用い、周囲温度 20℃、45℃200L が２時間で 40.5℃となったときの 45℃までの	5,700円

		ないようにしている。	追い炊きのためのエネルギー消費量を算出。	
	17	シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付けている。	給湯器の実測結果より１分当たりのエネルギー消費量、水消費量を求め(利用温度４５℃、１２L/分)、１日１回あたり、シャワー利用時間を１０分程度とした場合のエネルギー消費量と、１回あたり１分短縮した場合の省エネ効果を算出。	2,400円
	18	温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにしている。	周囲温度は冬期１５℃、中間期２０℃(以下同じ)とし、冬期強設定、中間期中設定でふた開、閉の状態で１時間あたりの消費電力量を測定し、省エネ効果を算出。	1,100円
			ふた開の状態で、便座の設定温度を冬期は強から中、中間期は中から弱とした場合の１時間あたりの消費電力量を測定し、算出。	800円
			ふた開の状態で、ウォシュレットの設定温度を冬期は強から中、中間期は中から弱とした場合の１時間あたりの消費電力量を測定し、省エネ効果を算出。	1,300円
車	19	アイドリングはできる限りしないように気を付けている。	年間走行距離１０,０００km、燃費を１１.７km/L、ガソリン価格を１１５円/L とし(以下同じ)、日本自動車工業会の公表値を用い、４０km 走行ごとに１回・５分間のアイドリングをした場合としなかった場合の燃料消費量を算出。	1,900円
	20	無駄な荷物を積んだまま運転しないように気を付けている。	日本自動車工業会の公表値を用い、１０kg の不必要な荷物を載せて年間走行距離の５０%(5,000km)を走行した場合としなかった場合の燃料消費量を算出。	200円
	21	経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないように気を付けている。	日本自動車工業会の公表値を用い、１０km 走行ごとに急発進、急加速を１回ずつした場合としなかった場合の燃料消費量を算出。	3,200円
	22	タイヤの空気圧は適正に保つように心がけている。	日本自動車工業会の公表値を用い、タイヤの空気圧を適正に保つことなく、年間走行距離の５０%(5,000km)を走行した場合としなかった場合の燃料消費量を算出。	1,700円
	23	外出時は、できるだけ車に乗らず、電車･バスなど公共交通機関を利用するようにしている。	年間走行距離の１０%(1,000km)を乗用車から公共交通機関に切り替えた場合と切り替えしなかった場合の燃料消費量を算出。ガソリン削減分は６２.５L(約６,５００円)であるが、代替交通機関の運賃代、車の維持費や駐車場代等の諸経費は条件により種々異なるので、金額上の試算はしない。	―
その他	24	電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている。	待機時消費電力調査報告書(H１１年度)に基づき、年間待機時消費電力量(３９８kWh)から、主電源スイッチオフ、及びプラグをコンセントから抜くことにより、削減可能な待機時消費電力量を算出。(公表済み)	3,700円
	25	電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選んでいる。	２００５年夏版の「省エネ性能カタログ」より、エアコン(2.2kW)、テレビ(スタンダード２５)、VTR(S-VHS 以外)、冷蔵庫(３５１～４００L)、洗濯機(全自動６kg)、家庭用蛍光灯器具(６～８畳用)、温水洗浄便座（貯湯式）の各製品の年間又は期間消費電力量の最小値の製品と平均値のものを比較し算出。	8,700

レポート　イギリスの都市サザンプトンとニセコ町での生活の中で見る環境への取り組み

二セコ町環境基本計画評価部会　　澤田のはら

　イングランドの南西部、ロンドンから電車で１時間半の距離にある港町サザンプトンに住み始めて２年。イギリス生活の中で見つけた環境への取り組みをニセコ町での生活と比較しながらいくつか紹介したいと思います。

　まず、スーパーマーケットでの食料品のお買い物。

日本でも最近レジ袋の有料化が検討されていますが、イギリスでもレジ袋は無料でいくつでももらえます。しかし、野菜・果物はほとんどばら売りで、好きな分だけ自分で選んで買える分、余分な包装を省くことができます。

また、イギリスのスーパーマーケットには必ずオーガニック食品（有機栽培）のコーナーがあり、その数や種類も豊富で、少し値段は高めですがいつでもオーガニック食品を選択することもできます。 日本でも有機栽培の野菜などは注目されてきていますが、まだまだ普及率は低く、ヨーロッパ諸国に比べてかなり遅れをとっています。

　さて、ニセコ町ではすっかり定着したゴミの分別、リサイクルですが、イギリスでは先進国とは思えないほど遅れているのが現状です。都市ごとに取り組み方は違うと思いますが、サザンプトンの場合、普通、住宅１つにつき大きなゴミ箱が二つ家の前に設置されています。ひとつは緑色のふたで、もうひとつが青色のふたです。青色のふたの方がリサイクル専用のゴミを入れるということになっていますが、とにかくひとつのゴミ箱なのでなんでも入れたい放題になるわけです。缶、瓶、ペットボトルに紙類まで全て一緒。特に、ニセコのように分別の仕方に関する説明書なども配布されないので、リサイクルできるゴミかどうかの判断は人それぞれで、ゴミの分別がどのように行われているのか、疑問に思うところです。大学の寮に住んでいた時はリサイクル用のゴミ袋もなく缶、瓶はもちろん、乾電池まで一緒の袋に捨てている始末でした。

そんなイギリスでも、埋め立ての土地が不足し始めているようで、リサイクルもだいぶ進められているようですが、ぜひともニセコ町の取り組みについて知ってもらいたいものです。

　この様に、イギリスも日本も環境に対する取り組みについてはそれぞれに進んでいるところと遅れているところがあるので、お互いに学びあっていければよいのではないかと思います。

注）　本レポートは、評価部会員であります澤田のはらさんより寄せられました、留学地でありますイギリス　サザンプトン市の環境行政と実態報告書です。

環境基本計画評価に関する意見

二セコ町環境基本計画評価作業部会　　梅　田　　滋

1：全体について

・　達成度合いが低い場合、努力にもかかわらず達成出来ない原因や背景を明らかにしない限り、評価に対応することは出来ないと思われます。「次年度への対応」が、“ねばならない”だけでは効果的な対応策にはなり得ず、もっと身近で日常的な取組みの仕組や運用の実態に課題を見出す必要があります。その点についても合わせて言及する方が、課題となっていることに住民参加や協働を導入することに繋がり、解決策が見出される可能性が高まるのではないでしょうか。当部会における住民意見が、この点について建設的な方向性を与えることは可能と思われます。以上の観点から意見を記して見ます。

2：「森を守る」について

・　この項は＜森の保全＞に関する施策であり達成度合いが全体に低いですが、天然林の実態調査や保全協定締結、保全条例制定など、いずれも一朝一夕には出来ない大きな課題なので、住民合意･地権者合意などに向けた話し合いに少しづつ着手することが必要です。大きく構えずに、まちづくり町民講座などをきっかけとして継続的な場を設けていくことが適切ではないかと思います。

3：「森を育てる」について

・　複層林の植林については、その是非も指摘されていますが、複層林施業という方法論もあるようなので、もう少し議論と検討が必要と思われます。
・　間伐財のリサイクルについて調査研究が対策化されていますが、予算措置で外注するか内部で進めるか、方針を明確にすることから始める必要があるのではないでしょうか。

4：「身の回りの緑を大切にする」について

・　里山造林事業以外は達成度合いが低い状態ですが、これらについても対策は全て「調査研究、計画策定」となっています。予算措置の可能性は現下の状況では非現実的なので、速やかに住民参加や協働の場作りを進め、取り組みを開始することが効果的と思います。
・　「里山」の現実的な可能性ですが、北海道ニセコ特有の里山のあり方として、例えば、次のような観点は考えられないでしょうか。
　　①　混交複層林の育林作業体験対象地
　　②　植林用の山引き苗の採取対象地
　　③　堆肥センター乾燥剤チップを算出する枝打ち、間伐、下草刈りなどの体験地
　　④　山菜やきのこ採り、薪炭対象地
　　⑤　森林浴など、親林活動･観察活動･体験活動の対象地

5：「クリーン農業を推進する」について

・　遊休農地の利用について、地表水系化する計画の案に加えて、利用集積や緑肥、試験耕作など様々な案が出ているので、それらの比較検討の議論を農業と環境双方の視点から始めることは、関係部局と関係事業者等が軸になれば委員会構成など可能と思われますので、早急に検討を始める必要があると思います。

6：「家畜廃棄物を管理する」について

・ 家畜の糞尿の堆肥化達成値が 73%となっていますが、この指標の算出の考え方と、この数値がどの程度のレベルなのかについての評価を記入して欲しいと思います。

7:「生活排水をそのまま流さない」について

・ ライフスタイルの見直しについて達成度合いが低い状況ですが、この課題は行政が抱え込んでも解決が不可能です。住民に素直に投げ返すか（＝協働）、あるいは、行政として住民の排水に関するライフスタイル（つまり、廃食油や生ごみなど高濃度 BOD 源を流しの排水口に流しているかどうか）について実態調査を行って、その結果への対策を住民参加の場で一緒に検討するか、どちらかの道を早急に選択すべきと思います。この課題は、当作業部会の格好のテーマになるのではないでしょうか。

8:「公共下水道を利用する」について

・ 生活排水関連の項目については上記の施策に関連していますので、合わせて対応策を進めることだと思います。何を改善すれば、流入 BOD の抑制･減少化になるのか、具体的に記述してその対応策をイメージする必要があるのではないでしょうか。

9:「水に親しむ仕組づくり」について

・ 全項目で達成度が低い状態ですが、これらは行政だけが抱え込む課題ではないと思います。特に No.32 以外の項目は、住民活動グループの主体的な活動を醸成する方向で、そのきっかけ作りと後押し、支援の仕組づくりの観点からの取り組みに切り替えるほうが、“調査研究”などと言うスタンスよりも効果的ではないでしょうか。そのようなグループや人材は、町内にいらっしゃるようですから。

10:「川の水を守る」について

・ No.39、40 の実態調査は住民参加の地元学テーマとしてその取り組みを継続することが、主たる方策ではないでしょうか。また、No.36、37 についても、一見専門的なテーマのように思われますが、住民参加の地元学のテーマとして十分に可能です（下記参考資料）し、No,38 の啓発についても、単に違法行為と言う観点だけでなく、住民の間にルール意識を広げる地道で息の長い取り組みをプログラム化したほうが無理が無いように思うのです。財源が無いことを住民に訴え、一緒に遊び楽しみながら（？）川を守る観察活動を継続する方向で仕掛けるということです。

11:「川を自然に戻す」について

・ 落差工、魚道、自然護岸関連が低い達成度となっていますが、前項に示したように、関係機関や専門業者にだけ依存した方法論ですと、なかなか突破口が見つからないように思います。数年前に、住民参加の地元学で実験したように、たとえば東三郎さん考案の低ダム群工法などの導入を働きかけるなど、具体的な工法はあるのですから、目標を明確にして住民と協働で活動を進める必要があるように思います。

Ⅶ　二セコ町環境基本条例

目次

前文
第1章　目的（第1条）
第2章　この条例の位置付け（第2条）
第3章　環境理念（第3条）
第4章　環境方針（第4条）
第5章　環境基本計画（第5条・第6条）
第6章　責任と義務（第7条―第１２条）
第7章　施策（第１３条―第２５条）
第8章　連携（第２６条・第２７条）
附則

ニセコ町は、東に羊蹄山、北のニセコアンヌプリ及び南の昆布岳に囲まれ、清流尻別川が町の中央部を流れています。わたしたち町民は、この豊かな自然の恵みと水循環に支えられて、農業や観光を中心とした産業を育んできました。

しかし、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄社会は、ニセコの自然環境に大きな影響を与え、誇るべき水循環の環にほころびも見受けられます。

今こそ、わたしたちの生活がこの自然環境に支えられてきたことを再認識し、壊れかけた環をもう一度直す取組みが必要です。

わたしたち町民は、水循環と物質循環の保全をとおして、地域の生活文化を守り育て、美しい景観が織り成す自然環境と調和した経済社会を持続させることにより、住むことに誇りが持てるまちを築くためにこの条例を制定します。

第1章　目的

（目的）

第1条　この条例は、ニセコ町の良好な環境の保全と創造（以下「環境保全等」という。）を進める際のわたしたち町民の責任を明らかにし、ニセコの自然生態系や地域の生活文化（以下「環境文化」という。）を守り育てることを目的とする。

第2章　この条例の位置付け

（位置づけ）

第2条　この条例は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する分野別基本条例のひとつとして、環境保全等に関し必要な事項を定める。

第3章　環境理念

（環境理念）

第3条　環境保全等は、町民が環境に関する情報の共有とまちづくりへの参加を通じ、安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代へ引き継ぐことを目的として展開しなければならない。

2　環境保全等は、ニセコが育んできた豊かな水循環の保全を基盤に物質循環と合わせ、環境文化を将来にわたって守り育てることを基本としなければならない。

3　環境保全等は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷軽減と持続的発展が可能な社会を築くため、すべての者の自主的かつ積極的な取組みによって行われなければならない。

4　環境保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、地域を越えた協力のもとに推進されなければならない。

第4章　環境方針

（環境方針）

第4条　町は、前条に掲げる環境理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づき、地域特性に即した環境保全等に関する取組みを推進しなければならない。

(1) 水循環の保全活動をとおして、豊かな環境文化を守り育てること。

(2) ごみゼロ社会を目指し、持続発展可能な社会づくりを進めること。

(3) 地球規模の視点から環境保全に取組むこと。

(4) 町民、コミュニティ、事業所等多様な参加による環境づくりを進めること。

(5) 快適かつ安全な住環境及び生活環境づくりを進めること。

第5章　環境基本計画

（環境基本計画の策定）

第5条　町は、本条例に基づく環境保全等に関する取組みを推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境保全等に関する目標

(2) 環境保全等に関する長期的な取組みの大綱

(3) 環境保全等に関する計画的かつ具体的な取組み事項

(4) 計画の進行管理に関する事項

3　環境基本計画は、その計画期間をおおむね１０年間とする。ただし、社会経済情勢の変化等に伴う計画の見直しを妨げない。

4　環境基本計画の策定においては、ニセコ町まちづくり基本条例第２５条に基づく町民参加を基本としなければならない。

（環境基本計画の管理）

第6条　町長は、環境の実態及び環境保全等に関する取組みの実施状況を明らかにするため、環境基本計画の進行状況を年に一度とりまとめ、これを公表しなければならない。

2　前項のとりまとめにおいては、ニセコ町まちづくり基本条例第２５条に基づく町民参加を基本としなければならない。

第6章　責任と義務

（行動原則）

第7条　本条例に定める環境保全等の活動は、環境理念と環境方針に従って行動しなければならない。

（町民の責任と義務）

第8条　町民は、日常生活に伴う環境への負荷軽減に努めなければならない。

2　町民は、自ら環境保全等に積極的に努めるとともに、町が実施するこれらの取組みに協力しなければならない。

（住民団体の責任）

第9条　住民団体は、環境保全等の活動に際し、住民参加の体制整備、情報の提供及び活動機会の充実に努めなければならない。

（事業者の責任と義務）

第１０条　事業者は、自らの事業活動に際し、環境への負荷軽減及び自然環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（町の責任と義務）

第１１条　町は、その活動において廃棄物の発生を抑制するとともに、環境への負荷軽減に資する原材料、役務等を率先して利用しなければならない。

2　町は、町民等が行う環境保全等に関する事業又は活動に協力しなければならない。

（旅行者等の責任と義務）

第１２条　通勤、通学又は旅行等で本町に滞在する者は、第8条に定める町民の責任と義務に準じ環境保全等に努めなければならない。

第7章　施策

（水循環の保全）

第１３条　町は、水源地、河川、湖沼、湿原等の環境保全に努め、健全な水循環と安全な水の確保のために必要な対策を講じなければならない。

（生活排水の適正処理）

第１４条　町民及び事業者は、生活又は事業に伴う排水処理を行うときは、水環境への影響を軽減するよう努めなければならない。

2　町は、町民及び事業者が行う前項の活動に対し、情報の提供及び必要な支援に努めるものとする。

（森林･里山の保全及び育成と利活用）

第１５条　町は、人と自然とが共生できる緑豊かな環境を形成するために、森林、里山並びに緑地の保全及び緑化の推進その他必要な取組みに配慮しなければならない。

2　町は、森林、里山の保全及び育成にあたっては、天然林の実態把握と保全、不伐地域の指定等必要な取組みに配慮するものとする。

3　町民及び事業者は、前2項の取組みに協力するとともに、大規模伐採を避けるよう努めるものとする。

（クリーン農業の推進）

第１６条　町は、安全な食料を生産するため、肥料及び農薬の適正な使用及び低減等環境にやさしい持続可能な農業の促進に努めなければならない。

2　町は、農業から生ずる廃棄物の適正な処理並びに循環的な利用に配慮しなければならない。

3　町民及び事業者は、前2項の取組みに資する農業技術の導入に努めるものとする。

（河川の自然生態系･水質保全）

第１７条　町及び河川管理者（以下「町等」という。）は、河川の自然生態系及び水質の維持向上に努めなければならない。

2　町等は、河川改修等に際しては、河川流域の自然生態系の把握とともに、自然に配慮した工法に努めるものとする。

（町民の親水活動推進）

第１８条　町は、町民が水と親しむ活動を進めることができるよう、情報の提供及び必要な支援に努めるものとする。

（廃棄物の削減及び効率的なエネルギー利用）

第１９条　町は、環境への負荷軽減のため廃棄物処理の適正化を推進するとともに、町民及び事業者による廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用の促進に努めるものとする。

2　町は、町が行う施設の建設、維持管理、その他事業に際しては、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用等環境への負荷軽減に努めなければならない。

3　町民及び事業者は、前2項の取組みに協力するとともに、家庭及び事業所における省エネルギーに配意しなければならない。

（地球環境の保全）

第２０条　町は、町民、事業者及び町がそれぞれの役割に応じて環境保全に資するための行動の指針を定め、これに基づく行動を促進するものとする。

（景観の保全）

第２１条　町は、ニセコの美しい景観を守り、つくり、育て、快適で潤いのあるふるさとを形成するために、

必要な対策を講ずるものとする。

(環境学習の推進及び人材育成)

第22条　町は、環境保全等について、町民、事業者及び住民団体が理解を深め、その活動が促進されるよう教育及び学習の推進を図るものとする。

2　町は、環境保全等に取り組む人材の育成に努めなければならない。

(施設整備)

第23条　町は、環境保全等に関する次に掲げる施設の整備を推進するため、必要な取組みに努めるものとする。

(1) 下水道、廃棄物処理施設その他良好な環境を維持･保全するための施設

(2) 多様な野生生物の生息環境の保全、適正な水環境の形成、その他環境保全等に資する施設

(3) 公園、緑地、その他緑空間に親しむための施設

(経済的負担)

第24条　町は、環境保全等について必要な対策を講ずる場合、その経費の一部を受益者の負担とすることができる。

(生活環境整備)

第25条　町は、健康で安全かつ快適な生活環境の確保に資する環境づくりのために、必要な対策を講ずるものとする。

第8章　連携

(町外との連携)

第26条　町民及び町は、環境保全等に際して、町内外のより多くの知恵や意見を積極的に活用するよう努めるものとする。

(国･他自治体等との連携)

第27条　町は、環境保全等に関する必要な広域的取組みについて、国その他の自治体等と協力してその推進に努めるものとする。

附　則

(施行期日)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

Ⅷ　ニセコ町景観条例

平成 16 年 3 月 15 日
条例第 14 号

目次

前文
第 1 章　総則(第 1 条ー第 8 条)
第 2 章　総合的な施策の推進
第 1 節　基本的施策の推進(第 9 条ー第 12 条)
第 2 節　景観協定等(第 13 条ー第 21 条)
第 3 節　重要景観等(第 22 条ー第 26 条)
第 4 節　ふるさと眺望点(第 27 条)
第 3 章　開発事業等の適正化
第 1 節　開発事業等の適正化(第 28 条ー第 39 条)
第 2 節　屋外広告物の適正化(第 40 条ー第 47 条)
第 4 章　土地等の適正管理(第 48 条ー第 52 条)
第 5 章　土地等の買取り(第 53 条)
第 6 章　立入調査(第 54 条)
第 7 章　雑則(第 55 条)
附則

ニセコ町は、秀峰「羊蹄山」や「ニセコアンヌプリ」などの山系に囲まれ、町の中央を清流「尻別川」が流れる美しい四季を織り成す自然環境に恵まれた町である。

近年、社会経済の変化や地域社会の意識変化等により、廃屋や不法投棄など、まちの美観を損なう現象が目立つようになった。

良好な景観は、美しいニセコの自然や風景と調和した営みから生まれ、私たち町民をはじめ、訪れる人々にとって潤いと快適さを与えるとともに、地域の産業や文化、歴史が長い年月を経て積み重ねられたなかで築かれた貴重な財産である。

ここに、私たちは、美しく雄大なニセコの風景を守り育て、相互に連携して景観づくりを推進し、豊かな自然の恵みを将来の世代に伝えることを決意しこの条例を制定する。

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、景観形成に関し、町、町民等、事業者及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定め推進することにより、町民一人ひとりがニセコらしい景観を守り、つくり、育て、快適で潤いのあるふるさとの形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　町民等　ニセコ町内(以下「町内」という。)に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
(2)　事業者　町内で事業活動を営む者及び事業を営もうとする者をいう。
(3)　土地の所有者等　町内の土地を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。
(4)　景観づくり　良好な景観を守り、つくり及び育てることをいう。

(5)　建築物等　建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物で第55条の規定に基づく規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
(6)　広告物等　屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件で建築物等以外のものをいう。
(7)　関係住民等　開発事業に伴いその影響が懸念される町民等で規則に定める者をいう。
(8)　管理不良状態　人が使用せず、又は景観づくりに配慮した適切な管理を行っていないことにより、景観づくりに支障をきたすおそれがあると認められる土地の状態で、規則に定めるものをいう。

(基本理念)

第3条　町の景観づくりは、町内を流れる大小さまざまな河川や山岳景観、雄大な農村風景、市街地の緑地など町民共有の貴重な財産を喪失することのないよう、自然環境の調和と地域全体の秩序ある土地利用に配慮し推進するものとする。

(町の責務)

第4条　町は、この条例の目的を達成するために、自ら景観づくりに努めるとともに、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、その推進に努めなければならない。

2　町は、前項の施策の実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

3　町は、町民等の景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずる責務を有する。

(町民等の責務)

第5条　町民等は、景観づくりの主体であることを認識し、自らの生活する環境の保全に努めるとともに、積極的に景観づくりに関わり、かつそれぞれの立場から景観づくりに寄与するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条　事業者は、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その事業活動の実施に当たっては、地域の景観を損ねることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第7条　土地の所有者等は、当該土地が管理不良状態により景観づくりを阻害しないよう、常に適正な維持管理に努めなければならない。

(適用区域)

第8条　この条例は、ニセコ町全域について適用するものとする。

2　前項に規定する適用の区域については、次に掲げる景観地域に分類し、それぞれの地域に適した景観形成を図るものとする。
(1)　農村景観地域　主に農業を中心とした丘陵及び田園景観をなす地域
(2)　市街地景観地域　住宅地域、商業地域など市街地景観をなす地域
(3)　自然公園景観地域　支笏洞爺国立公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園の自然公園景観をなす地域

3　前項各号に掲げる地域の範囲は、別に定める。

第2章　総合的な施策の推進

第 1 節　基本的施策の推進

(国等への要請)

第 9 条　町長は、国若しくは他の地方自治体又はこれらが設立している団体に対し、景観づくりに関し必要があると認めるときは、協力を要請するものとする。

(先導的役割)

第 10 条　町は、道路、公園その他公共施設の整備を行う場合は、北海道が定める北海道美しい景観のくにづくり基本計画に基づき、景観づくりに先導的な役割を果たすよう務めるものとする。

(関連施策の推進)

第 11 条　町は、農業、観光及び教育の振興その他行政の施策において、景観づくりに寄与する施策を推進するよう努めるものとする。

(規制措置)

第 12 条　町長は、景観づくりに支障を及ぼすおそれがある行為に関し、条例の定めるところにより、必要な規制措置を講じることができる。

第 2 節　景観協定等

(景観協定の締結)

第 13 条　一定の地区内の土地、建築物等又は広告物等の所有者等は、当該地区内における土地、建築物等又は広告物等について、その位置、規模、形態、意匠、色彩又は素材の基準その他の事項について、景観づくりに関する協定(以下「景観協定」という。)を締結することができる。

(景観協定の認定)

第 14 条　前条の景観協定を締結した者の代表者は、規則で定めるところにより、景観協定書を町長に提出し、その認定を求めることができる。

2　町長は、第 1 項の規定による認定をしようとするときは、ニセコ町環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。

3　町長は、第 1 項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4　景観協定の認定を受けた者は、当該景観協定を変更し、又は廃止したときは、速やかにその内容を町長に届け出なければならない。

5　第 2 項及び第 3 項の規定は、景観協定の認定の変更及び廃止について準用する。

(助言、指導)

第 15 条　町長は、前条の規定により認定した景観協定に関し、その対象となる区域内において、当該景観協定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第 16 条　町長は、前条の規定による指導を受けた者(以下「違反者」という。)が、正当な理由なくしてその指導に従わないときで、景観協定区域内の景観形成に著しく支障があると認めたときは、当該違反者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

2　町長は、前項の規定により勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(コミュニティ協定の締結)

第 17 条　原則として、三軒以上の建物等のそれぞれの所有者等は、景観形成を目的としたコミュニティ協定(以下「コミュニティ協定」という。)を締結することができる。

(コミュニティ協定の申請)

第 18 条　コミュニティ協定を締結した者の代表者は、規則で定めるところによりコミュニティ協定書を町長に提出し、その認定を求めることができる。

(コミュニティ協定の認定)

第 19 条　町長は、前条の規定により提出されたコミュニティ協定が景観づくりに寄与するものであり、かつ、規則で定める要件を満たしていると認められるときは、これを認定することができる。

2　コミュニティ協定の認定を受けた者は、当該コミュニティ協定を変更し、又は廃止したときは、速やかにその内容を町長に届け出なければならない。

(コミュニティ協定の認定の取消し)

第 20 条　町長は、前条の規定による廃止の届出があったとき、又は変更した内容が景観づくりの上で適当でなくなったと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(景観づくりに対する助成)

第 21 条　町長は、第 14 条の規定により認定した景観協定の区域内において、当該協定の関係者が行う景観づくりのための措置及び第 19 条により認定したコミュニティ協定の関係者が行なう景観づくりの取組みに対し、ニセコ町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)の意見を聞き、予算の範囲内で、その事業に要する経費の一部を補助することができる。

第 3 節　重要景観等

(重要景観等の指定)

第 22 条　町長は、景観づくりを推進する上で重要な価値があると認められる建築物等、樹木その他のものを重要景観等として指定することができる。

2　町民等は、ニセコ町の区域のうち景観づくりを推進する上で重要な価値があると認められる建築物等、樹木その他のものを重要景観等として指定するよう町長に要請することができる。

3　町長は、重要景観等を指定するときは、あらかじめ、委員会の意見を聞くとともに、所有者等の同意を得なければならない。

4　町長は、重要景観等の指定をしたときは、その旨を告示し、その所有者等に通知するものとする。

(重要景観等の管理)

第 23 条　重要景観等の所有者等は、当該重要景観等をその価値が損なわれないよう維持管理に努めなければならない。

(現状の変更等の届出)

第 24 条　重要景観等の所有者等は、当該重要景観等の現状を変更し、又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為その他軽易な行為については、この限りでない。

(助言又は指導)

第 25 条　町長は、前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為により重要景観等としての価値が損なわれるおそれがあると認められるときは、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(指定の解除)

第 26 条　町長は、重要景観等が朽廃、滅失等により重要景観等としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるときは、委員会の意見を聞いて、重要景観等の指定を解除することができる。

2　町長は、重要景観等の指定を解除したときは、その旨を告示し、その所有者等に通知するものとする。

第 4 節　ふるさと眺望点

(ふるさと眺望点)

第 27 条　町長は、ニセコ町の優れた景観を眺望できる地点を、ふるさと眺望点として、指定することができる。

2　町民等は、規則で定めるところにより、ニセコ町の区域のうち優れた景観を眺望できると認められる地点を、ふるさと眺望点として指定するよう町長に要請することができる。

3　町長は、ふるさと眺望点が広く町民等に利用されるよう、その紹介等に努めるものとする。

第 3 章　開発事業等の適正化

第 1 節　開発事業等の適正化

(開発事業の協議)

第 28 条　次の各号に掲げる行為(以下「開発事業」という。)を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、当該開発事業を開始する 30 日前までに、規則に定めるところにより、当該事業の内容及び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。

(1)　高さ 10 メートルを超える建築物の新築、改築、増築、外観の模様替え又は色彩の変更

(2)　地上 3 階以上かつ延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物の新築、改築、増築、外観の模様替え又は色彩の変更

(3)　高さが 10 メートルを超え、又は築造面積が 1,000 平方メートルを超える工作物の新設及び増設、外観の模様替え又は色彩の変更

(4)　環境及び景観に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場で規則に定めるもの(以下「指定事業場」という。)の新設及び増設(用途の変更により、以下の工場及び事業場になる場合を含む。)

(5)　土地の区画形質を変更する事業で、その面積が 5,000 平方メートルを超えるもの(5,000 平方メートル未満であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して 5,000 平方メートルを超えるものを含む。)

(6)　土地の区画変更を伴わなくても、主として建築物の建築の用に供する目的で、当該土地を分割し他の者に販売する事業で、その面積が 5,000 平方メートルを超えるもの。(5,000 平方メートル未満であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して 5,000 平方メートルを超えるものを含む。)

(事前景観調査)

第 29 条　開発事業者は、前条の協議に先立って、当該事業の実施により、景観上影響を及ぼすおそれのある地域を対象として、事前景観調査(以下「調査」という。)を行なうものとする。

2　調査の実施に当たっては、事前に町と協議して調査を行い、報告書を提出するものとする。

(説明会の開催)

第 30 条　前条第 1 項による調査を行った開発事業者は、第 28 条の協議に先立ち、当該事業の内容及び工事施工方法並びに景観への影響について関係住民等の理解を得るため、説明会を開催しなければならない。

2　開発事業者は、説明会を開催する場合は、説明会を開催する日の 10 日前までにその旨を関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならない。

3　町長は、説明会の開催に当たって、町職員を立ち会わすことができる。

4　開発事業者は、説明会を行なったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その結果を町長に報告しなければならない。

5　開発事業者は、説明会において関係住民等との協議により必要が生じた場合は、関係住民等と協定を締結するものとする。

(協議の審査)

第 31 条　町長は、第 28 条の規定による協議があったときは関係法令及び規則に定める審査基準により審査するものとする。

2　町長は、前項の審査を行うときは、前条の説明会における関係住民等の意見を勘案するとともに、必要に応じ審議会の意見を聴くものとする。

(助言又は指導)

第 32 条　町長は、前条の規定による審査の結果、美しい景観づくりのため必要があると認められるときは、開発事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(町長の同意)

第 33 条　町長は、第 28 条の規定による協議について、助言又は指導を行う必要がないと認めたとき、若しくは助言、指導に基づき必要な開発事業の内容の変更がなされたときは、規則で定めるところにより、当該開発事業者に対し速やかに当該開発事業に同意する旨を通知しなければならない。

2　町長は、前項の規定による同意について、この条例の目的を達成するために必要に応じて条件を付すことができる。

3　町長は、第 28 条の規定による協議について、当該開発事業が景観に著しく支障があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開発事業者に対し速やかに当該開発事業に同意しない旨の通知をしなければならない。

4　前項の場合において、町長は、不同意の理由を明らかにするとともに、当該開発事業者に対して開発事業の見直しを求めるものとする。

(開発事業の変更)

第 34 条　開発事業者は、前条第 1 項の規定による同意の通知を受けた開発事業について、規則に定める変更をしようとするときは、変更内容により改めて町長と第 28 条に規定する協議をしなければならない。

2　開発事業者は、前条第１項の規定による同意の通知を受けた開発事業について、規則に定めのない軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その内容を町長に届け出なければならない。

(開発事業着手届等)

第 35 条　第 33 条第 1 項の規定により町長の同意を得た開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより町長に届け出なければならない。

(1)　開発事業に着手したとき。

(2)　開発事業が完了したとき。

(3)　開発事業を廃止したとき。

(検査及び改善)

第 36 条　町長は、開発事業者から前条に規定する完了届が提出されたときは、当該開発事業の同意の内容との適合性について検査し、同意の内容と適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を開発事業者に通知するものとする。

2　町長は、前項の検査において、開発事業の同意の内容と適合しないと認めるときは、開発事業者に対して、期限を定めて当該開発事業に対する工事の是正を指導しなければならない。

(勧告)

第 37 条　町長は、開発事業者が次の各号のいずれかに該当したときで、町の景観に著しく支障があると認めたときは、開発事業の中止又は原状への回復若しくはこれに替わるべき必要な措置をとることを勧告することができる。

(1)　第 28 条の規定による協議を行わないとき。

(2)　第 30 条第 1 項の規定による説明会を開催しないとき。

(3)　第 32 条の規定による指導に従わないとき。

(4)　第33条第3項の規定による不同意の通知を受けた事業者が当該開発事業に着手したとき。

(5)　第 35 条の規定による届出を行わないとき。

(6)　第 36 条第 2 項の規定による指導に従わないとき。

2　町長は、前項の規定により勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(氏名等の公表)

第 38 条　町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告に従わないときは、審議会の意見を聞いた上で、当該勧告に従わない内容及び氏名等を公表することができる。

2　町長は前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されることとなる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第 39 条　本節の規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については適用しない。

(1)　震災、風水害、火災その他災害のために必要な応急処置として行なう事業

(2)　国又は地方公共団体が行なう事業(前項に掲げる事業を除く)

第 2 節　屋外広告物の適正化

(屋外広告物の協議)

第 40 条　屋外において、看板、広告物その他これらに類するものを表示し、又は設置(以下「表示等」という。)をしようとする者(以下「広告物等表示者」という。)

は、当該表示等を開始する30日前までに、規則で定めるところにより、その広告物等の規模及び表示方法等について町長と協議しなければならない。またその協議内容を変更しようとするときも同様とする。

(事前景観調査)

第41条　町長は、必要があると認められるときは、広告物等表示者に対し、当該表示等を行なうことにより、景観上影響を及ぼすおそれのある地域を対象として、調査を行なわせることができる。

2　調査の実施に当たっては、事前に町と協議して調査を行ない、報告書を提出するものとする。

(協議の審査)

第42条　町長は、第40条の規定による協議があったときは関係法令及び規則に定める審査基準により審査しなければならない。

2　町長は、前項の審査を行うときは、当該広告物等の規模及び表示方法等を勘案し、必要に応じ、審議会の意見を聞かなければならない。

(助言又は指導)

第43条　町長は、前条の規定による審査の結果、美しい景観づくりのため必要があると認められるときは、関係機関と協力のうえ、広告物等表示者及び広告物等を管理する者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(町長の同意)

第44条　町長は、第40条の規定による協議について、助言又は指導を行う必要がないと認めたとき、若しくは助言、指導に基づき必要な広告物等の規模及び表示方法等の変更がなされたときは、規則で定めるところにより、当該広告物等表示者に対し速やかに当該表示等に同意する旨を通知しなければならない。

2　町長は、前項の規定による同意について、この条例の目的を達成するために必要に応じて条件を付すことができる。

3　町長は、第40条の規定による協議について当該等が景観に著しく支障があると認めるときは、規則の定めるところにより、広告物等表示者に対し速やかに当該表示等に同意しない旨の通知をしなければならない。

4　前項の場合において、町長は、不同意の理由を明らかにするとともに、当該広告物等表示者に対して表示等の見直しを求めるものとする。

(勧告)

第45条　町長は、広告物等表示者が次の各号のいずれかに該当したときで、町の景観に著しく支障があると認めたときは、当該広告物等の撤去等の必要な措置をとることを勧告することができる。

(1)　第40条の規定による協議を行わないとき。

(2)　第43条の規定による指導に従わないとき。

(3)　第44条第3項の規定による不同意の通知を受けた広告物等表示者が当該表示等をしたとき。

2　町長は、前項の規定により勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(氏名等の公表)

第 46 条　町長は、前条第 1 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告に従わないときは、審議会意見を聞いた上で、当該勧告に従わない内容及び氏名等を公表することができる。

2　町長は前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されることとなる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第 47 条　本節の規定は、次の各号のいずれかに該当する看板、広告物その他これらに類するものについては、適用しない。

(1)　公職選挙法による選挙運動のために表示設置するもの

(2)　道路標識など法令の規定により表示設置するもの

(3)　国、地方公共団体が公共目的のために表示設置するもの

(4)　スポーツ大会又は文化事業のために主催者等が表示設置するもの

(5)　祭典その他年中行事等のために表示設置するもの

(6)　営利を目的としないで、次に掲げるもの

ア　交通安全、公衆衛生、火災警報その他公益に関する宣伝周知のためにするもの

イ　会合その催物に関するもの

ウ　はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

エ　報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

第 4 章　土地等の適正管理

(土地の適正管理及び指導)

第 48 条　土地の所有者等は、当該土地が管理不良状態にあるときは、自らの責任において草木の除去、塀の設置、緑地の造成等その他必要な措置を講じて、景観づくり及び安全の保持に努めなければならない。

2　町長は、土地の所有者等に対し、当該土地が管理不良状態により、景観づくりが阻害されていると認められるときは、前項に規定する土地の管理に関して指導することができる。

(勧告)

第 49 条　町長は、前条第 2 項の規定による指導に従わない者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

2　町長は、前項の規定により勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(草木、廃屋等の除去の斡旋)

第 50 条　町長は、土地の所有者等が、繁茂した草木、廃屋、資材、土砂、瓦礫、廃材及び機能の一部を失った自動車等を自ら除去することができないときは、当該所有者等の申出により、その除去をする者を斡旋することができる。この場合において、当該除去費用は、所有者等の負担とする。

(命令)

第 51 条　町長は、当該土地が管理不良状態にあるにも関わらず、当該土地の所有者等が第 49 条の勧告に従わないときは、期限を定めて、繁茂した草木、廃屋、資材、土砂、瓦礫、廃材及び機能の一部を失った自動車等を除去することを命令することができる。

(草木、廃屋等の除去の代執行)

第 52 条　町長は、前条の命令を受けた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより、自ら当該土地に繁茂した草木、廃屋、資材、土砂、瓦礫、廃材及び機能の一部を失った自動車等を除去し、又は第三者にこれを行なわせ、その費用を当該土地の所有者等から徴収することができる。

2　町長は、代執行を行なうときは、審議会の意見を聞かなければならない。

第 5 章　土地等の買取り

(土地等の買取り)

第 53 条　町長は、景観づくりの形成上特に重要な建築物等又は土地の所有者から当該建築物等又は土地の買取について申出があった場合において、特に必要があると認めたときは、当該建築物等又は土地を買取ることができる。

2　町長は、当該建築物等又は土地を買取るときは、委員会の意見を聞かなければならない。

第 6 章　立入調査

(立入調査)

第 54 条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を指定し、美しい景観等の保持、形成を著しく損なうおそれのある土地又は建物の立入調査をさせ、説明若しくは報告を求め、又は関係者に対して必要な指示又は指導を行なうことができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 7 章　雑則

(委任)

第 55 条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日前に既に法令等に基づき、現に第 28 条に掲げる開発事業に着手している者については、第 29 条から第 39 条までの規定は適用しない。

3　この条例の施行の際、現に表示されている屋外広告物については、第 40 条から第 47 条までの規定は適用しない。

資料　環境関連施設の概要

○ ニセコ町堆肥センター …… 生ごみ・下水汚泥の堆肥化
○ ごみステーション …… 資源ごみ保管庫・ダストボックス
○ 倶知安町清掃センター …… 可燃ごみの焼却
○ 蘭越町粗大ごみ処理施設 …… 粗大ごみ・不燃ごみの破砕
○ ニセコ町最終処分場 …… 焼却灰・破砕ごみの最終埋立場
○ リサイクルセンター …… 資源ごみの分別処理
○ ニセコ町下水道管理センター…下水道の終末処理
○ 羊蹄衛生センター …… し尿の終末処理

ニセコ町役場町民生活課 環境係
☎ 0136-44-2121　FAX 0136-44-3500
coumin@town.niseko.hokkaido.jp

NORTHERN RESORT NISEKO
Niseko N 42° 52' E140° 48' Northern Resort
Mt.Annupuri

All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

○ ニセコ町堆肥センター

所　在:ニセコ町字豊里2番地1
供　用:平成14年12月2日開始
目　的:地域有機物資源(畜ふん・生ごみ・下水汚泥)の堆肥化
規　模:敷地面積　　32，855．42m2
　　施設面積　延べ　6，082．74m2
方　式:[混合]⇒[ヤード発酵]⇒[撹拌発酵]⇒[堆積発酵]
　　(撹拌方式)直線開放型ロータリ式撹拌機
能　力:原　料　　9，579トン　畜ふん　6，675トン
　　生ごみ　1，206トン
　　下水汚泥　400トン
　　製品堆肥　5，531トン

Niseko N 42° 52' E140° 48' Northern Resort
Mt.Annupuri

All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

○ ごみステーションの事例

↑ 資源ごみ保管庫

地域ごみステーション

右上：東山ペンション街
上　：綺羅街道沿い
左下：一般タイプ
右　：望羊団地内

All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

○ 倶知安町清掃センター

所　在：倶知安町旭279
供　用：平成14年11月　日
目　的：可燃ごみの焼却（破砕処理施設併設・ダイオキシン類削減対策済み）
能　力：（ごみ処理）44トン／16時間（22トン×2基）
　　（破砕処理）15トン／5時間
構　成：蘭越町／ニセコ町／真狩村／留寿都村／喜茂別町／京極町／倶知安町

All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

○ 蘭越町粗大ごみ処理施設

所 在:蘭越町字鮎川153番地2
供 用:平成15年10月1日開始
目 的:粗大ごみ、不燃ごみの破砕処理分別(可燃ごみ、不燃ごみ、鉄資源)
規 模:敷地面積 1,681.14m2
施設規模 580.0 m2
能 力:(破砕) 竪型スイングハンマー式破砕機 (選別) 磁力及び風力選別
7ﾄﾝ/日(5時間) 1.4ﾄﾝ/時間
構 成:蘭越町/ニセコ町/真狩村/留寿都村/喜茂別町/京極町/蘭越町

Niseko
N 42° 52' E140° 48' Northern Resort
Mt.Annupuri
All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

○ ニセコ町一般廃棄物最終処分場

所 在:ニセコ町字豊里131番地4
供 用:平成14年12月1日開始
目 的:被覆タイプの(焼却残さ・破砕不燃物)埋立処分地
規 模:敷地面積 7,757.2m2
埋立面積 1,000 m2
埋立容積 4,500 m3
機 能:遮水構造 遮水コンクリート(500mm)+ゴムアスファルトシート(4mm)+不織布(10mm)
浸出水処理(水) 接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過・活性炭吸着+消毒
(汚泥)汚泥重力濃縮

Niseko
N 42° 52' E140° 48' Northern Resort
Mt.Annupuri
All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

○ リサイクルセンター

事 業 所： (有)塚越産業　　(0136)44－2630
所 在 地： ニセコ町字富士見150
対象品目:びん類
　　缶類
　　ペットボトル
　　紙類(段ボール･雑誌･新聞･紙パック)
　　その他紙製容器包装物
　　その他プラ類
　　発泡スチロール類

Niseko
N 42° 52' E140° 48' Northern Resort
Mt.Annupuri
All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office

○ ニセコ町下水道管理センター

所　在:ニセコ町字本通247番地1
供　用:平成12年11月1日開始
目　的:下水道汚水の処理
規　模:(敷地面積) 12，000．00m2　　(施設面積) 1，348．46m2
方　式:分流式
　　(水 処 理)　オキシデーションディッチ法　　(汚泥処理)　重力濃縮･機械脱水
能　力:(処理面積) 120㌶　(処 理人口) 3，000人　(処理能力) 1，380m3／日

Niseko
N 42° 52' E140° 48' Northern Resort
Mt.Annupuri
All Rights Reserved, Copyright 2002 NISEKO Town Office